

第1日目（3月1日）

議長（阿部久夫君） ただいまから平成24年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届が出ておりますのでこれを許します。
なお、新潟日报社から撮影許可の願いが出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって議席番号15番・樋口和人君及び議席番号16番・関昭夫君の両名を指名いたします。

（「了承」の声あり）

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る2月22日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日3月1日から3月19日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月19日までの19日間と決定いたしました。

議長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長 おはようございます。貴重なお時間をお借りして申し訳ありませんが、今日、議席の方に議案の訂正について資料を配付し差し上げておりますのでご覧をいただきたいと思っております。22日に配付いたしました議案資料等について一部誤りがございましたので、誠に申し訳ございませんがご訂正をお願いします。

第3号議案、第4号議案につきましては字句の訂正と根拠法令の追加ということでございますし、第26号議案につきましては、議運でお話は申し上げておりますが施行日の変更ということで差し替えのお願いをさせていただきたいと思っております。それから4の施政方針資料でございますが、丸1、丸2、丸3、丸4とちょっと多くて大変恐縮ですが数字が違っておりますのでご訂正をお願い申し上げます。以後気をつけますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。平成24年3月定例会、本日から始まりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。開会に当たりまして議員各位のご健勝をお慶び申し上げます。

す。また、日頃から市政発展のためにご尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表し感謝を申し上げますところであります。

まずはじめに、今冬の豪雪のために、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。2年続きの豪雪となり、道路、住宅除雪などの交通及び生活環境の確保にご尽力、ご協力いただきました市民の皆様をはじめ、関係各位のご労苦に心からねぎらいと御礼を申し上げます。

ここで、平成23年12月議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げまして、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。ちょっと長くなりますがよろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、12月議会定例会以降の状況であります。保健・医療・福祉についてであります。平成19年度策定の「いきいき市民健康づくり計画」について、計画期間前半の活動の中間評価を行い、3月2日開催の健康づくり協議会において審議していただく予定であります。この評価結果を期間後半の健康づくりへの課題として、最終年度の目標達成に向けて取り組んでまいります。

また、県の支援と市民の皆様からのご意見をもとにしました「南魚沼市歯科保健計画」を本年度末までに策定をいたします。この計画を健康づくりの指針の一つとして市民に普及啓発し、事業を進めてまいります。

1月31日に第4回魚沼基幹病院財団法人設立準備委員会が開催をされました。準備委員会では、財団法人の組織構成、定款、収支シミュレーション及び財団設立スケジュールが提示され承認を得ました。また、新潟県では魚沼基幹病院建築工事、電気設備工事、衛生設備工事及び空気調和設備工事の入札が執行され、落札者は内定しております。今2月県議会で承認をされる予定であります。

なお、基幹病院の財団法人設立時の理事長には荒川先生が内定をしているということであり、先般新聞にも載ったとおりであります。院長候補につきましては今人選中ということでありまして、ご本人の内諾は得ているということでありましたが、氏名等についてはまだ明らかになっておりませんので併せてご報告申し上げます。

福祉関連では、豪雪対策本部の設置及び災害救助法の適用を受けて、要援護世帯等を対象に住宅除雪援助事業を実施いたしました。

本年度は、各種福祉計画の策定年に当たり、「第2期地域福祉計画」、「第2期障がい者計画」、「第3期障がい福祉計画」及び「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を年度末までに策定をいたします。平成24年度からそれぞれの計画に基づいて福祉施策を実施してまいりますけれども、介護保険事業計画につきましては、計画期間中の保険料を定める介護保険条例の一部改正が必要なため、別に提案をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

障がい福祉関係では、旧浦佐保育園を改修いたしました「浦佐福祉の家」が完成し、1階に地域活動支援センター「ドリームハウス」が2月13日に移転し、利用を開始いたしました。

た。2階には就労支援施設として「魚野の家うらさ」が3月1日本日でありますけれども開設をしました。利用者の利便を図るとともに、障がい福祉サービスの拠点施設として役立ててまいりたいと思っております。

介護保険関係では、平成23年度介護基盤緊急整備事業として、藪神地区に建設中の小規模多機能型居宅介護事業所1か所が本日、浦佐地区で移転建設中のグループホーム1か所が4月1日までにオープンをいたします。

次に、教育・文化についてであります。

昨年6月に城内、大巻、五十沢中学校と第一上田、第二上田小学校の学区に教育を考える会を立ち上げ、デメリットの改善策や、あるいは統合の可否について協議をしております。その結果、3中学校においては、部活動に影響が出ていることや、今後も生徒数の減少が進むことを考えると、「統合はやむを得ない」との意見集約を得たところであります。

また、上田地区では、複式学級の可能性があったため、小学校区としては最優先で地区に説明をしておりますが、当面は複式にならない予測に変わったことや、地域の学校としての思いから、「2校が連携してデメリットを補いながら、しばらくは共生していこう」との意見集約をいただきました。

両教育を考える会の委員の皆様には、さまざまなご意見がある中で、集約をしていただき感謝申し上げます。それぞれ方向性が出されましたので、両会は閉じることといたしました。今後は、集約された意見を踏まえて市の方針を示し、地域の皆様に周知をしております。

市立特別支援学校につきましては、12月定例会において、予算をご承認いただきました体育館新設及び校舎棟の一部増築に係る実地設計に着手し、検討委員会の意見を聞きながら、順調に作業を進めております。また、開校に向けて重要な部分であります日中一時支援や通学バスの運行につきましても、保護者の皆様の意向をお聞きしながら検討を進めているところであります。

六日町中学校の体育館耐震補強工事につきましては、本年度の国の補正予算を受けて、本定例議会で補正予算を計上いたしましたので、よろしくようお願い申し上げます。

スポーツ推進計画につきましては、原案についてパブリックコメントによるご意見を参考に、スポーツ推進審議会においてご審議いただきました。3月の教育委員会で決定し、今後広く市民の皆様へお知らせし、計画の実現に向けて事業を進めてまいります。

子ども・若者育成支援センターにつきましては、困難を有する子ども・若者支援の地域ネットワークの構築のため、市・国県等関係機関による子ども・若者支援地域協議会を設置いたします。

次に、環境共生についてであります。

平成22年度に地球温暖化対策実行計画を策定したところでありますが、本年2月に「地球温暖化対策地域協議会」を設置いたしました。市民、事業者、団体及び行政等が協働して環境に配慮した行動を積極的かつ継続的に実践することにより、地域の実情に即した地球温

暖化対策の推進を目的としております。

一般廃棄物の減量化に関する事項を審議していただくために「廃棄物減量化等推進協議会」を設置いたしました。市民、事業者、一般廃棄物関連業者及び有識者により、これまでに2回の協議会を開催し、身近な問題を見直すことから、ごみの減量化について検討をいただいております。

次に、都市基盤についてであります。

国土交通省の本年度3次補正では、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業的観点から、社会資本整備総合交付金に「全国防災枠」が新設され、本市では1,830万円の事業配分を受け、耐震対策工事を進めております。

また、当年度の社会資本整備総合交付金は、総額8億9,400万円の要求に対し、最終事業費で7億8,300万円、国費ベースでは4億6,300万円で、要求額に対し87.5%の配分となりました。景気対策からも早期発注に努めてきたところではありますが、「平成23年7月新潟・福島豪雨」の災害復旧の応急対策等を優先してきたことから、交付金事業は工事中止などを余儀なくされ、年度内の完成が見込まれなくなった箇所もありました。これらにつきましては、事業繰越の処理を行い、次年度の完成を見込むこととなります。新潟・福島豪雨によります公共土木施設災害復旧状況につきましては、災害関連工事を含む全80か所の最終査定を終え、決定額は12億3,000万円となり、その内10か所は年度内完了、58か所は平成24年度に繰り越し、12か所は平成24年度発注の予定としております。災害復旧につきましては、できる限り早期に復旧工事を完了し、市民生活の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、産業振興についてであります。

はじめに農業関係であります。新潟県では平成22産米量の不足から新米への切替えが早まり、出来秋の販売が全銘柄とも好調に推移したことから、昨年11月末現在の販売実績は、前年度対比106%となっております。魚沼産コシヒカリも前年産米量の不足の影響から、米穀店が早めに年間必要量の確保に動いており、前年を上回る販売実績となっております。

商工業関係では、南魚沼市職業訓練共同施設につきまして、管理運営業務に専門性や継続性が求められる施設であることに鑑み、職業訓練法人南魚沼ここに「市」が入っておりますが市は抜いてください南魚沼職業能力開発運営協会を指定管理者として選定し、施設設置条例とともに本定例会に提案いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、観光施策として、今泉博物館の敷地、建物のリニューアルによって、観光交流の拠点施設として生まれ変わる施設を、道の駅「南魚沼」として国土交通省に登録申請を行っております。本定例会に設置条例を提案いたしましたので、これもよろしくお願いを申し上げます。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

豪雪対策につきましては、昨年末から降り始めた雪が市内観測地点の一部で注意積雪深の145cmを超えたことから、本年1月6日に注意体制をとり対応してまいりました。1月下旬からは、立て続けに流れ込んだ寒気の影響で断続的に大量の降雪が続き、1月30日に大雪警戒本部を設置、1月31日には市内観測地点の内6地点で警戒積雪深の240cmを超えましたので、午前10時に南魚沼市豪雪対策本部に移行し、警戒体制をとってまいりました。また、同日午後2時に塩沢地域が災害救助法の適用区域となり、全観測地点で240cmを超えた2月3日には、市内全域に適用拡大となりました。このたびの豪雪による人的被害は屋根の雪下ろしなど除雪作業中や豪雪によるもので、2月17日現在では死者1名、重軽傷者23名となっておりますけれども、2月29日現在では、重軽傷者が一人増えまして24名となっております。

2月中旬に入りまして、断続的な降雪は収まりましたが、雪崩等の災害発生が懸念されるため、当分の間「警戒体制」を継続してまいります。

また、1月31日付で豪雪により不足が見込まれる各種除雪経費、住宅除雪援助事業についての補正予算(第6号)を専決処分させていただきました。本定例会でご報告申し上げますので、ご承認をお願い申し上げます。

原子力安全対策につきましては、県内全市町村で構成する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」において研究を進めているところでありますが、昨年11月に県が事務局案として「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故における対策の考え方」を提示したことに伴い、研究会と県の実務担当者によるワーキンググループを設置し、研究会がまとめた県への意見を生かしながら、真に実効性のある原子力安全対策の構築を目指すこととしております。2月9日には、研究テーマの一つであります「安全協定」について、当面の対応策として、既に東京電力と安全協定を結んでいる柏崎市と刈羽村を除く県内28市町村が研究会の第5回開催に期日を合わせ、東京電力と連絡通報協定を締結したところであります。

本定例会に提案いたしました補正予算(第7号)につきましては、主な内容といたしまして、歳出では、豪雨災害関連予算の内、本年度に執行残が見込まれる、農林施設、農地災害関連で21億9,600万円の減額、土木施設復旧費で不足する1億5,847万円、その他施設復旧等に7,912万円を追加いたしました。病院事業会計では、本年度末に約4億円の資金不足が見込まれますので、これを解消する目的で同額の補助金を計上いたしました。基幹病院は入札も執行され、いよいよ新年度からゆきぐに大和病院敷地内に建設が始まります。市の医療体制再編の方針に基づき、現六日町病院の整備に取り組んでまいります。この財源といたしましては、主に国県の支援金と病院事業債を活用する計画ではありますが、企業会計で前年度末に資金不足がある場合には起債ができません。このため、補助金を交付し資金不足を解消するものであります。歳入の主なものといたしましては、豪雨災害に関連する国県補助金、市債等合計18億558万円の減額、法人市民税などの税収入1億3,200万円の増収を見込んでおります。その他、歳入歳出とも今後の執行見込みにより所要の額を追加計上、あるいは減額補正をさせていただきました。

以上によりまして、歳入歳出17億9,510万円を減額し、総額で371億9,272万2,000円としたいものであります。

予算化されながら年度内に支出が終わらない見込みがある27事業、41億3,563万円につきましては、翌年度に繰り越して執行することができるよう繰越明許費を計上いたしました。

次に、平成24年度当初予算編成に当たり所信の一端を申し上げます。

国の経済見通しによりまして、本年度は、東日本大震災により経済活動は深刻な打撃を受け、年度当初からマイナス成長が半年間続くなど厳しいスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じて製品や部品の供給体制の急速な立て直しが図られた結果、景気は持ち直しに転じました。しかし、夏以降は急速な円高の進行あるいは欧州政府の債務危機の顕在化による世界経済の減速が景気の持ち直しを緩やかなものにしており、結果として、本年度の国内総生産の実質成長率はマイナスを見込んでおります。

平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれまして、国内需要が成長を主導し、我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれております。ただし、欧州政府の債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等が心配されているところであります。

政府としては、平成24年度予算を「日本再生元年予算」と位置づけ、新たな産業の創出を始め成長力の強化、雇用創出、人材育成等に戦略的に取り組むとの編成方針のもと、一般会計総額90兆3,339億円の政府案を作成いたしました。

また、平成24年度から平成26年度までの中期財政フレームを昨年8月に閣議決定し、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、社会保障費の自然増に対応する地方財源を確保した上で、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないように確保するとしております。

この方針に基づきました平成24年度地方財政計画　これは東日本大震災分を除く通常収支分でありますけれども　によりまして、年少扶養控除等の廃止による個人市民税の増、法人税の回復などによる地方税の増、臨時財政対策債を含めた地方交付税の合計額を前年度微増とすることで、一般財源総額を対前年比0.2パーセント増と見込んでおります。

当市におきましては、本年度は、豪雨災害復旧費が57億4,000万円とかさんだことから、予算総額は約372億円とかつてない規模となりました。財政状況につきましては、実質公債費比率が順調に低下しているものの、災害対策、病院会計資金不足解消のための財政調整基金残高が目減りすることなど、厳しい状況が続いているところであります。

当市の平成24年度一般会計予算は、前述の国の予算案及び地方財政計画等を踏まえた上で、何よりも豪雨で被災した公共施設や農地の復旧を確実にを行うことを第一に編成をいたしました。本年度予算の内、繰越明許費とした約32億6,000万円の予算に合わせ、当初予算で17億6,635万円を新たに計上し、切れ目なく、そしてできるだけ早く早急に復旧で

きるよう全力を挙げて取り組む所存であります。

一般会計予算では、(1) に子育て支援、高齢者福祉の充実、(2) として教育、文化、スポーツ環境の充実、(3) 省エネ・新エネへの転換、(4) 交通体系の整備、(5) 観光振興、(6) 財政の健全化、これらを重点目標として編成をさせていただきました。

子育て支援では、学童保育、保育園の施設整備、病後時保育実施園の拡充、高齢者福祉では、魚沼荘改築に向け調査基本設計費を計上いたしました。

教育では特別支援学校の建設、薮神小学校の大規模改修、文化では図書館建設のための準備、スポーツでは大原運動公園第 1 期工事に着手をいたします。また、全国高等学校体育大会の開催に向けて準備を進めてまいりましたけれども、大会が成功裏に終了できるよう万全の体制を整えているところであります。

省エネ・新エネへの転換といたしましては、上町エコ住宅の実証実験を継続するとともに、宅地内消雪設備普及促進事業補助金の拡充を行います。

交通体系の整備では、地域公共交通協議会を立ち上げて、実証実験を行いながらバスを中心としたこれからの公共交通のあり方を研究いたします。

観光振興では観光交流拠点施設、道の駅「南魚沼」この改修工事を早期に完成させ、7月オープンに合わせ、管理運営体制の準備に万全を期す所存であります。

財政の健全化といたしましては、本年度に改定いたしました行政改革大綱アクションプランの進行管理を確実にいき、効果的・効率的な財政運営に努めてまいります。

以上により、平成 24 年度予算総額は 3 2 3 億 5, 2 0 0 万円、豪雨災害関連を除きますと 3 0 5 億 8, 5 6 4 万円であります。前年度当初に比べまして 2 4 億 6, 0 0 0 万円、同 7 億 6 4 万円増、比率にして 8. 3 パーセント、同 2. 3 パーセントの増となっております。総合計画実施計画を踏まえ、予算編成の方針として定めた重点施策の予算化は行えたものと思っております。

次に平成 24 年度の主な事業概要についてご説明を申し上げます。

第 1 に保健・医療・福祉についてであります。

はじめに保健関係でありますけれども、「いきいき市民健康づくり計画」を健康づくりの指針として、「市民の命を守り育む健康施策」を展開してまいります。

第一として、健康診査及び保健指導の充実による生活習慣病等の予防やがんの早期発見に努めてまいります。特に特定検診 5 年目に当たりまして、対象者に検診と、食生活をはじめ生活習慣改善の重要性について正しい理解が得られるよう普及啓発し、受診率の向上とともに保健指導の充実を図ってまいります。

第二といたしまして、予防接種事業及び母子保健事業の充実に努めます。予防接種につきましては、被接種者及び保護者等への健康教育を通じて、接種率の向上と有効なワクチン接種による予防接種助成事業の充実を図ります。また、母子保健事業では、不妊治療や妊婦検診への継続助成をはじめ、乳幼児健診やその後の療育支援の充実など、健全な子育てに資するための施策を行ってまいります。

第三といたしまして、自殺予防対策に引き続き取り組みます。県をはじめ、雇用、消費生活相談等関係機関の連携によりまして、これまでの事業に加え、先進事例を参考とした新たな展開を図るとともに、家族及び地域住民の理解により予防へとつながる事業を進めてまいりたいと思っております。

国保特別会計につきましては、引き続き厳しい経済・雇用環境による被保険者の所得減少及び高齢化に伴う医療費の増額が懸念されますが、本年度に続き法廷外繰入を実施して、保険税の上昇を抑制したいと考えております。

福祉関係につきましては、平成24年度は各種福祉計画の初年度に当たります。まず「第2期地域福祉計画」でありますけれども、平成24年度から5か年を計画期間として、市民、関係機関、社会福祉協議会及び行政が一体となって地域福祉を推進することにより、その基本理念であります「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、市民の手で支え合う福祉のまち」を実現すべく推進してまいります。

次に「第2期障がい者計画」及び「第3期障がい福祉計画」であります。平成24年度から前者が6か年、後者が3か年を計画期間として、障がい者のニーズに対して必要な障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保と見込み量を定めるものであります。その基本理念であります「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」の実現に向けて、関係機関、団体などと連携しながら障がい福祉計画の充実に向け取り組んでまいります。

次に「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」であります。平成24年度から3か年を計画期間として、急速に進行いたします高齢化と拡大し続ける介護ニーズに対応した、介護保険サービスの質と量の充実に図り、計画的な施設整備を行うことにより、その基本理念であります「高齢者の自立と心豊かな生活を地域で支えあうまち」の実現を目指して、介護保険事業の更なる充実に図ってまいります。

高齢福祉関係では、災害時の被害軽減につなげるため、引き続き災害時要援護者台帳の整備を進めるとともに、災害時要援護者マップを作成して民生委員児童委員、行政区長及び消防署等関係部署と、位置情報や必要とする支援情報を共有することによりまして、災害時の情報伝達や安否確認並びに避難の迅速化を図ってまいります。

介護保険関係では、社会福祉法人八海福祉会が大崎地区に建設中の特別養護老人ホームが、本年6月1日開設に向け順調に推移しております。入所者の仮受付も本年3月1日、今日からですけれども開始するということでもあります。この70床の特養が開設されることによりまして、課題となっておりますと特養待機者についても大幅に改善されるものと期待しております。

障がい福祉関係では、障がい者の福祉サービスの向上に向けて、六日町地区に障がい者グループホーム1か所、浦佐地区に就労支援及び生活介護を目的とした多機能型通所施設1か所の開設が予定をされております。

福祉関係につきましては、刻々と変わる制度に対応しながら、複雑かつ多様化するニーズ

に応え、住民の福祉向上を進めるために関係者と連携を密にしながら事業を推進してまいります。

子育て支援事業でありますけれども、平成22年度に次代の社会を担う子どもの成長を社会全体で支援する観点から創設されました子ども手当は、「子どものための手当」に制度改正されましたが、またこの名前は変わるようであります。所得制限の導入に伴いまして、年齢あるいは児童数等により支給額は月額で5,000円から1万5,000円となります。次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資する支援を行ってまいります。

保育園及び学童クラブにおける安全・安心な保育環境の整備と保育の質の向上を図るために、保育士や指導員の研修、講習会を開催するとともに、保育用品や玩具、感染症対策用備品等の整備を行い、よりきめ細かな子育て支援を促進してまいります。

保育園の施設整備につきましては、赤石保育園及び西五十沢保育園の大規模改修を実施いたします。また、学童保育施設につきましては、たけの子クラブを老朽化した現施設から五日町小学校体育館ギャラリーに移築するため改修工事を実施させていただきます。

余川保育園の保育園機能を継承していただく、仮称でありますけれども「六日町認定こども園」の工事につきましては、豪雪のため建築・機械設備等本体工事の工期を8月末まで延長することとなりました。また、外構工事及び六日町幼稚園舎の解体工事等につきましては、3月中旬に入札を行い、12月末までに完了し、平成25年4月の開園を目指して進めていただきます。

県単子ども医療費助成事業が、9月診療分から3子以上世帯の全子について通院及び入院とも中学校卒業まで拡充されます。拡充に必要な予算につきましては診療状況等を見極めこれは対応してまいりたいと思っております。

第2に教育・文化についてであります。

平成25年4月開校を予定している市立特別支援学校につきましては、転用する職業訓練共同施設の改修と体育館の新設工事を行います。また、教育カリキュラムの策定や校歌、校章の制定など、開校に向けて準備を進めてまいります。

特別支援学級につきましては、浦佐小学校に弱視学級を、塩沢小学校に発達障がい通級教室を新たに設置いたしまして一層の充実を図る所存であります。

学校施設整備につきましては、優先してきました耐震補強工事が完了しましたので、老朽化した校舎の大規模改修工事に順次着手いたします。平成24年度は藪神小学校の大規模改修工事と城内小学校の大規模改修実施設計を実施いたします。

平成24年度に本大会を迎えます、全国高等学校総合体育大会、インターハイにつきましては、リハーサル大会も滞りなく終了しております。テニス会場となる大原運動公園の整備や自動車ロードレース会場の準備を進め、効率的な大会運営に努めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、ディスプレイ南魚沼の屋根改修工事及び塩沢グラウンドの防球ネット設置を行います。

図書館建設計画につきましては、駅前全体の活性化を目指すためのワークショップを開催してご意見をいただくとともに、並行して土地及び建物の買収、実施設計の早期完了等、基本構想の具現化を目指してまいります。

また、全ての市民が、生涯を通じてより主体的な学習活動に取り組めるよう、生涯学習推進計画の策定を進めてまいります。

子ども・若者支援につきましては、全ての子ども・若者の「あふれる笑顔」をめざし、子ども・若者・若者支援地域協議会の機能の充実を図ってまいります。

保育園・幼稚園・こども園等の子どもに対する発達相談としてユニバーサルデザインの支援事業により巡回相談を実施し、早期発見・早期支援を進めます。小学校では不登校児童・生徒に対する教育相談支援の強化を図ってまいります。ニート・ひきこもり支援では、専門職によりカウンセリングを行い相談の充実を図ります。先ほどは小・中学校でありました。社会参加をめざすプログラム開発及び支援業務をNPO法人に委託し、就労につなぐ支援を推進いたします。これらの事業の推進によりまして、切れ目のない一貫した支援体制を構築してまいりたいと思っております。

第3 環境共生についてであります。

新潟・福島豪雨では、リサイクルセンターが水没するなど周辺集落を含め大きな被害が発生をいたしました。早期に改善を図るため、排水設備を設置するための調査委託料を計上し、検討を進めてまいります。

第4 都市基盤であります。

国土交通省の平成24年度予算は、東日本大震災を契機といたしまして全国防災枠等を最大限活用し、被災地の復旧・復興や国民生活の安全・安心の確保を図ると同時に、循環型社会の構築や地域社会の維持、活性化などに向け真に必要な社会資本整備を着実に進めることとし、厳しい財政状況の中、地域自主戦略交付金などや全国防災枠を合わせた公共事業予算につきましては、4兆3,821億円、対前年比102パーセントとほぼ前年並みの予算を確保したところであります。また、一括交付金の拡充につきましては、平成24年度からは、政令指定都市まで拡大することとしております。

平成24年度直轄事業の国道17号浦佐バイパスは、県道下折立浦佐停車場線から県道雷土新田浦佐線までの延長1.1キロを平成24年度一部供用開始に向け、水無川橋、これは仮称であります。上部工及び舗装工事等として7から9億円、六日町バイパスは八箇峠トンネルの残土を利用した、小栗山地区の工事促進及び用地買収促進のため0から2億円、八箇峠道路につきましては、南魚沼・十日町両工区のトンネル工事の事業促進として27億から39億円の配分となっております。

新潟・福島豪雨で発生した山間地等の土砂災害につきましては、災害関連緊急事業として湯沢砂防事務所や新潟県の協力を得て本格的に整備促進に努めます。

また、新潟県が平成15年度から改修を進めてまいりました一級河川十二沢川は、昨年の水害により市街地が大規模浸水被害を受けたことから、平成24年度から平成28年度の5

か年間で市道市役所通線から上流520メートルについて、緊急的かつ集中的な投資により改修事業を促進し、洪水被害の軽減及び災害の防止を図ってまいります。

市の公共事業は、継続事業及び早期完成予定の事業並びに緊急性等を考慮して優先配分し、市民の安全性や利便性の向上とともに快適な生活環境の確保を図るため道路事業などを進めてまいります。また、地域経済の活性化を促進するため、引き続き「住宅リフォーム事業」を実施し、市民の住環境の向上を図ってまいります。この事業につきましては、事業開始から3年となり緊急経済対策事業としての所期の目的はおおむね達成できるのではないかと考えております。今年度の24年度の状況を踏まえてまた今年度以降判断をさせていただきたいと思っております。

国が進める新たな生活交通に対する補助制度に対応するため、基幹病院を中心とする市内医療機関の再編時期を見据えながら、南魚沼市の特性に応じた、持続可能な公共交通のあり方を検討するため「南魚沼地域公共交通協議会」による調査事業に着手いたします。

上水道関係では、3か年計画で取り組みました「遠隔監視システムの整備事業」が完了し供用されることから、より安定した給水と水質管理に努め、安全で安心な水を届けます。工事関係では計画的な改良・維持修繕工事に加え、水害の復旧工事を進めながら、教訓を生かした改良工事や緊急水源確保のための調査に取り組みます。また、浄水施設では、老朽化した塩素注入設備の更新を計画し、安全で安定した浄水機能の維持に努めたいと思っております。

水道料金の納付環境を大幅に改善するため「コンビニ納付」を実施し、全国どこでも24時間納付できる体制を整えます。

また、依然として厳しい経営状況でありますけれども、低所得高齢者世帯に対しまして、水道料金の基本料金を半額程度減免いたします「福祉減免制度」を創設いたします。

下水道関係では、平成24年度国土交通省下水道関連の予算は、社会資本整備交付金として1兆4,395億円、対前年比82パーセントとなっております。

当市では、平成24年度予算は、昨年並みの額を確保し、引き続き市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全に向けて面整備を進めてまいります。

下水道事業の進捗による普及率の順調な伸びに比較しまして、水洗化率が進まないことから、総合計画指標の目標値達成に向け、平成24年度から3年間限定で公共下水道事業接続促進事業を創設し、一定の要件を満たす方への補助制度を導入して、併せて融資制度の改正を行い、水洗化率の向上に取り組みます。また、農業集落排水を含めた維持管理コストの縮減と持続可能な汚水処理のため、流域下水道への編入を目指し、下水道事業認可変更に向け調査業務に着手をいたします。

第5に産業振興についてであります。

はじめに農業関係であります。生産数量目標でありますけれども、米の消費量は昭和37年度をピークに減少し続けており、供給過剰状態が続いております。このため、国は全国水稲生産数量目標を平成23年産米より2万トン少ない793万トンに設定し、各県に配分い

たしました。新潟県への配分は5万4千8,580トンで200トンの微増となりました。これを受けて、県からは当市に対し前年比約1万7千500トン減の2万1,235トンが生産数量目標として通知をされたところであります。

配分量が少なくなった要因といたしましては、消費者の低価格志向の影響で新潟一般コシヒカリの売れ行きが良かったこともあり、魚沼コシヒカリの優位性が減少し、相対的に魚沼地域の昨年6月末在庫量が多いという結果のためと考えられます。両協議会では、市からの生産数量目標に基づき協議を経て、農家への配分をする段階でありまして、農業者のご理解とご協力をお願い申し上げるところであります。

本年度から本格実施となりました「農業者戸別所得補償制度」につきましては、平成24年度も同様の制度内容で引き続き実施されます。農業者へはこの制度を活用した所得安定に向け取組を進めてまいります。

次に、豪雨災害によります農林施設災害復旧についてであります。国の災害査定を受け、できるだけ早期の復旧を目指して、より多くの工事発注に努めてまいりましたが、おおむね3割程度の完了率にとどまり、多くは繰越し工事となりました。

農地災害につきましては、できるだけ春の水稲作付けまでに復旧を間に合わせるべく、施工業者や地元集落の皆様と協議を進めておりますが、あいにくの豪雪に見舞われた中、消雪促進等を実施し早期着工を進め、より多くの南魚沼産コシヒカリが作付けできるよう、更なる努力をしております。また、吉里・外谷・思川地区においては、災害関連区画整備事業によりまして、災害復旧と併せた区画整備事業の準備を進めてまいります。

次に、商工観光についてであります。雇用環境につきましては、東日本大震災や昨年10月のタイ洪水によります供給制約が解消してきた反面、欧州の財政危機や円高の影響によりまして景気の動向は不透明感を増しております。予断を許さない状況であります。

全国の12月の失業率は、前月より0.1ポイント上昇して4.6パーセントと高い水準にあります。また、今春卒業予定の大学生の就職内定率は、昨年12月末現在で71.9パーセントと前年同期を3.1ポイント上回りましたが、過去2番目の低い水準となっているなど、学生を取り巻く雇用情勢も依然深刻な状況であります。

ハローワーク南魚沼管内の12月の有効求人倍率は、季節需要もあり1.84倍と前年同期を1.60倍上回っておりますけれども、春先以降になりますと0.5程度になっていく傾向が続いております。今後の雇用状況は決して楽観的な状況ではないということでもあります。雇用対策は重要な課題として認識しておりますので、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を実施して雇用の創出に努めるほか、企業情報の収集に努めてまいります。

次に、商業振興であります。図書館建設に伴う街づくり会社の施設等につきまして、土地及び建物の買収、退店されるテナントへの移転補償などを含めまして、街づくり会社の経営改善に向けた運営計画や償還計画について、中小企業基盤整備機構及び新潟県とも連携をとりながら対応をしております。併せて、中心市街地の活性化に向けた取組について、商店街等からの問題提起も含め、商工会などの関係機関と協議を進めてまいります。

観光振興では、道の駅「南魚沼」につきまして、本年7月1日のグランドオープンに向け、関係団体と協議の上準備を進めております。道の駅は、「南魚沼市農産物・特産品直売所」、「今泉記念館」、「憩いの広場」からなりまして、多くの方々から利用していただける特色ある施設づくりを目指してまいります。

また、昨年、坂戸城築城500年祭記念イベントの一つといたしまして「食のイベント」を開催したところでありますが、応募しておりました「国際ご当地グルメグランプリ2012」の開催地につきまして、県から「牧之通り」で開催することを、これはもう内定決定ですいただきました。本年10月6日と7日の2日間にわたり開催することで地元の了承もいただいておりますので、今後は地元の皆様、県及び関係機関等で検討を行い、南魚沼市を県内外にアピールをしてまいります。

また、低迷するスキー観光の活性化やニューツーリズム事業の推進など、多方面にわたる観光振興事業を推進するに当たり、関係機関・団体が連携して事業に取り組んでまいります。

第6に行財政改革についてであります。

平成18年度から財政健全化計画を中心として実施をしてまいりました南魚沼市行政改革大綱を、昨年12月に改定をいたしました。今後は行政改革大綱の体系に沿いまして、具体的な取組を整理したアトラクションプランに基づき、改革の推進と進行管理を行ってまいります。

5年目を迎えます地域コミュニティ活性化事業は、市内12地区で各地域づくり協議会によりまして、さまざまな活動を実施していただいております。新年度からは、さらに各地域での計画を実行しやすくするために、経費配分の自由化及び積立金制度の創設等が可能となりますので、地域の創意工夫で地域のニーズにさらにきめ細かく対応でき、そして地域に密着した地域主体の地域づくり、これがさらに進むことを期待しているところであります。

昨年秋に新消防庁舎本体が完成をいたしました。平成24年度は、1期工事最終年度になり、残りの外構工事を施工するとともに、2期工事部分の一部土地買収を予定しております。なお、昨年7月の豪雨災害では延べ4,400人を超える消防団員から防災活動にご尽力いただいたところでありますが、このたびその南魚沼市消防団の活動に対しまして消防庁長官より防災功労として表彰状が授与されましたので、ご報告を申し上げます。

以上、新年度を迎えるに当たりまして、主要な施策について概要を述べさせていただきます。

昨年の豪雨災害や2年続いた豪雪など相次ぐ自然災害に見舞われ、市民の皆様には多くのご労苦をおかけしております。まずは、豪雨災害からの復旧を早急に完了させ、そして安全・安心なまちづくりを進めることを第一に、新年度の事業に取り組んでまいります。また、国内外の政治、経済の混迷によりまして、当市を取り巻く環境も依然として厳しい状況にありますけれども、行動することで難局を打開し、そして希望の光をもたらすよう努めてまいります。魚沼基幹病院の建設着工、大原運動公園整備の開始、図書館整備の開始など新しい希望に向けての事業も着々と進んでおります。

「悲観主義者はすべての好機の中に困難を見つけるが、楽観主義者はすべての困難の中に好機を見いだす」という言葉があります。私はこの言葉を旨として引き続き議員各位並びに市民の皆様の温かいご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

むすびといたしまして、今議会の提出案件68件。内訳といたしまして条例29件、予算14件、その他25件であります。皆様方からそれぞれ十分にご審議を賜りまして可決成立をさせていただきますようお願い申し上げます。以上であります。

議 長 以上で市長施政方針及び行政報告を終わります。

議 長 日程第5、報告第1号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。

議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。

井上議会運営委員長 それでは議会運営委員会に付託されました継続調査についてご報告申し上げます。12月議会以降、議会運営委員会は2回行われました。第1回目につきましては平成24年1月26日であります。委員7名の出席、1名の欠席という状況であります。そのほか正副議長からも出席をいただきました。執行部からは総務部長、企画財政課長の出席をいただきました。

審議した内容でありますけれども、平成24年3月議会の会期日程についてであります。会期日程につきましては、会期日程の案の案ということで事務局から提示をいただきまして審査をいたしました。その他といたしまして2件ほど案件がありまして、1点は各会派代表者会議の決定を受けまして、議会運営委員会に付託されました議場の日の丸の掲揚についてということでありました。もう1点は本会議の一般質問の内容をインターネットで音声配信してはどうかと、この2点について審査をいたしました。

日の丸の掲揚につきましては9月議会で本会議で決定されたことでありまして、それぞれの委員の意見を聴取し、反対意見もありましたので再度次の委員会までということ、1回目の会議につきましては各会派に持ち帰ってもう1回協議ということ決定をみました。

インターネットで音声配信についてはその場で一応決定をして、特別の予算がかかるのか何とか特別の事情がない限り、エフエム雪国さんの資料に基づいてということでもありますので、エフエム雪国さんの了解がとれたら配信するということで協議を終わっております。

続きまして第2回目であります。期日は2月の22日であります。出席議員は8名全員であります。そのほかに正副議長の出席をいただいております。執行部は総務部長、企画政策課長、総務課長、財政課長の出席をいただきました。

調査の内容でありますけれども、3月議会に付議される事件の内容、それから会期の日程、当初予算の審査の進め方、請願、陳情、意見書の取扱いというような案件で、そのほかに一般質問の取扱い、それから3月議会でありますので恒例になりました退職者の挨拶という件を審査いたしました。

そのほかにその他といたしまして、前回の1月26日の日に持ち越しになっておりました日の丸を議場に掲揚するという件で審査をいたしました。反対が1それから時期早尚ではな

いかという意見が1、それぞれ意見をいただいたのですが、採決の結果反対者2名、6名の方が賛成ということで日の丸を議場に掲揚すると。時期につきましては新年度からということで6月議会から。形状とか掲揚の方法とかという詳細につきましては、議長、副議長それから議運の委員長、議員会長という4名の皆さんで話し合いをもって、詳細は決定して報告するというように決定をしております。以上であります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

若井達男君 確認させていただきます。今ほどの委員長報告につきまして、日の丸という言葉が出ておりますが、これは国旗ということの解釈でよろしいわけでしょうか。その辺ひとつははっきりしてください。

井上議会運営委員長 そのとおりであります。国旗であります。国旗、日章旗であります。

岩野 松君 関連してですけれども、議場にそれをすることは反対もあったけれどもするというように決まったそうですが、それに対してどこに掲げるとか、それからどういう態度で臨むなんていうものの協議はありませんでしたでしょうか。

井上議会運営委員長 先ほど報告したとおり詳細につきましては、議長、副議長、議運の委員長、それから議員会長で協議をし決定をするということでありますので。はい、以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・関 昭夫君の報告を求めます。

関総務文教委員長 総務文教委員会の閉会中の事務調査についてご報告をさせていただきます。調査の期日ですが、平成24年1月27日、委員の出席状況、1名欠席の8名でございました。議長からも出席をいただきました。

調査事項につきましては、消防団の活動について、特別支援学校について、平成24年度予算編成方針について、市税について、図書館建設について、その他ということでもございました。執行部からも教育長、消防長、総務部長、市民生活部長、教育部長、消防次長、財政課長、税務課長、学校教育課長、社会教育課長等の出席をいただきました。

1枚資料をはぐっていただきたいと思いますが、消防団の活動についてということで、消防本部で説明を受けました。当日は消防長以下、消防団長並びに各方面隊長そして分団長と大勢の方からお集まりをいただき、それぞれから説明をいただきました。消防長からはここに付いている資料17ページから19ページに基づいて説明をいただきましたし、団長以下からはそれぞれ昨年の豪雨災害についての報告等をいただきました。

ここには記載されておりませんが、分団長等の意見の中には、まず緊急用の資材等の備蓄がなかったこと、それから交通事情が悪くてそれを取りに行けなかったような状況が続いたこと等ありましたし、また、交通規制等の要請を受けたそうですが、残念ながら権限がない

という部分で、どうしても通るということを止めることができないというような課題もありました。それからもう1点、印象に残っているのが、やはり火災等であれば出勤もおおむね1日程度ということですが、水害の場合は今回特にそうですが4日、5日と続いてしまったという関係で、消防団員の中にはやはり企業勤務者が非常に多いという関係もありまして、なかなか長期に休めなかったというような問題もありました。また、分団長の中には逆に使う側の方もいらっちゃって、非常に余裕がない中でわずかな人数でやっている企業が、全員消防活動に出してしまうということになると、やはり企業として営業活動が滞ってしまうというような課題も報告をいただきました。

そんな中でここにも記載がありますが、7月28日から8月15日までの出勤が延べ4,446人ということで、近隣の状況、魚沼市が延べ1,000人、長岡市が約延べ2,000人というようなことを見ても、非常に多くの方から活動いただいたということでもございました。また、団長からでしたが今回の災害での一番の教訓は、初動対応をどうしたらよいかということだというふうに思っているというようなこともありましたし、各方面隊、分団では集合場所も決まっているが、災害に遭うと思われるような場所が集合場所になっていたというようなことで、それらの変更も含めて検討していきたいというような説明もありました。

また、質疑の中ではありましたが、火災、地震についてはマニュアルが確定して配布をされているわけですが、水害については現在マニュアルを作成中であるということで、統一した活動ができなかったというようなことでありました。また、団員の出勤、企業の協力がなかなか得られないという説明があった中でその質問がありまして、消防長からは、団員は減っているのですが、市では消防団協力事業所として現在25社を認定し表示を行っているということ。また、被雇用者が8割を超えるような状況になっている中で、もっとこれを消防団協力事業所ということを広げて、多くの企業の皆さんからご理解をいただくように努めていきたいというような考えがありました。地域の安全を守るということをお願いをしているということで、現在2,400名確保していきたいということでもございました。

また、消防団の救助活動で市の対策本部の指示が出てということが本来だと思うがということで、今回どのような指示がきてどのようにされたのかという質問についてです。これは消防団長からのお答えでしたが、水害時の消防団の命令系統については7月28日に対策本部ができた時点では、各方面隊長への連絡は取っていなかったということでした。それから29日以降、各方面隊と連絡を取り合ったということですが、現場の状況を逐一報告するよという連絡はしていなかったということでした。また、現地の状況把握、指示等については方面隊長に任せてあるということで、特別な事情がある場合以外は団長が連絡を受けて指示を出すというような命令系統には、今現在なっていないという報告でした。今のところ旧3地区ごとの活動という状況だそうです。

次に特別支援学校についてであります。現地の魚沼サンティックスクール、職業訓練センター等、図面に基づき現地を見ながら詳細な説明を受けました。資料につきましては20ページにございますのでよろしくお願いたします。

特別支援学校についての質疑ですが、施設を耐震補強するということであるが、ある程度の規模に建て替えた方がよいのではないかと質問がありましたが、あくまでも耐震補強、大規模改修という方向で進めているという答弁でした。

また、特別支援学校の教育カリキュラムはいつ頃発表になるのか。校歌などのソフト面の進捗状況、工程はどのようになっているのかという質問でしたが、開校準備のための専門教員を配置していただけるものと期待をしているという答弁もありましたし、最終的な決定は校長が決まってからということになると思うが、準備は4月から進めたいという答弁がございました。

また、特別支援学校は職業訓練ということで特色を持たせる学校という説明をされているわけですが、結果として就労施設が不足するのではないかと質問がありました。特別支援学校だけで完結するわけではなく、市の福祉ビジョンがどうなっているのかということが常に問われる問題だという認識を持っているそうです。鈴懸の脇にパン工場ができるというような情報が今現在あるのみで、福祉保健部との連携の中で将来展望を探っていきたいというような答弁でした。

職業訓練センターは築40年くらい経過しているということで、耐震補強しても耐用年数には変わりはないのではないかと質問がありました。耐震補強をしたことによって20年くらい延びるという想定で今現在準備をしているということだそうです。

それから、発達支援センターということの考えについての質問がありました。すぐできないにしても場所等を設置するべきと思うがという質問に対して、早期に見つけて早期に支援するという仕組み、そういうセンターを早くつくりたいという思いを持っているそうですが、特別支援学校でやろうとは今現在考えていないという答弁がございました。

次に平成24年度予算編成方針についてであります。総務部長から資料に基づき説明がありました。資料につきましては21から23ページにございますのでよろしく願いいたします。

合併特例債がもし5年延長ということが決まった場合、今後投資事業で積極的に特例債を活用して市民の要望にこたえていくような姿勢をとっていくのかという質問がありました。国会では12月に継続審議になっており、5年間延びるだろうという想定をしているということですが、それが決まれば今の計画ももう一度見直して行ってやっていきたいというような答弁がございました。

それから事業評価が予算に反映されるようなシステムになっているのかという質問がありました。直接的な評価をしてそれを予算に反映するというきちんとしたルールは特別にないが、1月からやっているアクションプランという部分で、行革の行動計画であるが、その中で事業を見直そうということにしているということで答弁がありました。

次に市税についてであります。税務課長から資料に基づき説明がありました。資料につきましては24ページから25ページに記載のとおりでございます。質疑等は特別ありませんでした。

5 図書館建設についてであります。社会教育課長から資料に基づき説明がありました。資料は26ページから28ページになりますのでよろしく申し上げます。詳細につきましては、30日の全員協議会で事業費等の説明をするという部分がありましたので、いろいろな質問があったわけですが、ほとんどはそういう答弁で終わっております。一部だぶっているかもしれませんが、どういう図書館をつくるかということだけであれば簡単なことであるが、これをつくることによって中心市街地の活性化がどう図られるのか。図書館を建設すると同時に考えていかなければいけないのではないかとという質問に対して、図書館の目的は駅前の活性化と商店街をいかにしたらつなげることができるかということであり、図書館をつくったら終わりではなく2期、3期ということであり、緑地等その他いろいろなデザインをそういうことを考慮した基本設計になっているという答弁でございました。

以上先ほど申し上げましたが事業費等の質問が多数ありましたけれども、全員協議会にということでの答弁があったこととさせていただきます。以上で報告を終わります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。調査項目の三つ目の平成24年度予算編成方針についての部分と、5番の図書館建設についての部分であります。資料でいただきました10ページ、委員長がおっしゃっていただきました事業評価の部分であります。アクションプランという発言がありましたが、財政健全化が多分セットになっての部分ですが、その部分について財政健全化という部分を24年度予算ではどうなるかというのについての説明、若しくは質疑があったかどうかをお伺いしたい。

もう1点は図書館についてであります。資料14ページ。この中で本が20万冊という部分での質問でありますけれども、かねてより電子書籍ということが新しい図書館に求められているわけですが、電子書籍という部分についての答弁もなかったわけですが、そこら辺についての質疑があったかどうか、以上2点をちょっとお伺いします。

関総務文教委員長 質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。まず予算編成方針についての関係ですが、そのような質疑それから説明等はありませんでした。また、同じく図書館の関係ですが、電子書籍等についての説明あるいは質疑もありませんでした。

中沢俊一君 図書館建設について13ページの後段にワークショップをして商店街の活性化につなげていきたいというような答弁があるわけでありましてけれども、地元の商店街の幹部に聞いてみましたところ、今のところまだそのような話はどうも耳に入っていないということがありました。具体的なこれについての取り組みとか説明はあったかどうか聞かせてください。

関総務文教委員長 今ほどの質問ですが、具体的な取り組み等スケジュールの話はありませんでした。

塩谷寿雄君 総務文教委員会の委員会が開かれたわけですがけれども、年前にこういう項目にたつて委員を招集して勉強したと思うのです。また、総務文教委員会だけ事前調査になるかどうかそれはまたわかりませんが、また調査前にそういうことを委員長としてや

っていくつもりかどうかお聞かせください。

関総務文教委員長 閉会中の事務調査は当然やっていますし、議会にも報告をし承認をいただいた分です。やらせていただいております。当然やるべきことだと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 ここで休憩といたします。開会は11時10分といたします。

(午前10時48分)

議長 休憩前に続き会議を再開いたします。

(午前11時08分)

議長 なお、議会運営委員長・井上智明君から発言を求められておりますのでこれを許します。

井上議会運営委員長 先ほど委員会の報告をしましたが、その中でその他の案件で話し合いをした結果を報告しました。その他の案件は国旗及び市旗を議場に掲げるという案件だったわけですが、市旗の部分が抜けておりました。大変失礼いたしました。国旗及び市旗を議場に掲げる案件で話し合いをして決定したということですので、よろしくお願いたします。

議長 それでは産業建設委員長・山田 勝君の報告を求めます。

山田産業建設委員長 それでは産業建設委員会の調査の内容について報告いたします。調査の状況であります。2月2日の日に委員全員出席、議長も出席いただきました。そうの中で執行部の方、産業振興部長、建設部長、以下記述のとおり執行部の出席をいただきまして、現地調査及び事務調査を行いました。

調査の事項であります。一つ、牧之通りの観光誘客について、現地調査も行いました。二つ目、観光交流拠点整備事業について、現地調査も行いました。六日町街づくり株式会社について、市内企業の景気動向及び雇用動向について、スキー場の入り込み状況について、産業振興部の補助金事業の目的と成果について、作付面積の状況について、除雪について、その他と、非常に項目が多くなっております。若干時間がかかりますがご了承ください。

それでははぐっていただきまして一つ目、牧之通りの観光誘客について。おそれいりますが14ページをはぐっていただきます。現地で「射干の会」の会長さんの説明を受けながら、この資料も見ながらですが、非常に多くのイベントをやっております。五月人形まつりから現在やっておりますひな雪見かざり、多くの事業をやっております。その下の表を見ますと2010年、2011年と非常にバスの台数が激増しております。

こういった状況のなか資料を見ながら説明をいただきまして、年間の入り込み客数が13万7,000人と多くなっております。昨年「都市景観大賞」を受けまして、今年には「手づくり故郷賞」を受賞しました。さらに道の駅が今年7月にグランドオープンになるということで、これと連携をさせて観光誘客に努めたいと。そして地域住民が一体となって活動する

ことこそ本当の意味での地域づくりだというふうを考えている旨、説明をいただきました。なお、射干の会の会長の中島さんから説明いただいた中で、どこにでもあるものは売りたい。おもてなしの気持ちでお客様に向かっていると。ただ、要望とすれば、もう少し喫茶店など休める場所があるともっといいかなというような言葉をいただきました。

以上の説明を受けた中で質疑と答弁がありました。二つ目の質疑の中で、塩沢の一体化を考えた中で誘客を進めるかという問いに対しまして、南魚沼市全体の中で考えていきたい。それには地元住民の皆さんが協力してお客様を引っ張っていくという努力していくことが、真の意味での地域づくりではないかという答弁をいただきました。

二つ目でありますが、観光交流拠点整備事業であります。おそれいりますが15ページをお開きください。資料であります、道の駅「南魚沼」、これが申請してある名称であります。通称名、愛称名で「雪あかり」、全体の施設を雪あかり。総工事費3億8,000万円の見込みで、施設概要ですが、農産物・特産品直売所この名称が「四季味わい館」、「今泉記念館」、それから「憩いの広場」、そして駐車場と。

そしてその下の丸ですが管理主体、南魚沼市、ただし、直売施設は指定管理者制度により「しおざわ農業協同組合」に委託という資料と説明をいただきまして、質疑応答に入ります。

最初の質疑ですが6次産業化のための農産物加工センターが必要ではないかと。産業振興部の中で協議して、また、商工会やJAとの関係機関とも検討したいという答弁であります。次であります、公募された駅長の身分保障と今後の職務権限これはどうなのかという質問に対しまして、商工観光課が3年間をめどに直営で管理を行うが、当面は商工観光課長が駅長を兼任し、臨時職員については駅長代理としてやっていくという答弁をいただきました。ただ、課長が駅長を兼任して本当に施設の管理運営ができるのか。駅長というのは常駐でなければだめなのではないかという質問に対しまして、班体制をしいて観光施設班を設け、基本的には道の駅にほぼ専従というかたちで係長級を置く予定であるという答弁がありました。

続きまして三つ目、六日町街づくり株式会社について、商工観光課長から資料に基づき説明をいただきました。街づくり株式会社の借入金残高は9億1,288万円、これは昨年12月末現在であります、全体の完済は平成38年9月末ということで期限が設定されております。このたび、図書館として財産処分、建物、土地の売買を行う、譲渡を行う場合につきまして、財産処分に伴う繰上償還額について中小企業基盤整備機構から3億円以上の返済を求められている状況であるということです。今後経営アドバイザー等の指導を踏まえて返済計画を作成する段取りになっているというような説明をいただきました。

その後、質疑に入りました。ララの魅力についてはどのように執行部として考えているのかということで、駅前で基幹的かつ利便性の高まる場所で、コンパクトシティという考え方からすると、中心市街地に基幹店舗や医療機関があることは高齢者の利便性を図る面からも必要だということであります。

続きまして、街づくり会社に対して3億円の補助金を出したという事実が機構に残るだろうが、税金を投入してまであの位置に図書館を建設する必要があるか。また今後、市は一切

資金を払わないということが機構や街づくり会社に理解されたという担保がない。非常に危険な補助金だと考えるが、という質問に対しまして、今回の3億円補助金で平成30年までの借入金半額償還の計画ができそうだ。市としてはこれが限度だと話しているが、機構側としては当然全額返済を望んでくるであろうという答弁であります。

今回合計約5億5,000万円の税金を投入することとなるわけですが、機構に対しては6億円を超える借入れが残る。そのほかに未払金も相当額あり、合わせて8億円から9億円の負債を抱えた会社として存在するわけであるが、返済計画をどう練り出してもしてもうまくいかないだろう。また、このような時期が来る。いったん街づくり会社には幕を引く方向を市が示すべきではないかと。それに対しまして答弁では一日2,000人以上来店するララは、中心市街地の活性化という点で有意義である。できるだけ経営改善を図っていく方向で検討していくべきと思うという答弁がありました。

ララに図書館が入ると経営面積は格段に狭くなる。果たして存続できるのか。次の借金返済期限が来て結局市が払うことになると思うと。そういう質疑に対しまして、経営面積は狭くなるが逆に維持管理費等の支出も減少すると答弁がありました。

もう二つだけ。市が考えている道義的責任とはという問いに対しまして、今まで必要な施設であったために継続してきた。ララは地域の活性化にとって必要な施設だと考えているという答弁がありました。

7ページの最後ですが、返済計画の中で機構のことばかり考えるのではなく、未払金や敷金等、全体として考えていく段取りはあるか。答弁は、固定負債は現在11億2,000万円だが、トータル的に検討していきたいという答弁をいただきました。

四番目ですが、市内企業の景気動向及び雇用動向について。資料は19ページであります。震災の関係それから六日町スキーリゾート等について説明をいただきました。質疑に入りまして、ハイテク産業の市内の動向はどうか。また、南魚沼ならではの産業は育っているのかという質疑に対しまして、ハイテク産業は拡大の予定は現在のところはないようだ。なお、基幹病院関係の産業も現在は具体的にはなっていないという答弁をいただきました。

スキー場の入り込み状況についてであります。資料のとおり商工観光課長から説明をいただきました。昨年年末から今年の年始にかけてのスキー場の入り込みは、前年対比112.08パーセントで良くなっているという説明をいただきました。現在、入り込み状況はおおむね良好だが、スキー客の全体的な減少と宿泊客の減少は依然として続いていると。なお、協議会の方から、幼少期にスキー体験、また小中学校でのスキー授業の計画を考えていただきたいという要望があるという説明をいただきました。

質疑に入りまして、六日町スキーリゾートは営業を始めたわけですが、雇用状況について調査したかという問いに対しまして、76人が雇用されているという答弁をいただきました。

6番目ですが、産業振興部の補助金事業の目的と成果について。ちょっと資料が多いのですが、22ページ以降の一覧表になりますが、この一覧表の大まかなところの対象者、それからその対象による成果というポイントを何点が説明をいただきました。

そういった説明を受けながら質疑に入りまして、補助金がなければ資金繰りが全くできないという団体が見受けられるが、どう考えるかということにつきまして、将来にわたり補助金を出すという考え方はない。

続きまして伝統的なまつりとイベントとしてのまつりの峻別をという質疑に対しまして、昨年来、検討についてある程度進めてきたわけですが、震災や水害の影響で中断していると。今後の補助金のあり方やイベントのあり方を検討していきたいという答弁をいただきました。

7番目であります、作付面積の状況。農林課長から資料に基づき説明いただきました。昨年の生産調整達成率は市全体で99.54パーセント。先ほど市長の施政方針の中でも説明がありましたが、南魚沼市が175.24トン減となっている。この状況の中で現状として県間調整の内容は今のところはわからないというような説明をいただきました。やはり質疑につきましても、県外の県間調整、今後どのような見通しかという質疑に対しまして、現在どれだけ県間調整いただけるかわからないという答弁をいただきました。

8番目に除雪についてであります。建設部長から資料に基づき説明いただきました。これも施政方針の方で説明いただきましたように大雪警戒本部、それから1月31日豪雪対策本部に移行した旨、そういった市内の除雪の状況について説明をいただきました。

質疑に入りまして、六日町地区の雪捨場これが間に合わないと思うがと。その後雪捨場を確保したいという答弁。それから現在の状況についてどうかという質疑に対しまして、地下水量が減少して消雪パイプから水が出なくなった路線があり、機械除雪に切り替えたところがあるといった答弁がありました。

9番目その他ですが、条例改正、市道の認定、路線変更等、6点のその他の主に報告事項がありました。以上で報告を終わります。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 3番の六日町街づくり株式会社についての調査についてお聞きいたします。質疑の内容を見ますと、かなりの方々が慎重な意見というふうに私はとらえましたが、委員会全体としての委員会の総意的な考えをしいいかどうかひとつお聞きいたします。

山田産業建設委員長 特に委員会として総意という考え方はここにはみえなかったです。委員会であった状況のみ報告をさせていただきました。以上です。

岡村雅夫君 こういった報告がありますと、大体そういうふうにとらえるのが普通かなというふうに私は思うのですが、もし慎重意見でない、さっき何かで話がありました楽観的な意見等があったのかどうかひとつお聞きいたします。

もう1点ですが、非常に全段で回りくどく書かれておりますけれども、これを分析して私の意見というか分析上の話で、今後委員会にちょっとお願いしたいことでもありますのでお聞きしたいのですが。要するに過去15年間で1億6,384万5,000円を返済したと。そしてあと5年の予定が1年延びて6年で3億7,451万円、合わせて半額を返済するのだと。その計画ができたようだとこういうことでもあります。そして、残債については、あと8年間で5億3,836万4,000円を返済するのだということでもいいのかひとつお聞きします。

山田産業建設委員長 最初の委員会としての今後という質問ですが、この時点では今後どうするという審議内容には至りませんでした。ここで個人的な委員長の意見を述べることはできませんが、調査は続けたいという意向はあります。

それから返済計画につきまして、やはり質疑に非常に疑念的な質疑が出されています。できるわけがないではないかという質疑もあります。それに対して執行部の答弁もいただきました。ですので、この段階ではそれを受けまして、その後のことにこれから引き継いでいければと委員長個人では考えています。

岡村雅夫君 楽観的な意見がないようではありますが、私も楽観はしておりません。そうした中で私が先ほど言いました今後6年間の返済、それから8年間での完済、それに向けてのアドバイザー等の返済計画、あるいは街づくり会社の多分、今後の計画が出るかと思うのですけれども、委員会としてひとつ更なる審議をお願いしたい。そしてやはり議会がきちんとしたチェック機能を果たしていただきたいというふうに思いますが、要望しておきます。以上です。

笠原喜一郎君 2点お聞きをいたします。9ページのスキー場の入り込み状況についてですが、ここには2点ほど質疑と答弁が載っているわけですが、年々入り込み客が減っているとか、あるいは宿泊客が減っているとかという中で、質疑はこの2点しかなかったのか。それをまずお聞きをいたします。

それから10ページの産業振興部の補助金事業の目的と成果についてお聞きをいたしますが、説明の中、何か各事業について主だったところを説明があったということですが、産業振興部が考えている地域の活性化というのは何をもちいて活性化をするとかという、基本的な部分ですね。ただ、お金を出してイベントで数が集まれば活性化だとかというようなことでは私はないと思うのですが、その辺の基本的な部分を説明があったのかどうか。それからその中で坂戸城築城500年祭というのが昨年あったわけですが、それについて非常に大きな金額2,700万円ぐらいが支出をされているわけですが、これについての説明等があったかどうかお聞きをいたします。

山田産業建設委員長 スキー場の入り込み状況についてのそのほかの質疑の有無ですが、この2点だけでありました。

それから補助金の関係の目的と成果、産業振興についての根本的な話、これについては特別説明はありませんでした。特別説明はございませんでした。

笠原喜一郎君 それではスキー場の入り込み状況ということですが、ここに前段に宿泊客の減少に関してはというようなことで書いてあります。そこに具体的な対応策はないがというふうにも書いてあるのです。だけれども、産業建設委員の方というのは観光とか非常に造詣が深かったり、また直接的に関わられている方が多いわけです。私はやはり入り込み状況だけでなく、ではスキー観光をどうしていくかという部分があってほしいなというふうに。わずか二つの質疑であれば、本当にその人たちがスキー観光客が減っているということに対して、具体的にどういうことをという部分を、もっとやはり詰めて調査をして

いかなければ私はならないのかなというふうに思っていますので、今後そういうことで調査をしていていただきたいと思っています。

それから2点目の補助事業についてですが、私はやはりこれも調査ですからあれですけれども、お金を出すについてどういうことが活性化だという根本のところをもう少し調査してもらわないと、本当にただお金を出しました、何万人来ました、それでいいかということだと思うのです。私はもう少し活性化というのは、何をもちいて活性化をするかという部分をもっと調査をしていただきたいというふうに思っています。そういうことをやはり職員の基本的な部分を求めていていただきたいと思っています。

それから本当にこの補助金の中で500年祭についての、説明は資料を見ればということだと思いますけれども、質疑等とかもなかったということでしょうか。そこだけお聞きをします。

山田産業建設委員長　　今ほどの産業建設委員会に対する提言、真摯に受けとめたいと思います。つきまして、築城500年際についての詳細な議論は、説明も議論も特にございませんでした。

牛木芳雄君　　街づくり会社のことに関連をしてであります、7ページの下段に返済計画についてのやり取りが記載をされています。今、委員長が今後返済計画を立てていく段取りになるというふうな報告をしましたけれども、返済計画が出てくる時期については言及があったかなかったか。今議会にも予算として出てくるわけですから、いつ頃返済計画が出てくるか。この辺のこの議論と時期的な言及はあったかなかったか。

山田産業建設委員長　　しばらくお待ちください。それでは2月2日の委員会調査でありました。そのときの商工観光課長の説明に　ここに議事録がありますが、近々にはできあがるのではないかと思うと。それが2月末にできているかどうかというところは、この時点ではわかりませんが、近々という表現をいただいています。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議　　長　　社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

中沢社会厚生委員長　　それでは社会厚生委員会の調査事項につきまして報告させていただきます。期日は平成24年1月24日であります。委員の出席は8名全員であります。調査事項は記載のとおり4件について調査いたしました。また、その他4件について執行部より説明がありました。調査の内容については、執行部から所管の部長、課長、説明員より出席いただき調査いたしました。

最初に斎場の運営についてでございますけれども、午前中の現地調査を兼ねて行わせていただきました。斎場の建設経緯についてでございますけれども、施設は昭和49年に建設されて30年の経過をし、老朽化が進んでいるということで、高い煙突から煙が出て天に昇っていくというような斎場のイメージから、煙のない近代的で地域の環境にも優しい施設が求

められていた背景もあり、建設が進んできたというふうな説明がございます。そして葬祭業者がインターネット、また携帯電話から予約状況の確認や予約ができるシステムを開発しているということです。そして平成22年9月1日から施設の供用を開始したところでございます。

施設の概要につきましては、ご承知のとおり鉄筋コンクリート2階建てで雪下ろしをしないでいい耐雪構造になっております。火葬炉は4基であり、小動物の火葬炉は1基でございます。ダイオキシン対策をしております。利用者数についてでございますけれども、参考といたしまして市内の死亡者数でございますけれども、平成20年が683、21年度で741、22年度で764で数字の比較をすると差が出てきます。これは大和地区の東地区が魚沼市の湯之谷の方に行っているという部分がございますので、詳細につきましては参考資料の11ページをご覧くださいと思います。それを見て差が生じているのも事実でございますけれども、小動物の表については12月から3月まで件数が多くなっていると。これは降雪期という自宅で処理ができないということが、影響するのではないかという報告でございました。

新斎場での指定管理者制度を導入しましたけれども、管理委託料については平成22年の7か月間で当初は1,900万円を計上しましたけれども、精算では1,670万円という結果でございます。

業務管理費につきましては、管理費の総トータルの15パーセントを経費として支払うことになっております。指定管理の委託料のほかに20万円ほどの火葬許可証の印刷製本費、また水利使用料の負担金が予算に計上されているところであります。

施設・設備等の保守管理についてでありますけれども、メーカー保証が2年無償点検が約束されております。その期間を過ぎると委託する経費を盛っていかなければいけないというわけでありまして、平成24年度を見積もった中で600万円ほど計上を考えているということでございます。

質疑と答弁についてでございますけれども、指定管理者に業務として委ねられているが、金の流れを含めたチェック体制状況はどうなっているのか。また、管理費について21年度の決算額が1,455万円で23年度の予算額が3,171万円ぐらいとなっている。施設がよくなったとしても2倍となっている。この考え方を教えていただきたいということでございます。それにつきましてチェック体制につきましては、毎月処理件数の月報が来て、月々の支払状況は納入伝票等が入ってくるのでそれで確認している。最終的には年度末に委託の検査として経理も含めて確認し精査しているということでございます。

管理費が倍になったということですが、指定管理者で人件費が1,400万円ほどあるわけでございます。旧施設の場合は800万円ぐらいで地元の人を臨時として採用し、常時3名で件数が少ないときは2名ぐらいの体制であった。これは皆さんもご承知のとおりでございます。あのような施設になると全体として管理していかなければならないので、ある程度の責任を持った方も人員配置しなければいけないのではないかと。そういう観点もあり、

また人生の最終の場としてふさわしい施設を維持管理したい。それなりの費用も必要であるということで、そのような計上をしたということでございます。

次に2番目、障がい者の就労支援についてでありますけれども、これにつきましては午前中、民間の白旺舎、またリサイクルセンターでの現地調査も一緒に行わせていただきました。就労支援サービスにつきましては3種類あるわけでございます。資料の13ページに詳細は出てございますけれども、就労移行支援につきましては一般の企業の就労を目標とした訓練を行うものでありまして、市内だと「魚野の家」とか「セルフこぶし工房」があります。

また、就労継続支援のA型とB型は一般企業への就労は困難であるけれども、働く場所を提供して知識や能力の向上のための訓練の場としていきたいという、そしてできることならば企業への就労へも結びつけたいというものであります。A型につきましては、雇用契約に基づき賃金を得ながら働くことでありますけれども、市内にはそういう施設はございません。魚沼市の魚沼わさび苑、また津南町のサンファームがこれに当たるわけであります。

B型につきましては雇用契約によらないもので、就労支援による就労、Aにも結びつかないものでありまして、訓練をしていく場としてやっております。市内では魚野の家、セルフこぶし工房がこれに当たります。湯沢町のあさひばらもこれに当たるわけであります。

地域活動支援センターでございますけれども、これは日中の居場所という考え方をとっております。あるいは創作活動や生産活動を行っている市内でいえば友の家、ドリームハウスの2か所がこれに当たるわけでございます。一般就労への移行状況についてでございますけれども、障がい者計画では毎年3人の設定をしております。21年では3人、22年で9人、23年で7人となっております。就労先につきましては、特養などの福祉施設や清掃や厨房、またわさび苑、きのこ栽培、今回行った白旺舎などがそれに当たるわけであります。

工賃等の実績の件でございますけれども、景気の影響もございまして、今現在は平均工賃が下がっているのが事実でございます。平成18年当時の金額に対して5年後の23年で2倍にしようという目標を県は掲げているわけでございますけれども、18年度では1万441円でありました。23年度では2万1,000円の目標でございますけれども、県全体の21年度の平均実績では1万1,852円でございます。これにつきまして詳細につきましても16ページを見ていただければ詳細等が載っておりますので、見ていただきたいと思います。

質疑に入らせていただきます。質疑に関しましては、南魚沼市で障がい者の雇用率はどのくらいになっているのであるか。また、56人以上の企業に関しまして法定雇用を課せられていますが、どのような状況になっているかという質問でございます。これに関しまして、県では法定雇用率は一般企業が1.8、地方公共団体に関しては2.1というふうになっております。南魚沼市に関しましては2.1をクリアしておりますけれども、県平均ですと1.54という数字が出ているそうでございます。これにつきましても今、南魚沼市の企業に関しまして平成22年では1.88という数字が出ておりますので、県平均よりはよい状況になっております。これにつきましても詳細は19ページにありますのでご覧いただきたいと思います。

ります。

また、質問の中で地域活動支援センター 型というNPOドリームハウスの定員数が15名であるのですけれども、10名を下回った場合、法的支援ができないという部分に関して、もし下回った場合はどうなるのかという体制の確認という部分であったわけであります。これに関しまして、おおむね10名以上となっております地域活動支援センター 型につきましてはおおむね10名以上というふうになっておりますけれども、現実には、今ドリームハウスはそれ以下となっております。そういう部分で補助金につきましては、返還義務というものはまだ確認していないという執行部からの説明がありました。その中でやはり今後ドリームハウスと協議をさせていただく中で、補助金が打ち切られると運営も大変になってくるわけですので、ぜひ、何とか協議をしながら増やす方法、また統合する方向等を見つめながら考えていきたいとそういう報告でございました。

次に3番目、高齢者福祉・介護保険事業計画についてでございます。計画策定は法に基づき3年に1回見直しを行うものでありますけれども、今回は第5期計画として期間は24年から26年の3年間です。この計画に基づきまして3年間の介護基本計画の基本方針と施設の整備数量、時期、また第1号保険者が掛ける保険料を決定するものでございます。

これに関しまして22年度の12月から始まりまして、生活と介護の実態調査ということでニーズ調査を実施し、その後に厚労省から配られたワークシート等により素案を作成し、そして23年の10月に県のヒアリングを受けた中で素案ができるということでございます。11月8日に第1回委員会をして、また第3回の検討委員会をして決定をしていきたいという報告でございました。また、26年度の5期で最終期間に当たるわけでありまして、5期は3期、4期と続けて基本的なものは引き継いでやっていきたいとそういうことでございます。

ちなみに高齢者の現状と将来の設計について説明がありましたので、若干触れさせていただきたいと思っております。高齢者の現状でありますけれども、南魚沼市の人口構成であります、今現在64歳までの方々が非常に多いと。そして55歳から64歳の団塊世代の方が多いわけございまして、高齢者人口はこれからどんどん増えていくというふうに予測されているわけでありまして。その中で当市の平成17年の平均寿命は男性が県下1位でありました。そして、女性が2位でありまして、長寿の市といわれているわけでありまして、23年度に向けた80歳以上の方の比率がこれから増えてくるだろうということでございます。

その中で南魚沼市は介護度の要介護4と5の比率が高くなっている。そしてその中でまた要介護1レベルの方が非常に増えているということでございますけれども、これは早めに介護をとるか予防していきたいというそういう表れではないかというふうな説明でございました。その中で高齢者の要介護者の将来の設計は3年間で約462人増えるというふうに報告がございました。年間200人ずつ増えていくだろうという数字でございます。

次に施設・居住系のサービスについてでございますけれども、これにつきましては市長の

施政方針にも述べられたように、本年度6月1日になりまして第5期計画前倒しでやっておりますので、ほぼ、そういう面ではかなり改善されるだろうという話でございます。

次に介護保険事業の保険料についてでございますけれども、介護報酬の改定率が改定されるわけですが、これを1.2の最大限に見込んだ場合どうなるかということでございます。第1号被保険者の負担相当は大体4,000万円ぐらいに上がるのではないかと。給付準備基金が2億8,000万円ぐらいだと。そして、23年の末で積み上げることにして、そんな意味で今後この状況を考えた中で、最大限に取崩しをしていきたいということでもあります。どのくらいに基金をすればいいかということでもありますけれども、一般には保険料の年収の2か月分といわれております。これが大体1億5,000万円ぐらいでございますけれども、この数字を見たとき、他の市町村を見たときにそれほど積んでいるところもないということで、今現在1億円を第6期にわたす形で1億8,000万円ぐらいを取り崩して還元をしたいというふうに今考えているということでもあります。そういう形で最低保険料年額は3万1,100円ぐらいになるのではないかとというふうにいわれているわけでもあります。質疑に関しましてはこの詳細のとおりでございますので、見ていただきたいと思います。

次にうつ病の現状と対策についてでございますけれども、このうつ病に関しましては範囲がすごく広い病気でありまして、近年、心の病の病気だけではなくして脳の病気として定義されております。そういう面で最近登録者数は260名と市でされておりますけれども、現実はまだ定かではございません。そういう面で今、対策といたしまして大きく分けて三つあります。

一つ目はうつ病に関する普及啓発であります。2番目はこころの健康相談であります。そして3番目が医療受診の支援であります。そのような形でとらえております。詳細につきましては資料の4、21ページ、22ページをご覧くださいと思っております。質疑に関しましても下記のとおりでありますので見ていただきたいと思います。

次にその他の調査事項につきまして、仮称の六日町認定こども園についてとわかば保育園の病後時保育の取り組みについてでありますけれども、これは市長の施政方針にもあったとおりでございます。次に地域福祉計画についてもこれも以上のとおりでございます。次に障がい者・障がい者福祉計画についても説明がございました。最後に養護老人ホームの魚沼荘の改築の位置について説明がございました。これにつきましては湯沢町と協議をした中で当初長森総合野外広場の用地を考えていましたけれども、県の土地災害警戒区域に指定されたという見込みが出るということで、現在地で建設を進めたいという趣旨の説明がございました。以上で調査報告を終わらせていただきます。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 1点お伺いいたします。斎場の運営についてであります。1月の24日に調査をしていただきましたが、斎場については雪国仕様の設計とはちょっとほど遠いのではないかとというのが私の考えでありますけれども、除雪費用が23年度は130万円ほど増えているというのがあります。昨年の豪雨被害で相当泥も入ったというのもありましたが、

この部分について設計上どうだったのかというについての質疑がなかったようではございますけれども、なかったということでしょうか。

中沢社会厚生委員長　これにつきましては、質疑は全くございませんでした。ただ、今ご承知のとおり思川の向こうの方で、今後、警戒区域ということでこれから進めていきたいという話でございます。

岡村雅夫君　口頭での報告の中で24年6月1日に特別養護老人ホームが開園になる。そうすることによって施設介護はかなり充足されるというような報告があったと思うのですが、待機者が多分400人以上いるわけでありまして、70床でほぼ満たされるというようなふうに私は聞こえたのですけれども、その辺もう1回ひとつ説明をお願いしたい。更なる施設を私は、当事者は希望しているなというふうにとらえているのですけれども、今の委員長報告であると、大体5期計画でどういう形が特養ができるのかどうかという辺りが、ちょっとあいまいになってきやしないかなという気がしますのでお聞きします。

中沢社会厚生委員長　私が説明をちょっとはしよった部分がございますが大変失礼いたしました。これに関しましては昨年8月末で待機者数は404名でございます。その中で今、特養に関しましては発表したとおりこの部分で介護施設、福祉施設で70床、短期入所、生活介護で20床、通所介護で20床という、また認知症対策型の通所介護で10床という部分が出ております。そのほかに小規模多機能居宅介護施設が2か所、地域密着型介護老人福祉施設が1か所、特定施設入居者生活介護が1か所というふうになっておりまして、それで第5期計画にあるもので前倒しをしながら今進めているということでございます。これに関しまして正直なところどこまで作ったらいいかという部分もあります。そういう部分をいろいろ精査しながら、これからは本当にそういう皆さんのニーズに応えながらやっていきたいというような趣旨の話がございました。

岡村雅夫君　特養の待機者ですよ、この404人というのは。それで70が今開園になるということです。そういった中でほかのいろいろの多機能とか申しますけれども、やはり当事者が一番安く、要するに経費がかからずというものが特養なのです。ですから、ほかのものは大体10万円から12～13万円かかります。そして、3か月ごとに病院を、あるいは渡り歩いている方々がやはり大変であって、申し込みを制御しなければならないという状況で400人からということでもありますので、私は経費がかからないような施設がやはりまだまだ不足しているなという立場で今質問をしているのですけれども、その辺をひとつまた委員会等でも調査をきちんとしていただきたいなというふうに思います。お金のかかるのが大変なのだということをひとつ念頭に、調査をしていただきたいなというふうに思います。

議　長　委員長、いいですか。

(「答えはいいですよ」の声あり)

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時05分とさせていただきますのでよろしくお願いします。

(午後12時02分)

議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

(午後1時02分)

議長 地域医療対策調査特別委員長 松原良道君の報告を求めます。

松原地域医療対策調査特別委員長 午後の日程が混んでいるようですので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは第7回の地域医療対策調査特別委員会の報告を申し上げます。調査事項ありますけれども、魚沼基幹病院についてと医療再編についてであります。調査の状況、及び調査の内容については報告書1ページに記載のとおりであります。資料2ページをご覧ください。

(1) 魚沼基幹病院(仮称)についてであります。第4回魚沼基幹病院(仮称)財団法人設立準備会の資料により、財団の組織構成や収支シミュレーションについての説明がありました。主な質疑として2ページ、3ページをご覧ください。まず1点目、一番期待しているのは柔軟な医師派遣ということで非常に希望を持っている。システムとして果たしてうまく回っていくのかという心配があるという質問に対し、システムの確立をしなければ困る。県にはその話を今までもしてきたつもりであるという答弁であります。

2点目、市の考え方からすると週産期医療については基幹病院にお願いをすることであったかどうかという質問に対して答弁、新潟大学からの派遣が基幹病院にあるのであれば、通常分べんも含めて対応が可能と考えているという答弁であります。

次に財団について、今まで県内にはこのようなことを担うところがなかったのか。また、経営が赤字になった時に市からの持ち出しはしないのかという質問に対して答弁、今まで新潟県にはなく、魚沼基幹病院の中でやろうということである。赤字の場合の持ち出しは考えていないし、県からも要請はないという答弁であります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。大和病院が今機能評価を受けているが、27年に開院する基幹病院の敷地内で同時に行われている方向付けはどうかという質問に対し答弁、大和病院の医療の精神を基幹病院の先生方にも、基幹病院の中にもきちんと浸透させていただく、このことが基幹病院開設後の大和病院の使命であるという気持ちである。機能評価がむだになるとか合致しないという話ではないと思っている。

次に(2)医療再編についてであります。資料に基づき説明がありました。説明の概要は5ページ、6ページに記載のとおりであります。主な質疑として7ページをご覧ください。第3案が一番いいと思うが、第3案にプラスした中で大和病院を六日町病院にもってきた方が、大和病院の今まで果たしてきた役割を十分果たせるのではないのかという質疑に対して答弁、一番効率がよく具体性がある患者さんに迷惑をかける部分が少ないのは第3案であると思っている。最終的な考え方の中では、言われたことをトータルとして体制を作っていくたい。

続きまして8ページ、9ページをご覧ください。大和病院が持っていた地域医療の部分は
どうなるのかということをお聞きしたいという質問に対して、答弁、私たちが今までやって
きた地域医療を代わりにやってもらうということではなくて、引き続き南魚沼市全体に広め
ていこうという気持ちである。次、今大和病院の外来が500人を超えているといわれてい
るが、新大和病院をどのような位置づけをしていくのかという質問に対し答弁、医師の皆さん
と話をしている中で地域をずっとみていて、地域の往診などをしながら患者さんたちを診
て、最期まで地域の住民の方を看取れるような病院にしたいといわれている。

次に10ページ、11ページをご覧ください。大和病院は基幹病院開院後ということで時
間は十分にあるが、基本的なところの合意については病院長と市長の中で深めていくところ
であると思うという質問に対し答弁、今病院とやり取りしているわけで、十分お互いが納得
できるような形をとらなければならないと思っている。新年度で新六日町病院の設計予算を
計上しようと思っているので、十分意志の疎通を図らなければならないという答弁でありま
す。

次、大和病院で本当に一次をきちんとやれるのかというところを医局とも話がなければなら
ないし、基幹病院ともすり合わせをしていただきたいと思う。質問に対して答弁、年度内
に大和病院と執行部側で大筋の合意が決定しなければ手がつけれない、そういうことで進
めている、十分すり合わせもやっていく。

次に12ページをご覧ください。魚沼基幹病院医療ネットワークをNPO法人として立ち
上げるといふことであるがという質問に対して答弁、NPO法人の立ち上げは3月から準備
をして4月の立ち上げであるという答弁であります。

なお、この報告事項に記載はされておきませんが、地域医療対策について今後特別委員会
等である程度具体的な方向性がみえた時には全員協議会を開催し、議員全員の皆さんから同
じ情報の共有を得ていただきたいということを考えております。なお、この件につきましては
特別委員会の委員の皆さんの了解を得ているところであります。以上報告を終わります。

議 長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 基幹病院についてのこの一番最初の質問の中で、医師派遣については非常
に歓迎しているというか、期待したいという質問があるのですけれども、新潟県が随分関わ
るし、理事長も新潟県のOBということになりますと、やはり県に依存する確率が高いのか
という感触をこれを読みながら感じたのですが、新潟県は非常に医師が不足している。全国
的にみても低い方から数えてワースト1、2ぐらいな形だということは聞いておりますので、
そういう中で本当に期待していいのかというのがあるのです。それと今度、そのことについ
て本当にこの委員会の中ではそれに対する感触をどういふふうな形であったのかというこ
をお聞かせ願いたいです。

それともう一つは医療再編についての、今、県立六日町病院が今度市立で行うと。それで
市長の今までの話の中では、大和型の大和の体制を六日町病院にもってきたいということ
を聞いておりますが、私は大和型の大和病院の医療体制は保健医療そして介護も含めたトータ

ル的な形でみてきたというふうに思っています。そういうのをぜひ私は六日町病院でも期待したいのですけれども、果たしてこれがうまくいくというか、今の和歌山病院の人たちがこちらに移るのか、それともどうなるのかというような審議はあったかどうかお聞かせください。

松原地域医療対策調査特別委員長 1点目の質問に対してそうした心配もあると思えますけれども、説明の中では我々はそのことに対して期待をしているということでもあります。

それと和歌山方式、いわゆる和歌山病院の評価が大変いいわけでありましてけれども、それについて六日町病院でそれができるかという質問であろうかというふうに思いますが、あくまでも和歌山病院が今まで関わってきた地域医療、これは全国的に評価をされている向きでありまして、今ほど報告を申し上げたようにこのことをきちんと新六日町病院でも行わなければ、この地域の医療体制は組めないというふうに委員の中では認識をしております。

岩野 松君 最初のものを再質問させていただきます。ぜひ期待をしたいということですが、委員会としても、私は和歌山県の医師体制というのは非常に弱いという思いがありますので、そこら辺をお互いに確認したり、それからこれからの運動としてもそういう方向の不安がないような形で進行してもらいたいということですが、よろしくお願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

議長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算議案並びに請願を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算議案、並びに請願を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成24年請願第1号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願を議題といたします。請願第1号を産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第7、第1号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第1号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を

申し上げます。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年12月14日に交付されたところでございます。改正された法律等に基づきまして南魚沼市税条例の一部を改正する条例を12月22日付けで専決処分により改正、交付をさせていただきました。地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認をいただきたいものでございます。お手元の新旧対照表で説明したいと思しますので7ページをお開きいただきたいと思っております。

第20条 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございますが、ここの第1項につきましては、損失対象金額の定義といたしまして、申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、これを追加明記したということでございます。より厳格に表示をされたというふうなことで、実際の運用については影響する部分ではございません。

現行の第2項の規定につきましては、改正後の第1項の規定に組み込まれましたので削除になっておりまして、第3項が第2項に繰上げとなっております。それから現行の第4項の規定につきましても改正後の第2項に内容が組み込まれましたので削除となりまして、第5項が第3項に繰上げとなるというふうな内容でございます。以上、第1号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第8、第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第2号報告について、1月31日付けで専決処分をさせていただきましたのでご報告を申し上げます。1月31日に当市に災害救助法 これは豪雪のことでありますが適用になりまして豪雪対策本部を設置いたしました。要支援者の救助費が必要にな

ったこと、道路公共施設の除雪経費等が不足する見込みになったことから急ぎよ補正予算を編成いたしました。

主な経費といたしましては救助費として約2,300万円、道路除雪、消雪関係の経費として約3億7,000万円、その他公共施設除雪関係費2,300万円となっております。雪関係、雪害関係以外ではわかば保育園で平成24年度からの病後児保育を行うための施設改修費約1,047万円が県の安心子ども基金で認められましたので計上いたしました。

また、可燃ごみ処理施設で発電設備の一部が摩耗劣化したことにより緊急に工事が必要となりましたので1,055万円を計上いたしました。

財源といたしましては主に特別交付税を4億円増額することで対応することといたしました。このことによりまして歳入歳出予算総額に4億2,400万円を追加し、歳入歳出予算総額を389億8,782万2,000円としたものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

総務部長 第2号報告についてご説明を申し上げます。今ほどお話がございましたが主として豪雪対策に係る補正予算第6号を専決させていただいたものでございます。事項別明細書でご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開きをお願いいたします。

2の歳入の部分であります。9款1項1目地方交付税では災害分及び実績などから説明欄の特別交付税で4億円の計上でございます。14款県支出金では1目 民生費県負担金として説明欄で雪害による死亡事案の関係で、災害弔慰金県負担金が500万の4分の3の375万円、災害救助法適用並びに専決の段階では県条例適用の部分もありますので、それぞれ災害救助費県負担金が記載のように合計で977万円ほどの計上でございます。

2項2目民生費県補助金ではわかば保育園の実施する病後児保育の関係の補助金で、トンネル補助であります。1,047万円ほどでございます。以上が歳入でございます。

次の12ページ、13ページをお願いいたします。3の歳出の部分であります。2款総務費1項総務管理費の部分では6目で庁舎管理費220万円、8目で開発センター、公会堂費として大崎農業会館、東地域開発センター、まほろば及びうるおいの里みようについて豪雪による暖房や除雪に係る経費の補正でございます。

3款民生費1項2目心身障がい福祉費の丸の浦佐福祉の家管理費では除雪経費の計上を、3目老人福祉費では生活支援事業として、要援護世帯の住宅除雪に係る経費を追加計上させていただきましたし、9目の老人ホーム魚沼荘管理運営費についても同様の追加計上でございます。2項1目子育て支援費の説明欄、学童保育対策事業費でも5か所に係る除雪経費を追加計上させていただきました。

14ページ、15ページをお願いいたします。4目児童福祉費、児童福祉施設費の説明欄の丸の常設保育園管理運営費では除雪経費を丸の児童福祉補助・負担金事業では歳入で申し上げましたわかば保育園の設備資金の補助金として1,047万円ほどの計上でございます。4項1目災害救助費では、説明欄の災害弔慰・援護費で災害弔慰金支給条例に基づく支給のための予算措置でございます。丸の災害救助費は今豪雪災害におけるそれぞれ所要の経費の

計上でございます。

4款4項3目し尿塵芥処理施設費でございますが、可燃ごみ処理施設の発電設備の発電機軸受けメタルが摩耗劣化しておりまして、緊急に修繕をしていくための工事費の計上でございます。

6款2項3目説明欄の治山振興費25万円は海士ケ島新田地内の法面の除雪経費でございます。

16、17ページをお願いいたします。7款1項2目は記載の除雪に係る経費の計上でございます。

8款2項3目道路橋りょう除雪事業では、今回の豪雪に係る除雪費用の追加をそれぞれ3億500万、2,300万円、4,000万円の追加計上でございます。4項3目都市計画施設費、4目の公園費につきましてもそれぞれ豪雪に係る追加計上でございます。

次の18、19ページでございます。8款5項1目の住環境整備事業費であります。市営住宅の空き家等の除雪に関する経費の追加計上でございます。

10款では1項1目教育委員会費で一般経費として臨時校務員の皆様の防寒着の経費8万円ほどを追加させていただきました。以下、2項小学校費706万円ほど、3項中学校費180万円ほど、次ページに渡りますが5項社会教育費49万円ほどと38万円ほどはいずれも豪雪に関わる不足分の計上でございます。

14款予備費であります。収支調整として予備費を1,087万円ほど充当させていただきました。以上により専決をさせていただいた案件の説明でございます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 17ページの機械除雪費と19ページの小学校、中学校の除雪の部分で聞きをいたします。六日町駅の西口の部分なのですが、毎年雪が降った時期になると違法駐車といいますか、それが目立って機械除雪の業者もなかなか押しができませんという部分がありました。今年は大雪のせいもあって非常に難儀をしているということがありましたので、これを例えば警察と対応を一緒に動きながらレッカー移動とかも考えてはどうかという部分なのですが、それについてのお考えを1点お伺いしたのと。

もう1点、小学校、中学校で、災害救助法が適用になりましたので公共物等の屋根の雪下ろし等が可能であったわけなのですが、業者の方がなかなか忙しくて手が回らないという部分で、雪庇落としだけはかなり終わりました。しかしながら中の部分を1回も下ろしていないという小学校、中学校が目立っておりますのでそこについて、例えば自衛隊をお願いして除雪を願うという部分についての判断をしなかったということについてちょっとお伺いをしたい。

市長 後段の部分についてお話し申し上げますが、自衛隊の要請はいたしませんでした。例えばそういうことで、積雪深の関係で掘る必要がなかったと思うのです。それは、後で答弁しますけれども、自衛隊は、本当に危険性があれば別ですけれども、雪がちょっと降ったから自衛隊をお願いするとか、そういうことは私は極力避けたい。ですので、

18豪雪の際にもまずは市の職員、そして市内の皆さんの力でやろうと。そこで、どうしても生命に危険も及ぼすということであれば自衛隊を頼みますけれども、安易に自衛隊をいちいち頼むということは、私はしないという方向を打ち出しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。もちろん安全をきちんと確認した上でであります。

建設部長 機械除雪の関係で、違法駐車で警察との協議はどうかということでございます。特に建設課の方では一時駐車している所については避けていくという方法をとっていますが、長期的に駐車をしているようであれば、当然警察と協議した中でレッカー移動だとか指導していきたいというふうに考えております。

総務部長 駅の広場とか私どもの駐車場とかいろいろあるわけですが、確かに違法に近い駐車がないわけではありません。それについては所轄 担当部分で張り紙をするなりお願いをするなり、実は私も2件ばかり朝出勤した時に、車を置いて通勤のようでしたので、ここは市民の皆様の駐車場ですのでここには置けませんという話をしました。出張で1日新潟へ、東京へ行ってこなければならぬので、置くところがなくてというのは致し方がないと思いますが、それぞれ施設の管理者の方で一応対応しているというふうに考えております。

それから学校の方は所管は違いますが、原則耐雪構造で、それ以上になれば掘りますが、それ以上でなければ雪庇落としというので対応していると。学校ばかりではありませんが、ということでございます。以上でございます。

寺口友彦君 積雪の累積と申しますかメーター数ばかりではなくて、2月の頭に一週間ほど続いて降った部分に雨が降ったわけです。雨を含むと相当重い部分が出てくると。要するにプールを抱いているようなものですから、そういうところの安全基準と申しますかそれをきちんとして、それは災害救助法の対象基準の中にあつたわけです。2月18日までは救助法の適用を受けたわけですから、そういうところで私は雨が降った部分についてはどうかというところの基準をきっちり設けておいて、現場に説明をするということは必要であつたと思えますけれども、この安全基準についての考えがもしありましたらご答弁願いたい。

市長 私どもの地方の雪は一般的に積雪深で重量を計算する時に、大体一般的な雪の2倍から3倍の重みをみて設計をしているのです。というのは今おっしゃったように、非常に雪自体が重い部分もありますし、雨を吸収するとかそういうことを相当勘案をして、その上にまた安全率をかけておりますので、まず雨が降ったから重量が増えて、いわゆる基準を超えたということにはなり得ないことだと私は思っておりますが、1級建築士の資格を持っている教育部長がもう1回説明しますので、よろしく申し上げます。

教育部長 市長の判断のとおりで管理しております。その他に今までの積雪状況の実態をみて、今までにこのような状態で雪を掘ったかどうかと比較しながら判断しておりまして、今回は言われたとおり雪庇落としのみで、その他の堆雪の部分についての除雪はしておりません。以上です。

佐藤 剛君 1点だけお願いしたいと思えますけれども13ページです。高齢者の要援護住宅除雪援助委託料ですけれども、この豪雪ですので増額して対応していただきまして大

変助かっていると思うのですけれども、この制度を使用するかしないか、必要かどうかというのは多分民生委員さんが中に入って、そこら辺の判断をしたり調整をしていると思うのですが、こういう豪雪の時に枠が広がったとか、適用範囲が広がったとかというところの周知、要援護世帯又は独居老人の世帯の周知はうまくいっているのかというのが1点と。

もう1点、多分この制度は消雪パイプを上げている屋根については適用にならないと思うのですけれども、なかなか高齢者の住宅については井戸も古くなっていますし、こう降り続くと水の出も悪くなっている。そうするとなかなか落ちない、消えないでたまってしまう。だけれども消パイなのでアングルがついていないので、なかなか危険性もあって業者がそこに上がれないとか、この制度の適用が受けられないというような話も聞いたのです。そこら辺の実情といたしますか、また今後そういう状況を踏まえて改善する方向とか、考え直す方向があるのかちょっと聞いてみたいと思います。

福祉保健部長 今回の場合は災害救助法が1月31日に塩沢地区、ほかの所は2月3日ということで適用になっておりまして、通常ですとその屋根除雪の分しか出ないのですが、災害救助法の方はほかの部分も適用になりますので、そういったことで民生委員さんをお願いしておりました。私どもの要綱の方も事細かに決めているわけではないですので、最終的に余りにもどう考えても無理かなということがあれば、その辺は民生委員さんに相談してもらって、基準ですので余り何でもかんでもというわけにはいきませんが、そういった部分でまた適用を考えていきたいというふうに思っております。消パイの方も同じ考えです。

関 昭夫君 除雪の話が出ていましたので1点お伺いをしたいのですが、前々からいろいろな部分で同僚議員からも発言がありますが空き家の除雪。なかなか現状では難しいという話が返ってきておりませんが、新聞等でも他の市町村の状況が報道されたりしています。代執行とかそういうことを、あるいは法整備を求めていくとかという行動はどのようなふうにお考えなのか。

実際に所有者があって特定ができていて、そういう人たちと連絡がとれる状況にある場合は、まだその本人方のあれもありますので促すという点もあるのですが、中には行方不明になっていたりして近所でももう対応が難しいという物件もあるわけですね。そういう部分を何とか行政が手当てをしていかないと、今後そういう部分が増えていくと、今シーズンも倒壊がありましたけど、最後はそういうことがあって結果として事故につながる可能性も大いにあるわけですね。これからそういう部分が増えていくと考えるならば、やはり必要な手当てをしていかなければいけないのではないかと思いますけれど、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

市長 空き家対策につきましては全国、雪の降らない所も含めて非常に今問題になっておりまして、先般の豪雪の際にも、その前にもあったのですけれども、今回も平野防災担当大臣に対しまして、県知事を始めとして県の災害救助法の適用を受けた市町村全てがこの問題を取り上げております。まずは早急に国の方で法整備をしてほしいと。そうしないと権利の問題もありましてなかなか手が出せないということでもあります。まずはその法整備。

そして、それができるまでの間、座して見ているというわけにはいきませんので、本当に危険性のある部分については今年も消防のはしご車を出して、危険な雪庇を落したりそういう対応をしております。三郎丸で1件、道路沿いの空き家が倒壊しましたけれども、これはすぐ隣に所有者がいるにも関わらず全く勧告を聞いていただけなかったということです。こう言うとあれですが、潰れてよかったなんていうとこれは問題ですけれども、本当に何とかあれで事故がなくてああいう形になったので、これはこれでよしとしますが。そういうことが度々起きると、本当に付近の住民の皆さん方は心配でありますので、なるべく早くまず法整備をしていただくこと。それが間に合わない場合は当然ですけれども、致し方ありませんので行政として何らかの対応をしていくということでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第9、第1号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第1号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更についてご説明を申し上げます。平成22年12月10日に交付されましたちょっと長い法律名ですが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、この法律の第5条の改正規定が本年の4月1日に施行されることに伴う規約の変更でございます。

この改正では障害児施設 障害児施設は今回の障害児入所施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設それから盲・ろうあ児施設等々いろいろあるわけですが、これらの施設を、入所による支援を行う施設を障害児入所施設、通所による支援を行う施設を児童発達支援センターに一元化を図り、それぞれの施設について福祉型と医療型に分類することになっております。

これを受けまして魚沼学園は4月1日より知的障害児施設から福祉型障害児入所施設に変更となるため、地方自治法第286条第1項の規定により魚沼地区障害福祉組合から規約変

更の協議がありましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

新旧対照表をご覧ください、3ページになります。アンダーライン部分でございますが、現行が第42条となっています。これは知的障害者施設の目的を定めた規定でございます。これが新たに42条が障害児入所施設の目的を定めまして、更なるその中で第1号福祉型、第2号医療型というふうに分けております。それに伴いましてこのような変更になっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第1号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第2号議案 土地改良事業(農地災害関連区画整備事業「吉里地区」「外谷地区」「思川地区」)計画の概要の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それでは第2号議案の土地改良事業(農地災害関連区画整備事業「吉里地区」「外谷地区」「思川地区」)計画の概要の策定についての提案理由を申し上げます。平成23年7月27日から30日の新潟・福島豪雨災害により市内の数多くの農地、農業用施設が被災した、中でも特に被害甚大な箇所であります「吉里地区」「外谷地区」「思川地区」について未被災の隣接農地を含めて区画整備を行う農地災害復旧事業でございます。この事業を実施するにあたり、土地改良法第96条の2号第2項の規定により、市が土地改良事業を行う場合は市議会の議決を経て、土地改良事業の計画概要を定め、これを公告した後に県知事に協議し、その同意を得なければならないということになっているため議決をお願いいたします。吉里地区については足柄川沿いの農地、外谷地区は吉里集落から約1.5キロ西側の山間農地、思川地区は斎場の前後の農地でいずれも沢の形状のところへ山腹崩壊によって土砂、流木が流入したものでございます。通常の災害復旧事業では狭小不整形な

農地でも原型復旧しかできないわけですが、被災原因の除去と再度の災害防止、農業の経営の安定を図るために農道、水路等の整備と併せて区画整備事業を行うものです。

資料をご覧ください。資料の最初が吉里地区でございます。2ページ目をご覧ください。この一番上の段の方に現況と計画ということで書いてございます。面積については現況が8.2ヘクタール、計画は8.2ヘクタール、筆数については192筆で計画は42筆と。1筆当たりの面積が、0.04ヘクタールを0.2ヘクタールに、関係戸数については被災農家が23戸で、被災農家以外も含めた44戸で実施をするということです。この内の被災面積が4.4ヘクタールでございます。全体事業費の内訳でございますが、全体で1億8,559万9,000円で、その内災害で査定をとれた部分が1億320万2,000円、それから国県の補助金が上の段ですが1億6,914万円、補助率が89.3パーセントというふうになっております。

続きまして、次の外谷地区をお願いいたします。外谷地区の2ページ目ですが、こちらにつきましては現況が面積は8.6ヘクタール、同じく計画も8.6ヘクタール、筆数が114筆を45筆に、1筆当たりの面積が0.08ヘクタールを0.19ヘクタールに、関係戸数は被災農家が16戸ですが、全体として33戸で取り組むということです。被災面積が5.0ヘクタールで、全体の事業費が1億8,983万3,000円、その内の災害査定をとった分が1億3,337万9,000円、国県の補助金が1億6,726万6,000円、補助率が90.8パーセントでございます。

続きまして思川地区ですが、こちらは現況が3.6ヘクタール、計画が3.3ヘクタールです。筆数が108筆を17筆に、1筆当たりの面積が0.03ヘクタールを0.19ヘクタール、関係戸数が被災農家が23戸、全体として23戸で取り組むということです。被災面積が3.1ヘクタール、全体の事業費が7,806万2,000円。その内災害復旧費が3,936万2,000円、国県の補助金が6,768万1,000円、補助率が89.3パーセントでございます。説明は以上ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第2号議案 土地改良事業(農地災害関連区画整備事業

「吉里地区」「外谷地区」「思川地区」計画の概要の策定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第3号議案 自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第3号議案をご説明申し上げます。今朝ほど議席の上に置かせていただきました右の上に丸正とあるものをお願いいたします。平成23年12月26日に発生をいたしました南魚沼市浦佐5491番4地先における、道路案内標識からの落雪による自動車損害事故について議案記載のように、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づきまして議会の議決を賜りたいものでございます。

事故の概要であります。同日10時30分ごろ、市道浦佐黒土新田線の先ほど申し上げました地先、池田記念美術館の付近であります。そこを大型道路案内板に堆積した雪がその市道を通過する車両、バスでございますが、この屋根に落下をしてボディを陥没させたもので、落下を視認することやあるいは回避は困難な状況であったものでございます。この23日から25日までだいぶたくさんの雪が降ったというような状況でございました。1の和解並びに損害賠償の相手方でございますが、南魚沼市国際町777番地、学校法人国際大学学長 森正勝氏でございます。2の損害賠償の額でございますが、対物賠償として75万7,743円。これは修繕費が51万8,343円、修理をしている間の代車料金が23万9,400円ということで、これを賠償したいというものでございます。3の和解の要旨であります。先ほどの金額を支払うことで、以後本件に関する一切の債権債務がないということを確認するものでございます。

なお、本件の賠償金につきましては市が加入する全国町村会総合賠償補償保険から国際大学さんの指定する口座に振り込むということになります。説明は以上でございますが、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

鈴木 一君 私はこれは指定管理の場所だと勘違いしてすみませんでしたけれども、例えば道路は、市が間違いなく負担しなければならないと思うのですけれども、関連で指定管理の建物、例えば看板がありますよね、市民会館。今年も塩沢で人身事故があったということですが、これは一週間ぐらいの入院で済んだと。これは民間の看板だったのですけれども、その辺の指定管理者との契約というのは、その辺、責任の所在。例えば指定管理の建物のところの看板から雪が落ちてきて、ではそれを誰が補償するかという、そういう契約というのはできているのでしょうか。

総務部長 指定管理そのものは、その会館なりあるいは施設を管理運営してもらうことが、指定管理の一つの条件でございますので、ただ、その建物自体については当然公の施設でございますから、市の所有になります。市はそういうものについては損害賠償保険、ある

いは建物の火災保険をかけておりますので、市の原因によって起因したということになれば、指定管理をしていたとしても市の方で賠償を差し上げるという格好になるかと思えます。

ですので、原因者がこれの時に結局、本件についてもパトロールはしているわけですが、たまたまパトロールが間に合わなくて、たまった雪が落ちたということです。視認ができて避けることができれば、それは当然避けていただくということになるのでしょうかけれども、非常に偶然性といいますかでなったのでこれは補償ということになります。建物についても、それから施設についても、施設そのものが市のものがございますので、当然保険はかけてありますし、それに起因するものであれば市の方で補償を差し上げるということになるかと思えます。以上です。

鈴木 一君 では、全ての指定管理の例えば施設の自然落下であろうが何であろうが、結局市がその面に関しては管理をしていくという。指定管理者が例えば看板の雪をつつとつかさういふことはしなくていいという考え方でしょうか、どうでしょうか。

総務部長 運営まで委託といいますか指定管理はしています。当然指定管理者においてしていただく。ですので指定管理者が放っておいて、そこに瑕疵があればそれは指定管理者の瑕疵ということになりますし、一般的に偶然性であれば、それは指定管理者に瑕疵があるわけではなくて事件が起きれば、それはうちの方でということになるかと思えます。ですので雪掘り等についてはそこでやっていただくということです。以上です。

牛木芳雄君 今、総務部長の答弁の中にパトロールをやっているというふうな話がありました。ご承知のように相当の積雪があったわけですし、市の管理するそういう看板等も大変あるわけですね。交通信号なんかの場合には警察官がそこへ来て雪を落としてということは何回か見かけるわけです。それでこのパトロールは果たして間に合うのかという心配があったわけですが、そういう雪の処理はこういう場合には怠りなくやらなくてはいけないわけですが、その辺の今年の事情等についてお聞かせいただきたい。

ただ、こういう事案がたくさんあるわけですから、こういう危険性のある場所はたくさんあるわけですし、例えばこれは直接市ではないのですけれども、市道の上を立体交差で通っているJRとか、あるいは高速道路等々もやはり相当の危険性を感じながら通行していたという経験があるわけですが、お聞かせいただきたいと思えますけれどもどちらでしょう。

建設部長 当然道路パトロールにつきましては各担当がおりますので、常に回っているところでございます。たまたまこの日が月曜日。月曜日の事故でございまして、そのために消雪パイプがいろいろ出ないとか、そういうところがありましたのでそういう対応をしていたというところでございました。その辺は大変申し訳ないわけですが、これにつきましてその事故が発生したために、その件について各地区にパトロールに一斉に出させていただいで確認をしたところでございます。

今後の対応としまして、私どもはこういう大型看板について、上にブルーシートを県だとかはそういうものを張っていますので、常に降ったら少しずつ落ちるような対策をしていかなければならないなというふうなことで考えているところでございます。

あと当然、JRだとか高速についての、市道側に張り出してくる雪については、JRだとか高速道路の管理者に、ここは張り出しているの雪庇落としをお願いします。という対応をさせていただいているというところでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第3号議案 自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第4号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 4号議案でございますが、これも今朝ほど机の上に上げておいたものをお出しいただきたいと思っております。本件は1月3日に発生をいたしました南魚沼市三郎丸131番5付近における公用車 除雪車でございますが と相手方車両との衝突事故について議案記載のように地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づきまして、議会の議決を賜りたいものでございます。

事故の概要であります。塩沢地域除雪安全協議会に運行委託をしております除雪用のロータリー車が、同日午前10時30分ごろ、市道三郎丸雲洞線の三郎丸地内を回送のために走っていたわけですが、天候が雪でございまして、Y字路を左方向にカーブを通過する際に、道路左に寄って停車をしていた対向車の相手方の普通乗用車の右前部に衝突をして、同部分を破損したものであります。原因につきましては、相手方が停車をしております ロータリーが通り過ぎるのを待っていたということだろうと思っておりますが 停車をしております、当方運転者の前方不注意ということで推定をされます。ロータリー者の運転席が左側でありまして、右側が非常に見づらいということもあったかもしれませんが、一応前方不注意ということでございます。

1の和解並びに損害賠償の相手方ではありますが、所有者は南魚沼市雲洞67番地子の山田和夫さん、運転者は同所山田芳子さんでございます。2の損害賠償の額であります。人身賠償として念のため医療機関を受診していただいた費用として3万2,288円、対物賠償として車両の修繕料65万2,534円を賠償させていただきたいものでございます。3の和解の要旨でございますが、先ほどの金額の合計68万4,822円をお支払いすることで、以後

債権債務がないということを確認させていただきたいものでございます。本件の賠償金につきましては、市が加入する全国自治協会の保険で対応させていただく予定でございます。説明は以上でございますが、議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

関 昭夫君 貸与の機械だということですが、先ほどの3号議案の方の質疑の中で指定管理者の話があった時に、瑕疵があればという総務部長の答弁がありました。そう考えた場合に、こういう除雪車の事故だとして、委託を受けている業者に瑕疵があったのだとすれば、業者にもそれ相応の負担を求めるべきではないかという気がします。あるいは、毎回出てくる職員の事故についても、やはり責任の度合い等を考えた時に負担を求めるのも事故防止につながる可能性もあるのかという気がしているのです。

余りにもいっさいがっさい市が、保険がかかっているのものでそれで全部だという話がいいのかどうなのか、ちょっと引っかかるものがあるのです。ましてやこの除雪車の場合、委託の機械ですので市が面倒をみる。業者が所有していれば業者の負担。多少委託費に差があるにしても、事故での対応の仕方には大きな差が出るということになるかと思いますので、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

総務部長 運転上の瑕疵といえば瑕疵でございますし 瑕疵というのはそうではないのかもしれませんが、要は前方不注意でぶつかったということであります。それで委託契約の中で、議員もご承知のように貸与除雪車については当方の保険があるものはそれを使うという委託契約をしておりますので、今議案についてはうちの方の保険の範囲で直させていただくということです。

それから貸与でないものについては、これは委託契約の中で事故については相手方の責任でという契約をしておりますので、その契約の範ちゅうで議案を出させていただくということだろうというふうに思います。

それからもう一つは、確かに今、年間約60件近い交通事故が起きております。圏域が広がったことにもあるのでしょうけれども、損害保険で対応しているということでございますが、保険で対応できる部分については賠償額を求めるということには一義的にはならないというふうに考えます。したがって今、職員が公用車で事故を起こして保険対応ができないものは、今まで私は経験がありません。したがって保険で対応させていただくと。賠償をさせるということになりますと自治法の中の今度は職員の賠償規定の方にいかないと、すぐ賠償をさせるということではできません。確か監査委員の監査を経てということになるかと思っておりますので、今のところは保険の範囲でさせていただくということをお願いをしたいと思います。

当然交通事故ですので、多くを言えば道路交通法違反でありますので、人身の問題、それから金額の問題によって懲戒処分をするということになっておりますので、賠償まではいきませんが懲戒処分で重いものは減給、停職等々になります。以上でございます。

関 昭夫君 その部分、それから保険を使うことが悪いという意味ではありません。そういうことを想定しながら、もしもの場合のために保険を掛けているというのが当然だと思っていますので。ただ、今の処分の関係だけではなくて、やはりそういう部分に余りにも年間60件ぐらいも続くわけです。保険金だってばかにならないわけですし、使えば使うほどかかるわけです。

やはり、そういう部分もきちんと考えた、教育的な部分も含めてやる必要があると思いますし、こういう委託の機械の場合、今の契約条項がそうなっているのでこれを非だとはいいません。今後そういうものも改めるとは言いませんけれど、もう少し工夫をして業者にも努力を促すことが必要ではないか。止まっている車に100パーセントの過失でぶつかったものが、全て市の負担で済ませていいという部分では決してないとは思っています。やはりそういうことを検討して、協議をしていくべきではないかというふうに思います。

総務部長 ご意見をたいするということで答弁にさせていただきたいと思います。以上です。

山田 勝君 賠償の額をみると対物で65万ですね。非常にこれ大破だと思うわけですが、これは保険の出る金額だからこれで仕方ないというのかもしれないのですけれども、多分、運転されていた方は不愉快な思いをしたあげく、もし、この車を買って替えてはならないとすると、自分でもまた持ち出しをしなくてははいけない。そうすると当たられ損という、非常に一市民が何でこんな思いをしなくてははいけないのかという場面が出てくるのではないかと思うのです。ちょっと事故の修理なり、その65万円がどういう内容だかよくわからないのですけれども、もし、そういう場面があるとすれば何らかの、この市としてそれだけでは対応も必要なのではないかと考えるのですがいかがですか。

総務部長 実は車が22年製の車でございますので、非常に残価が高いといいますが、それで金額が高くなっているのだらうというふうに思います。ただ、損害賠償事件でございまして、その部分のものを金額で、大変申し訳ないのですけれども、補わせていただくというのが損害賠償の方のルールといいますが、66万円をお払いした上で、当然お詫びはしてございますが、ほかに何かの金品をとということには今のところなり得ないという状況でございます。

私どもといたしましてはお詫びを申し上げることと、この金額で和解をさせていただくということをお願いをしたいと思います。新車を買って替えるというのは、民ではないばかりではありませんが、この案件につきましてはそういうことで予定をしております。以上でございます。

山田 勝君 この場合もこれで今の状況ではやむを得ないとは思いますが、もし仮に、その人が非常に不愉快な思いを持ったまま、この事故処理がされたのではないのかなという思いがしたので。一市民として、止まっているのに何でこれだけ私がいやな思いをしなくてはならないのかと、そういったことがもしあるとすれば、やはり行政として何らかの手を差し伸べる部分は考えるべきだと私は思うのですが、その辺、今後検討をすべきと考

えますが、いかがですか。

総務部長 先ほど申し上げましたように、いろいろの事件がありますが金銭で解決をするというのが、確か民法上の規定でもございますので、ただ、ただひたすらお詫びを申し上げてということ以外にないのだろうというふうに考えております。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第4号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第5号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第5号議案につきまして提案理由を申し上げます。主な内容といたしまして歳出では、豪雨災害関連予算のうち本年度で執行できない農林施設、農地災害復旧関連予算21億9,600万円の減額、土木施設復旧費で不足する1億5,847万円、その他施設復旧費等に7,912万円を計上して追加したところであります。合計で約19億5,000万円の減額となります。この結果、平成23年度の豪雨災害関連予算額の総額は約57億4,000万円となるところであります。

病院事業会計で本年度末に約4億円の資金不足が見込まれますので、これを解消する目的で同額の補助金を計上いたしました。理由につきましては先に施政方針で述べたとおりであります。平成24年度に予定をしておりました六日町中学校の耐震補強事業、これが国の3次補正で緊急防災・減災事業に採択されましたので、事業費1億7,124万円を前倒しで計上いたしました。

歳入の主なものといたしましては、豪雨災害に関連する国県補助金、市債等合計18億588万円の減額、法人市民税などの税収入、これは1億3,200万円の増収、六日町中学校の耐震補強事業の財源として国庫補助金防災対策事業債、合わせて1億6,274万円を見込んだところであります。

その他、歳入歳出ともに今後の執行見込みにより所要の額を追加計上、あるいは減額補正をいたしました。

以上によりまして歳入歳出予算総額から17億9,510万円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を371億9,272万2,000円としたいものであります。予算化されながら年度内に支出が終わらない見込みがある27事業、41億3,563万円、この内、豪雨災害

関連は9事業で32億5,823万円であります。これにつきましては翌年度に繰り越して執行することができるよう、繰越明許費を計上いたしました。詳細につきましては総務部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 第5号議案について事項別明細書の歳入からご説明を申し上げますので12、13ページをお開きいただきたいと存じます。第1款市税1項2目法人分、説明欄で法人市民税現年課税分が決算見込みによりまして8,000万円、以下2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市たばこ税につきまして、それぞれ予算現額に追加計上でございます。

11款分担金及び負担金であります。2目の土木費分担金では消融雪施設新設改良、土木新設改良事業の対象事業の増減による計上でございますし、3目の災害復旧費分担金では栃窪地区の災害分担金免除に伴う減額でございます。

14、15ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料の2項2目民生手数料では、実績による補正減が154万円ほどでございます。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫補助金、4目災害復旧費国庫補助金でございますが、それぞれ決算見込みによる計上でございます。

2項国庫補助金で3目の土木費の部分では、説明欄1の地方道路交付金は消パイリフレッシュ、雪崩予防柵、道路新設改良、街路改築といった事業の事業費の増減による補助金の減額3,421万円余りでありますし、その下の地方道路交付金3分の2の部分は除雪機械購入に係る請け差分の補助の減額でございます。2節は防災広場整備事業などのまちづくり交付金事業の実績による増加額570万円、3節は住宅リフォーム事業、木造住宅耐震診断支援等の部分の補助の受け入れ912万円ほどであります。4目消防費の部分では防火水槽1基が震災の関係で事業とりやめになったことなどにより、785万円ほどの減額計上、5目の教育費では要保護児童生徒の関係でございますが、被災児童生徒の部分でございますし、六日町中学校の耐震補強の内示により一般分と特別分併せて5,364万円ほどの新規計上でございます。4節社会教育費は事業確定によるものでございますし、7目総務費では地デジ共聴の関係の国庫配分減によるものでございます。8目災害復旧の部分では災害廃棄物処理事業として、土砂のふるい分けにかかる補助を5,283万円ほどの計上でありますし、中段の廃棄物処理施設の部分はリサイクルセンターの復旧費の査定減により2,893万円余りの減額、下段の公立社会教育施設の部分は対象外となった部分の減額であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。14款1項1目民生費県負担金でございますが、説明欄上二つは、障がいをお持ちの方にかかる補装具や医療費の部分の追加でございますし、2節の児童福祉費は子ども手当てにかかる決算見込みの減額でございます。

14款2項県補助金でございますが1目の総務費の部分で市町村合併特別交付金では、事業変更で地域プロジェクト事業県補助金は今泉記念館となる部分の改修の補助の受け入れであります。2目民生費では1節の社会福祉費は決算見込みにかかる増減でありますし、2節の県単障がい児保育は浦佐認定こども園にかかるものでございます。安心こども基金からの1,676万円ほどは六日町認定こども園事業にかかる追加計上でございます。3目の衛生費、

4目の労働費、5目の農林水産業費、次の18、19をお願いいたします。7目の土木費県補助金につきましては金額の多寡、増減はありますがいずれも決算見込みに伴う事業費変更等による所要の補正計上でございます。

3項1目委託金では1目の総務費の部分では統計調査にかかる決算見込みの計上を、5目の土木費では主として学校町住宅のガス給湯器の修繕の補助の受け入れであります。

15款1項1目財産貸付収入は光ファイバーの加入者増によるもので300万円の計上、2目の利子及び配当金はそれぞれ基金運用益であります。

17款繰入金、2項5目財政調整基金繰入金であります。豪雨災害関連事業費減にかかる財政調整基金への戻し分ということで1億3,000万円の減額であります。

19款4項1目民生費受託収入では小千谷市、湯沢町などから管外の保育受託収入の追加計上でございます。20、21ページをお願いいたします。3目消防費の部分では、高速道路救急業務をネクスコから受託している部分の支弁金40万円ほどの追加、5目広域行政受託収入は魚沼荘において湯沢町さんからの措置数が二人ほど減ったことによる減額計上でございます。

19款5項3目1節総務の部分では、県の市町村振興協会からオータムジャンボ、サマージャンボの収益金の配分の減額と追加であります。以下、説明欄、光ファイバー移設、基幹病院関連物件補償、水源林造成事業の部分は事業費等からそれぞれ現計予算との調整でございまして。

20款市債につきましては、一番下の7目消防費に説明欄、緊急防災・減災事業債1億910万円ですが、先ほど話が出ました六日町中学校にかかる起債でございまして。あとはそれぞれ事業執行見込みにより、あるいは精査から記載のように計上をさせていただきたいものでございます。以上が歳入の補正でございまして。

22ページ、23ページをお願いいたします。3の歳出をご説明申し上げます。2款総務費でございまして、1項1目一般管理費の説明欄の丸職員費であります。給料ほか決算見込みによる減額計上でございます。3目電算対策事業費では丸の電算情報管理一般経費では250万円の減額であります。それぞれトナー、圧着紙、高速プリンターなどの使用料減に伴う減額であります。丸の総合行政システム事業、それから内部情報システム事業、高速インターネット運営事業では、決算見込みによるものでございまして、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修が新年度になったということで、3,000万円の減少が大きなものでございます。4目車両集中管理費は管理一般経費でロータリーローダーの修理を、運行経費では燃料費の不足分を追加させていただきたいものでございます。5目会計管理費及び7目の企画費は決算見込みで減額、6目の財産管理費は財源更正でございまして。

24、25ページをお願いいたします。5項1目統計調査総務費では今年実施となりました工業統計、学校基本調査、経済センサス等による執行見込みの計上でございます。

3款1項2目心身障がい福祉費の丸の特別障がい者手当の関係、丸の自立支援事業はいずれも人員や件数の増減により補正をさせていただくものでありますし、丸の心身障がい者助

成事業は昨年10月から透析を必要とする皆さんで体調不良の方のタクシー券を追加した上で、決算見込みによる計上でございます。3目老人福祉費では丸の介護保険対策費223万円ほどは決算見込みによる特別会計繰り出しでありますし、事務費の部分はシステム改修の部分でございます。丸の介護保険事業費は社会福祉法人等からの申請額の減少による減額ですし、介護基盤緊急整備等事業費減額の140万円は交付要綱の変更から小規模多機能居宅介護事業所にかかる単価と定数の減、認知症、高齢者グループホームの定員増などからの調整でございます。4目包括支援事業減額の183万円ほどは認定調査員の賃金、ケアプランの作成、委託の実績から減額とするものでございます。6目医療費助成事業でございますが、心身障害者医療費助成について2,098万円ほどの追加でございます。多くは医療費の増加によるものであります。次の26ページ、27ページをお願いいたします。9目老人ホーム魚沼荘管理運営費では、支援事業委託料の差額、並びに入院、外来、デイサービスなどの利用から欠食分の給食業務委託料を減額268万円であります。

2項1目子育て支援費では、県単の部分で子ども医療費助成事業の1件当たり助成単価が低くなったことによる減が500万円、市単分でも1件当たり助成単価の減と件数の減によりまして1,800万円の減額計上でございます。1目とびまして3目子ども手当支給事業費であります。保育料、学校給食費などの天引きを行うためのシステム改修委託料37万円ほどの追加であります。4目児童福祉施設費では常設保育園費、及び公設民営保育園委託事業費はいずれも決算見込みによる追加計上でございます。なお、延長保育促進事業等補助金では、障がいをお持ちのお子さんの保育事業分として194万円の追加計上でございます。

3款4項1目災害救助費の豪雨関連の部分では次ページにわたりますが、不用残3,449万円ほどそれぞれ減額計上でございます。次の28、29ページをお願いします。枠の一番下、災害復旧補助金であります。被災農業機械修理等補助金が562万円ほどでありますので、不足額177万円ほどの追加計上をお願いしたいものでございます。

4款衛生費1項4目医療対策費では丸の休日救急診療所費、これはレントゲン装置の購入残の減額、次の丸の対策費では、市長施政方針の中で述べられておりますが、大和病院事業会計への資金不足解消のための補助金4億円の計上でございます。その次の丸の総合的保健医療体制整備関係では、大和病院隣接の草楽堂解体の部分で12月補正で600万円お認めいただいておりますが、精査の結果、119万円を追加させていただきたいものでございます。

3項3目のし尿塵芥処理施設費では丸の廃棄物処理施設一般管理費の減額300万円は、指定ごみ袋の減、その下の丸は重油の使用料の減によるものでございます。丸の可燃ごみ処理施設運営費の関係では4,950万円の減額であります。炉の運転停止日数の増などから関係する経費が不用となりましたので減額するものでございますし、飛灰の処理委託では放射線の関係で三池の受け入れ中止による部分での減額でございます。一番下の丸の可燃ごみ処理施設整備事業では飛灰についてキレート処理　これは固形化するというものでございますが　キレート処理のための整備改修に要する費用1,000万円の追加であります。3

0、31ページをお願いいたします。不燃ごみ関係では、センターの豪雨災害被災によりまして9月から11月分の電気料の減免分、それから減容機の設置の工事請負差額、ごみ埋立処分地の関係では雪害と水害の復旧のため、施設休止による減額計上であります。4項1目は水道事業会計への繰り出しでございます。

6款1項2目農業振興費では制度資金の利子補給などがありますが、それぞれ決算見込みによる計上でございます。一番下の丸の環境保全型農業直接支援対策事業費では、支援対象面積が減少したことによる減額が1,566万円ほどでございます。4目農地費では県営事業負担金として1,665万円ほどありますが、国の補正による事業料の増にかかるものでございます。32、33ページをお願いいたします。農地費、揚水設備維持管理費の記載の部分はそれぞれ事業精査による増減の計上でございます。

2項1目林業振興費では主として事業費の割当て、配分の減による減額計上であります。一番下の丸の魚沼産材で家づくり事業は申請が4件であったことによる不用額の減額750万円であります。3目治山振興1億3,900万円の減額であります。測量設計の部分では県等の支援による不用残2,200万円を、治山工事では補助事業費配分減少などによる工事費の減額1億1,700万円あります。

3項1目水産業振興費ですが、増養殖施設等復旧対策事業補助金の申請が1件であったことから1,479万円の減額であります。

34ページ、35ページをお願いいたします。7款1項1目の商工業振興費は丸の中小企業金融制度の部分では、実績見込みから700万円の減額、次の観光交流拠点整備は今泉記念館とする部分への改修に407万円の追加でございます。2目の観光振興費、丸の観光振興一般経費ではサイクリングターミナルの浴場の循環機の修繕の追加を、観光設備事業費では執行残の減額補正でございます。

8款土木費2項道路橋りょう費の2目、3目、4目は事業精査、決算見込みによるほか、社会資本整備総合交付金事業の内示による事業費調整が主たる要因であります。

36ページ、37ページをお願いいたします。4項2目都市計画事業費では事業精査によりまして下水道事業特別会計繰出が減額で1,824万円ほど、3目の都市計画施設費では借地料の改定に伴う補正減、4目の公園費では大原運動公園整備事業の部分で実績見込みによる補正でございます。

5項1目住環境整備事業費であります。丸の市営住宅管理費は修繕費では市営余川の上水道の揚水ポンプ、それから県営学校町住宅のガスの給湯器の取り替え、施設修繕工事の部分では北原、舞子の消パイの修繕、住宅改修では西泉田の地デジ、赤石の消雪ポンプ、上町の加圧ポンプなどを計上させていただいたものでございます。以下、決算見込みにより減額補正としていただくものでございますが、中ほどから下、木造住宅耐震診断の部分では60件の措置でございましたが、申請が11件、克雪住宅推進の部分で宅内消雪設備が10件の予定でございましたが実際は5件、それから克雪住宅すまいづくり支援が25件の予定で予算をしましたが7件、木造住宅診断耐震改修では5件の予定が1件ということでございます。

最下段の個人住宅リフォームにつきましては996件ほどの実績ということでございます。

38、39ページをお願いいたします。6項国土調査事業費につきましては執行見込みにより、それから9款消防費につきましては、1目常備消防費は二つ目の丸の庁舎管理費で新庁舎になっての実績で減額と。あとはいずれも決算の部分の減額が主体でございます。2目非常備消防費の方では消防団活動助成金132万円ほどの減額であります。構外講習、機械ポンプ操法競技会などの中止による不用額の減額でございます。

10款教育費1項1目教育委員会費では丸の教育委員会一般経費、これは基金の利子でありますし、以下はそれぞれ執行残による補正でございます。

次の40、41ページでございます。2項小学校費、1目、2目とも決算見込みによる減額であります。

3項1目中学校運営費は中学校管理一般経費の不足見込み額の計上と、送迎バスの不用額の減額でございます。要保護・準要保護部分では申請者増6人によるものでございます。2目の中学校整備費は、中学校体育館の補強工事ということで24年度前倒しで1億7,124万円の計上でございます。

5項社会教育費、一つ目の丸は基金の運用益の積立てでありますし、その下は塩沢公民館の空調改修によりまして不用となりましたA重油の代金を減額ということでございますし、その下の二つも不用額の減額計上でございます。

42、43ページをお願いします。市民会館の舞台照明、これも先ほど述べたものと同じでございます。

11款災害復旧費1項1目農林水産施設災害復旧費は大和郷土改の落雷災害の関係で補助残の2分の1としておりますが、補助率の増高から不用分を減額するものでございます。

3項新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費の1目応急復旧費では測量設計委託について1億3,670万円を、2目の施設復旧費に組みかえるものであります。原材料については不用額でありますし、その次の丸その他一般施設の方では委託料として、仮置場の土砂ふるい分け処分委託に8,350万円、次の公共施設災害復旧工事として光ファイバーの復旧工事完了による減、次の補助金は地デジの共聴事業の事業確定による減であります。2目の復旧費であります。測量設計等委託で先ほどの1目の部分、1億3,670万円と査定設計委託分として1億2,500万円の組替えで2億6,170万円の補正といたしまして、農地及び農業用施設と林道施設の査定委託設計といたしたいものであります。以下、それぞれ不用額の計上ではありますが、大きくは農地災害で事業費減による部分が19億7,500万円、林道災害の方で2億300万円の減額であります。丸の土木施設復旧費では修繕費と借上料の不用額の減額、道路維持委託料ではふるい分け後の土砂の運搬処理業務の部分を9,898万円余り計上させていただいております。

44、45をお願いいたします。道路災害復旧工事並びに河川災害復旧工事につきましては、査定結果による事業費確定分の補正1億5,000万円でありまして、小規模急傾斜地崩壊防止事業につきましては、県の設計審査による減額であります。最下段の災害関連緊急

傾斜地崩壊対策事業負担金は欠之上深沢地区の部分で、市の負担が20パーセントから5パーセントになったことによる減額7,250万円であります。以上が歳出の部分でございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。第2表繰越明許費補正でございますが、記載の27件41億3,563万円ほどを繰越明許として設定をさせていただきたいものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第3表地方債の補正でございますが、所要の調整をいたしまして合計で8,120万円の補正減ということでお願いをしたいものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 では、3点お聞きいたします。まず29ページですけれども、病院事業対策費です。これはまた特別会計に出てきますので、そっちでまたほかに聞く面があるのでここでちょっとだけ触れたいのですが、施政方針というかその資料の中では資金不足が生じるのでその解消のためにと。資金不足があると企業債が起こせないというような説明がありましたけれども、私は財政健全化法の中の資金不足率の関係からすると、許可制限の移行の基準が20パーセントだというふうに認識していたのですけれども、その低い比率でもやはり起債が起こせないのかということ、まずそこだけとりあえず確認をしておきたいと思えます。

そしてそのページの一番下の可燃ごみ処理施設整備事業のところなのですけれども、これは6号補正のところでも発電機の関係の修繕ですが、そこで1,000万円ありまして、今度は飛灰の関連処理の関係でまた1,000万円くらい追加ということになります。もともと9,000万円くらいの予算、9,600万円くらいでしたかね当初予算だったのですが、こう毎回話にでるのですけれどもなかなか分かりづらいところ、定期点検もしているのでしょうけれども、当初予算からこうぼんぼんと増えてしまうところの、チェックということもなかなか難しいのしょうけれども、そこら辺の確認といいますがきちんとなされているのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

もう1点ですけれども、33ページです。南魚沼産材で家づくり事業というところがありますけれども、750万円減額になっています。これは多分当初は1,000万円だったのですけれども、大変住宅リフォームと期待した事業なのですが、4件しか申請がなかったというところ。これは決算ではないので細かいところは決算時の時に聞きますけれども、期待したわりにこのくらいというところは、住宅の新築の件数が少なかったのか、やはりこの制度自体にもう少し検討する余地があるのか。そこだけ確認をしたいと思います。

財政課長 病院の資金不足解消の件ですけれども、こちらにつきましては確かに言われるように、計画を立てた場合については起債が許可されるというふうに本法の方には書いてありますけれども、実際問題としまして新潟県を通して起債の許可をいただかなければなりません。その時に新潟県の理財担当の指導によりますと、前年度で資金不足があった場合については、こちらについては実際問題としては許可はしないというふうに使われております。

ので、そのようにさせていただきたいと思っております。以上です。

市民生活部長 可燃ごみ処理施設の修繕の関係でございますが、先ほど第6号の専決補正の関係につきましては、説明させていただいたとおり発電機の軸受けの部分が故障したということです。これにつきましては施設が設置されて8年たったのですけれども、それ以来の修繕ということで、これは4年に1回定期点検している中で2回目の定期点検が先日あったのですが、そこで初めてわかったということで急ぎ専決をお願いしたということです。今回の補正につきましては、東北大震災の放射性物質の関係で、私どもは九州の方へ飛灰を山元還元ということで運んでいたのですが、報告させていただいたとおり受け入れが中止になってしまったということです。この後は埋立ての方に持っていきたいということで、そうするためには薬剤を注入して、溶出、特に鉛が問題になるのですけれども、その溶け出しを防ぐ必要がある。そのためにはどうしてもそれに伴う機械の設備が1,000万円かかるということです。これにつきましても震災の関係で急ぎ発生したということでございますのでご理解いただきまして、私どもも極力定期点検の中で予定できるものは全てそういう形でやりたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

産業振興部長 この件数が少ない部分につきましては、当初はPRもしたのですけれども、なかなか材料の部分と、それから1年目というようなことで少なくなったのではないかとこのように考えます。あと、住宅の件数については後ほどさせていただきます。よろしく願いします。

寺口友彦君 3点ほどお伺いします。まず1点目は災害復旧費に関連してなのですが、執行残ということで21億9,600万円を減額をする。これは不用ではなくて来年度、24年度に事業をやりたいという部分での減額だと思っておりますが、同僚議員が言っていたように病院会計へ4億円という部分を入れなければならない。それについては市債の部分をどこで調整するかという部分が働いて、こういう操作をしたのかというふうに思ったのですが、そういう部分ではないですか。

もう1点は27ページの保育園の部分ですけれども、資料を見ますと一時預かりであったり、土曜一日であったりするのが総合で相当増えております。浦佐認定こども園が開園をして、そちらに大和地区が結構流れたのではないかとこのように思いますけれども、それでも総体で結構増えているという部分をどのように解釈しているかということをお聞きをしたい。

もう1点は41ページの六中の耐震補強ですけれども、2億3,000万円ほど入れて1回目の修繕というものをやりました。今回1億7,000万円、4億円という大金を投入するわけなのですね。そうすると、地盤沈下対策が主ですので、それに対して4億円を入れて補強していくということは、果たしてこの場所で六中というものをずっと維持するのかという部分を疑問に思うわけです。

旧六日町の中で一応4校あると。その中で大巻、城内、五十沢については統合やむなしという皆さんの意見があったというわけなのですが、その中でも六中を含めてどうかという意見があったと思うのです。そうするとこの4億円を入れて補強していこうという部分が出て

くれば、4校を1校にという部分にちょっと触れて、どうかなと考えてみる必要があったのではないかと思いますけれども、この3点をお伺いします。

産業振興部長 1点目の農災の件ですが、全体で550件で25億9,454万5,000円という災害査定を受けております。この災害査定を受ける場合に被害報告というものを起きたばかりにします。そうするとどうしても大きいものを被害報告しないと、災害査定以下の場合ですと欠格になりますので、どうしても報告が大きくなるというようなことでございます。ですので、査定が決定をしましてその段階で精査をさせていただくということです。以上です。

福祉保健部長 今回の補正については内容的には議員さんが聞かれたのとはちょっと趣旨が違いまして、浦佐認定こども園の障がい児保育の部分ということで今回計上させてもらっています。それでやはり延長保育、一時預かり、そういったものは年々増えていますが、原因としては核家族化とか夫婦共働き、そういった社会的な変化によるものではないかというふうに考えております。

教育長 六日町中学校の耐震補強、地盤沈下対策の工事については、ご指摘のように非常の巨額な投資になるわけでありますが、この工事を完了させましても当該地域の地盤沈下そのものがこれで止まるということはほぼ期待できませんので、議員ご指摘のことも含めて、教育委員会で検討をしていく必要があると、このように考えております。

牛木芳雄君 先ほどの11番議員に関連をして、飛灰の関係で市民部長は放射性物質について言及があったわけですから、若干お聞かせをいただきたいと思います。来年度新年度予算で聞こうかというふうに思っていたのです。しかし、そういうことで聞かせていただきたいわけですが、今、県議会が始まりました。今までがれき処理というのは、なかなか県は、泉田知事は慎重だったわけですが、今回の議会において県としてはサポートしていくというふうな態度の変更になったわけです。県内五つの市ではがれきの受け入れを表明している。わずか五つの市ですけれども。この南魚沼市では受け入れられるような余裕、あるいは余力というのはどうでしょうか。お聞かせいただきたいのですが、市長でしょうか。お願いします。

市長 この件につきましては、東日本大震災が発生した後に、去年の新潟・福島豪雨が被災するまでの間に一度意向調査がありまして、我々も被災地の支援ということで受け入れを検討しますという回答を申し上げました。ところが、ご承知のように7月末の豪雨で大量の流木が出まして、これをまず処理しなければならないということの中から、処理能力として今、我々が能力いっぱい、以上にこの流木がまだこれから出てまいりますので、当面の間はその受け入れはなかなかでき得ない。

そして、その間に今度はその放射性物質かという問題が出てまいりました。放射性物質につきましてはそれぞれお話があるところでありますので、慎重に考えなければならないと思いますけれども、本当に少ない値の中の部分までいろいろやはりご心配な部分もあります。それらについて、もし、我々の方で受け入れ体制が容量的に可能になってそうした時に

は、私は市民の皆さんには、放射性物質の問題が若干はあるにせよ影響のあるような数値ではないということが確定しますれば、受け入れの方はある程度考えていかなければならないという思いであります。石原知事みたいに黙れとは言われませんが、そのくらいのことをやはりお互いが考えなければ、これからとても復興はなっていないだろうという気はしております。当面、その災害処理、私どもの自分の処理の方が先決でありますので、当面の間は受け入れができ得ない状態ですということを申し上げているところであります。

牛木芳雄君 市長のその姿勢は評価したいと思います。新潟市でも受け入れ基準を今回ハードルを下げたというふうに報じられていました。今後、余裕が、余力が出てくれば当然受け入れをするだろうというふうに思っています。そういうことでお願いしたい。

災害震災発生当時は日本中で何とかしなければいけない、初めはやはりそう思っていたのです。なかなかでも実際現実が、我が身に降りかかってくると、やはり尻込みをしてしまう。何ていいますか、そういういわば迷惑的な施設、迷惑的なことは建て前とは違って本音はそこに出てくると思うのです。我々も最終処分場を受け入れる時に、そういう経験をいやというほどしてきました。これはやはり市長はそういう考えでいてもらいたい。

ただ、がれきの中には原発近辺で、そういう放射性物質も含んでいるがれきもありましょう。しかし、全く含んでいないところの地域のがれきもあるわけですので、私はそういうところは積極的に受け入れてそういう支援をしていく。これがやはりいわゆる今言われているような「絆」ということでありますから、ぜひそのように取り組んでいただきたい。このように思っておりますがよろしく願います。

市長 大変ありがたい言葉であります。一つだけ問題は、溶融炉は普通の焼却施設と違いまして、放射性物質をより一層凝縮させるわけですので、結局灰は少ないですけどもその中にはある程度値が高くなってでるという問題が出ます。これを今、環境省は8,000ベクレル以下は埋立て処分していいと言っているのですけれども、県の方はそれがもう産業廃棄物100ベクレル以上はだめだと。いわゆるダブルスタンダードの部分がありまして、今、この件についても市長会、あるいは町村会も含めて、県と、何せ統一見解にしてもらいたいと。

そして、じゃあ埋立て処分をしていい部分というのは、本当にどこまでなのだということを明確にしていただかないと、今度は我々が灰をずっとどこかにストックしておかなければならない。もうストックの場所はありません。今までの部分でもうたまったところがありまして、これも新年度では確かドーム型の格納庫か何かを設けて、そこに一時保管をしないと今の焼却場のところに一時ストックしてある部分では困るかなという部分もあります。

そんな対応も必要でありますので、その辺の数値の明確化ということ为国、あるいは県にきちんとしていただかないと後々の問題が心配だということではありますが、気持ちとしては議員と同じでありますので、積極的に東北の方の復興支援に、私たちが微力ではありますが、私ども尽力していかなければならないと思っております。

笠原喜一郎君 29ページの先ほどの飛灰のことに絡めてお聞きをいたします。先ほど

の中では三池の方へ持っていったのが放射性の部分ということで、それが受け入れできないということで固化をして埋め立てるということです。どこへまず埋立てを予定をされているのかお聞きをしたいと思っています。

それと、浄水場に結構の汚泥が出ているわけですが、県では一括的に中間貯蔵という話もあったわけですが、なかなかうまくいなくて今、多分頓挫していると思います。この後、どういうふうな処理が進まれるのか、そこをお聞きをいたします。

それから先ほども11番議員から出ましたが、家づくりの部分です。先ほど答弁を聞きもらした部分もあったのですが、PRが少なかったかというような言い方だったと思いますけれども、24年度にまた1,000万の予算を盛ってありますよね。私はこれはただPRをすればできるかという部分ではないような気がしているのです。

これはとにかくなぜ今まで林業が振興していなかったかといったら、幾ら育てていっても売れなかったというそこなのです。ですから、それを売れるようにするにはということで50万円ぐらいの助成をすれば、県外から買ってくる部分と、地元の木を使う部分が差額が埋められて何とかなるかと。けれども、それだけでは今のところならないのです。なぜかと言ったら、それを供給する体制がなかなかできていないという、そこが私は一番の問題だと思うのです。

PRではないと思うのです。PRも大切ですが、その供給をする体制を作っていくように仕向けていかないと、なかなか利用が進まないかというふうに思うわけですが、その2点をお聞きいたします。

市民生活部長 飛灰の処理の関係でございます。当初、九州の方へ持っていったというふうなことで、私どもは受入先の方で放射線量をどれ以下になれば受けますよという数値を示していただいて、ではそれ以下ですからお受けくださいということで再開した経過があったのです。そのことを私どもは皆さんにお知らせしなければいけないということで、市長の方から行政報告としてお話ししていただきました。そうしたら市のホームページの方へそれが公表されるわけですが、それを先方の市民の方が見て、これはどういうことだというふうなことで受け入れた会社の方にクレームが入って、結果的に今の受け入れが拒否されているという状態に発展したというふうなことです。

全くそこまで私どもは想像していなかったのですが、そんな中で何せ毎日毎日飛灰が出てくるわけですから、どうすればいいかということで研究した結果、キレートをかけて溶出を抑える中で埋立てにもっていくしかないだろうということで、今回補正をお願いしているわけです。その先についてもある程度内諾いただいているというふうなことの状態ですので、ここでどこだというふうなことはなかなか、ちょっと控えさせていただいてご理解をいただきたいというふうに思っていますのでよろしく申し上げます。

それから、浄水汚泥等、私どもの飛灰も含めて今保管してあるわけですが、先ほど市長が言いましたように、新年度の中で格納庫を作って当面そこへ保管せざるを得ないのではないかというふうに計画しているところです。これも先ほど話をしましたが、県知事の方

で自治体等の受け入れとかも含めて支援をしていきたいという方向転換をしたようでございますので、その支援策の中で、私どもの飛灰の最終処分のルート等もできれば確保してもらいたいというのが希望でございます。市長の方から県知事の方へそういう働きかけもしていただければというふうに思っていますが、今すぐどうできるという状態ではないことだけご理解いただきたいと思えます。

水道事業管理者 浄水場の放射性物質の話ですけれども、今現在、浄水場では放射性物質を含む脱水汚泥が340トンほどあります。今現在冬ですので発生汚泥は非常に少なく余り増えてはいないという状況ですが、またこの春先からは増えるというようなことになっています。それで12月までは民間の業者、新潟県内ですけれども民間の業者から引き取っていただいていたのですが、1月に新法ができて、その新法の中でその地元の同意を得ないと引取りができないというような内容になりました。引き取っていただいた業者の方が地元の同意がとてめでないけれど難しいというようなことで、引取りができないということになりました。春以降発生するものについて増えるばかりですので、非常に今心配しているところでありまして、今現在、その発生汚泥の処分の見込みというのは全くないというような状況になっています。以上です。

産業振興部長 議員のおっしゃるように、供給の部分でやはり1年目ということで若干そこでPR不足という部分もございました。ですが、森林組合も大和のセンターの方に土場を舗装したり、そういう準備等をまたやっておりますので、2年目ということで更なる普及されるような形でPRなり、またその業者の方をお願いをしていきたいというふうに考えております。以上です。

笠原喜一郎君 汚染土壌についてはちょっと敏感だということですので、デリケートな部分だということでそれ以上は聞きません。供給の方ですが、家づくりの方ですけれども、大工さんに聞きますと一番嫌われるのは、やはり乾燥がきちんとできているかどうかということなのだそうです。それでいいよと言ったってなかなか今、高断熱だとか何だかんだということになってくると、すぐ隙間が開いたりして、なかなかそこを地元の木を使いたくても使えないという。ですから今部長が言われたように、森林組合で土場を何だかんだという言い方をしましたけれども、やはり最終的には乾燥施設をきちんと持って、そしてそこである程度の基準を満たす材料をいつも用意をしていくという形がないと、なかなか使用が難しいのかと。大工さんがそうだという形にならないかと思えますので、そこはやはりぜひ検討していただきたいと思っています。

先ほど言いましたように、幾ら育てても売れるということがなければ、なかなか山に手が入りませんので、そうした施設の面も含めて検討していただきたいと思えます。以上です。

牧野 晶君 35ページの一番上なのですが、観光交流拠点整備事業。担当課の方からちょっと聞いたりもしているのですが、それこそ去年の11月とか12月ごろ、芝生をあそこに、公園広場の方に張ったわけです。芝生を張ったところはいいのですが、その隣の砂地

のところ。山砂をやって今後芝生化できるようにもなっているのですが、予算の都合等で芝生になっていないところは、雨が降るとどンドン、どンドン川みたいになってでこぼこしているわけです。そのところがこれから例えば春になったら、聞くところによると1回はまず直すというふうな話があるわけですが、雨が降るたびにどンドン、どンドン川が流れてグラウンドがグラウンドというか広場がでこぼこすると思うのです。

余りそういうのは私はいいいというふうな思いがないですし、いろいろ課長さんとも話したりもしているのですが、できれば、7月にオープンがあるわけですがそれまでに市の方で最後の、全面に張ってくれるように追加でやった方が私はいいいのではないかということをおもうのです。いろいろちょっと厳しいというふうな話も聞いていますが、もう1回最後にここで聞かせていただければというふうな思いがあるのですが、ちょっと聞いてみたいのですがお願いします。

産業振興部長 議員のおっしゃるように、秋には雨がたくさん降りましたので山砂が流出したというようなところもございました。これだけ雪が降りましたので、また雪消え後、現地をみさせていただいて、その中でまた検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第5号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで休憩といたします。会議の再開は3時15分といたします。

(午後3時02分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後3時16分)

議長 産業振興部長より発言を求められていますのでこれを許します。

産業振興部長 先ほどの11番議員の佐藤議員の方からのご質問ですけれども、建築確認の数ですが、平成22年が186件、平成23年が172件ということで14件減っておりますので、多少その部分も影響があるのだと思います。以上です。

議長 日程第14、第6号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第6号議案につきまして説明を申し上げます。今回の補正は決算見込みに伴う保険給付費の増額、及び国庫支出金等の増額を伴うものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,466万4,000円を追加いたしまして、予算総額を65億6,087万2,000円としたいものであります。

詳細と言いたいところですが概略について市民生活部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは予算書の8、9ページをお願いしたいと思います。最初に歳入でございますが、3款2項1目財政調整交付金の特別調整交付金231万9,000円の補正につきましては、国保中央会が今まで取り組んでおりました国保総合システム。これはレセプト請求のデータをデータ化して、それを共有して効率化に努めたいというシステムを今開発しているのですが、その稼働が半年遅れになってしまったというふうなことで、それに生じる費用がかかるのですが、それに伴う部分の国庫補助金で全部補てんするというふうなことでございます。

それから4目特別対策事業補助金の高齢者医療制度円滑運営事業補助金23万5,000円でございますが、前期高齢者70歳から74歳の被保険者の窓口負担、一部負担について原則2割、法定は2割なのですが、23年度まで暫定的に1割に軽減されております。この措置が24年度も継続されるというふうなことで、それに伴って受給者証を発行する必要があるということの費用でございます。これも国庫補助金で補てんされるものでございます。

4款1項1目療養給付費等の交付金3,211万円でございますが、これは退職者、被保険者等にかかる療養給付費、それから高額療養費等の増額に伴い、全額交付金が増額されるものでございます。

10ページ、11ページをお願いしたいと思います。歳出の方でございますが、1款1項1目一般管理費250万9,000円これは先ほどの高齢者の受給者証の郵送料19万円、それから国保総合システム稼働の部分で県の国保連の方に負担金として231万9,000円が支払われるものでございます。

そのほか2款1項2目から2款2項2目につきましては、決算見込みに伴って増額をさせていただくものでございます。2款1項1目の予備費につきましては、財源調整によるものでございます。以上で説明を終了させていただきます。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第6号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第7号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第7号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は介護サービス事業費の精査により増減及び国庫負担金の内示等による補正であります。

歳入につきましては本年度交付額の内示に基づき、国庫負担金等を減額計上をし、これに伴う歳入不足分につきましては、介護給付準備基金の取崩しにより補てんをするものであります。

歳出につきましては介護保険給付費において事業の実績見込みに基づき、居宅介護サービス給付費の増額、地域密着型サービス給付費の減額、介護予防サービス諸費の減額等を計上いたしました。また、地域支援事業費につきましては事業の実績及び見込み、それから人事異動これに伴う予算の組替えをお願いするものであります。

以上から歳入歳出それぞれ3,144万5,000円を減額し、それぞれの予算総額を53億6,434万3,000円とするものであります。福祉保健部長に説明させますのでご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。概略であります。

福祉保健部長 それでは事項別明細の8ページ、9ページから説明をさせていただきます。最初の保険料ですが、これは被保険者数の減によるものです。

それから4款国庫補助金1項国庫負担金これは1月に変更交付申請を提出しておりましたその額を減額しております。恐らく次年度以降には精算でまたバックしてくると思われれます。

それから、4款の2項国庫補助金ですが、こちらの方も一番上の調整交付金は内示による減です。これも年度内に追加交付があるかもしれません。それからその下の地域支援事業交付金二つにつきましては実績見込みによる減です。

それから一番下の介護報酬改定に伴うシステム改修事業補助金これは第5期の介護報酬が改定になりますので、そのシステム改修の2分の1が国より補助されます。

それから5款1項の支払基金交付金こちらの方も理由としては国庫支出金と同じです。下の方は実績見込みとなっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。6款1項県負担金それから2項の県補助金こちらルールに基づくもので減の理由は国庫支出金と同様でございます。

7款の財産収入、介護給付費準備基金の利子を追加計上しております。

それから8款の繰入金、一番上の介護給付費繰入金これは給付費の減額に伴う減でございます。

ます。その下の二つ、地域支援事業繰入金これにつきましては事業費決算見込みによる減でございます。人件費繰入金これは職員の子ども手当の減によるものです。それから事務費繰入金これは一般会計の方でありましたが、先ほどのシステム改修の残りの2分の1を一般会計の方から繰り入れてもらうものです。

12ページ、13ページをご覧ください。介護給付費準備基金繰入金ですが、先ほど市長の提案理由説明にもありましたが歳入不足分の補てんをいったんしてもらうということで基金より繰り入れます。

それから9款の諸収入ですが、上の第三者納付金これは交通事故の損害賠償による負担が入ってまいります。機能訓練については実績見込みによるものでございます。

14ページ、15ページ歳出の方をご覧ください。最初の運営費これは先ほどから出ていますシステム改修の歳出でございます。

それから2款1項1目この後は基本的に今までの実績等による増減調整をしたものですが、この中で特徴的なのは三つある一番下の丸ですが、地域密着型介護サービス給付費。こちらは2,500万円の減になっていますが、これは健康倶楽部つどい、ミニ特養でサービスをやっておりますが、これが去年の3月1日にオープンしたのですが、3月12日ですか長野北部地震が発生しまして、ここの法人が運営している津南の方にある施設が被災しまして一時的に向こうの入居者をこちらに入れた関係で、3月から5月までこちらの施設としては稼働できなかったということが減の一番の要因となっております。

それから2款2項1目介護予防サービス諸費ですが、こちらの方も実績見込みによる減でございます。この丸の一番下は9月補正で500万円追加したのですが、その後実績が伸びず、ここでまた300万円を減額していただくというものです。

それから16ページ、17ページをご覧ください。これの一番下になります2款6項1目特定入所者介護サービス等費ですか、これにつきましては当初予算の2パーセントの伸びを見込んだのですが、ほぼ昨年度並ということで700万円減額させていただいております。

18ページ、19ページです。基本的にはここは人事異動等、人件費の確定見込みに伴う減でございます。一番下の3款2項5目の任意事業費報償費これについて後見人の報償費を3人分みていたのですが、実績として1名ということで減額させていただいております。

20ページ、21ページこちらの方は基金の積立金ですが、歳入の方でお話ししました運用利子をまた基金の方に積み立てるものです。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第7号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第8号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第8号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回のこの補正予算は決算見込みによる事業費等の減額が主なものであります。

歳出では事業費の確定見込みによりまして、施設管理費で610万円の減額、下水道事業費で1億2,100万円ほど減額をしたいものです。また、歳入では歳出事業費の確定見込みによりまして国庫補助金、一般会計繰入金及び市債でそれぞれ所要額を減額計上したところであります。

こういふことから1億2,809万1,000円を減額し、予算総額を49億5,415万2,000円としたいものであります。詳細につきまして企業部長に説明させますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長 それでは歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。事項別明細の10ページ、11ページをお願いいたします。歳入の1款1項3目であります浄化槽の市町村整備事業の分担金ですが、83万8,000円の減ということで、事業費の決定による減額でございます。見込みが25基ということで見込んでいたわけですが、実績が20基になったといふことの減額でございます。

それから3款1項1目下水道事業費の補助金でございますが、社会資本整備総合交付金を公共下水道から特環下水道の方へ振り替えるものでございます。3款1項2目であります浄化槽の関係ですが、71万6,000円の減で分担金と同様の理由による減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金であります。1,269万4,000円の減ということでございまして、歳出事業費の執行見込みによりまして補助金、起債等が決定したことによりまして一般会計繰入金での調整分として計上をしたものでございます。

7款1項4目雑入であります385万7,000円でございますが、7月の豪雨災害で被災をした施設の修繕に要した費用に保険金が出たということで、その分として385万7,000円を増額するものでございます。

それから8款1項1目それから2目の特環、4目の浄化槽。それから5目の流域、それから7目の農業集落排水事業債については、それぞれ事業費の執行見込みによりまして減額でございまして、6目の災害復旧につきましては坂戸地内の災害復旧の事業が災害復旧事業債の充当ができるということになりましたので、230万円ほど増額をお願いするものでござい

ます。

それから14ページ、15ページをお願いいたします。歳出であります。2款1項1目です。下水道施設管理費については財源内訳の変更のみでございます。2款1項2目農業集落排水施設費であります。集排の処理場の修繕費に不用額が生じるということで460万円ほどを減額するものでございます。2款1項3目浄化槽の関係ですが、浄化槽の維持管理費の減ということで事業費の精査による減額でございます。

2款1項6目新潟・福島豪雨災害復旧費は50万円の減ということで、事業費の執行見込みによりまして減額をするものでございます。

3款1項1目の下水道事業費ですが、1億1,019万1,000円の減ということですが、24年度への繰越し事業を含めまして本年度事業の執行見込みが出ましたので、それぞれの事業において減額補正をするものでございます。公共下水道費については市単の部分の減額、それから特環の部分についても市単の部分の減額、それから流域については新潟県の方からこういったことで減額をするということになりましたので、その分を減額をするものでございます。それから公共の浸水分につきましては認可が遅れまして23年度実施予定だったのが24年度に送るということによる減額でございます。

それから3款1項2目農業集落排水事業費であります。1,080万円ほどの減であります。八海橋の関連の事業ということで事業費の執行見込みによる減額補正でございます。3款1項3目浄化槽の市町村整備推進事業費100万円の減であります。事業費の決定による減ということでございます。

5ページの方をちょっと見ていただきたいと思いますが、第2条の繰越明許費であります。特環下水道の方でございます。16工事で1億7,811万8,000円を24年度に、それから公共下水道事業費については1工事分で600万円を24年度に繰り越すものでございます。特環の16工事につきましては、全て災害復旧事業を優先するというので、下水道の方の事業を中止をしたものによりまして翌年度に送るものでございます。それから600万円の公共の方につきましては、17号線の美佐島地内の補償工事分ということで、国にあわせて翌年度に繰り越すものでございます。

それから6ページの地方債の補正でございます。それぞれ事業費の執行見込みによりまして減額補正ということでありますが、災害復旧だけが230万円の増額ということで、既に決定をしている地方債の額より1億1,770万円を減額し、総額を14億5,840万円としたいものでございます。説明は以上でございます。

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 繰越明許5ページになります。1億7,000万円余りの繰越しがでているわけですが、災害復旧を優先するという説明がありました。これはあれでしょうか、もちろん工事屋さんの都合もあれば、もしかしたら国からくるその辺の予算のあれもあると思いますけれどもこの辺のこれからの見通しです。下水道工事の一応平成25年完了を目指すということがありましたけれども、大まかなその見通しを教えてください。

企業部長 今回の事業繰越しについては今ほど説明したとおりであります。それで24年度の下水道事業費であります。私どもは特環とそれから公共でもって19億円ほどの予算を今のところ計上しています。今、国の内示が前年度の82パーセントの内示ということになりましたので、24年度の補正でいずれ事業費の方はちょっと減額をする必要があるのかなというような見込みになっております。それ以降のことについては全くまだ今のところは情報がございませんのでちょっとわかりません。けれども、いずれにしてもそういった関係がありますので、前回の議会でも多分説明をしたかと思いますが、25年の事業完了の見込みを2年間ほど延ばして平成27年ということで一応予定をしているところでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第8号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第9号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第9号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては第2条の収益的収入及び第3条の資本的収入それぞれにおいて、一般会計繰り入れルール分、子ども手当これが確定したことによります増額補正をお願いするものであります。

また第4条では第1次拡張事業の継続費について、今年度及び平成24年度予算の事業費に合わせてそれぞれ年割額を増減補正するとともに、継続費総額についても2億7,448万5,000円を減額いたしまして、21億4,111万4,000円としたいものであります。詳細につきまして水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは水道事業の補正予算について説明を申し上げます。実施計画明細書で説明をします。6ページ、7ページを開いていただきたいと思います。まず、6ページであります。収益的収入であります。1款2項2目であります。先ほど市長が説明をされましたように一般会計の繰り入れ基準のルール分としまして65万9,000円を計上しまして収益的収入の総額を24億551万3,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの方をお願いいたします。資本的収入でありますけれども1款2項1目であります。一般会計の繰入金のルール分、収益的収入と全く同じ理由ですけれども16万6,000円ほどを計上しまして、資本的収入の総額を6億8,005万5,000円としたいものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページの第4条であります。継続費の年割額及び総額の補正をお願いをするものでございまして、平成23年度の年割額でございますが3億5,144万7,000円ほどを減額をし、2億1,165万8,000円にするものでございまして、また平成24年度の年割額を24年度の予算額に合わせまして、7,696万2,000円を増額をしまして3億1,151万3,000円に変更をするものでございます。また、この23年度の年割額、24年度の年割額の増減額によりまして、継続費の総額を合計で2億7,448万5,000円減額をし、21億4,111万4,000円に減額補正をお願いをするものでございます。説明は以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第9号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第10号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第10号議案について提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収入におきまして、入院患者数及び外来患者数が当初計画に達しない見込みとなったことから、医業収益を1億円減額することと併せまして、平成24年度の新病院事業に活用する病院事業債の必要から、平成23年度末において病院事業の資金不足を解消するため、医業外収益に4億円を追加するものです。

収益的支出につきましては、医業費用に給与費の減額分7,000万円と、材料費の増額分6,000万円の差額1,000万円を減額をさせていただきたいと思っております。これによりまして収益的収支では形式的に3億1,000万円の純利益が生じることになります。この純利益

を一時借入金の返済に充当し、病院事業の資金不足を解消することとしたいものであります。

また、資本的収支では県の補助事業が東日本大震災の影響で中止になったことから、資本的収入の県補助金及び資本的支出の建設改良費をそれぞれ5,250万円減額するものであります。これによりまして収益的収入の予定額を40億7,289万7,000円に、同じく支出の予定額を37億6,289万7,000円にしたいということでありまして、資本的収入の予定額を1億3,826万3,000円に、同じくこの支出の予定額を2億2,621万8,000円にそれぞれ改めさせていただきたいものであります。この詳細につきまして大和病院事務部長に説明をさせますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務部長　それでは説明をさせていただきます。6ページ、7ページをご覧くださいと思います。実施計画明細書で説明をさせていただきます。最初に収益的収入及び支出でございます。収入ですが先ほども申し上げましたように入院6,500万円、外来が3,500万円それぞれ決算見込みに合わせて減額をさせていただくものでございます。それから他会計補助金といたしまして、今ほど市長が申し上げましたように資金不足を解消するため一般会計から4億円を繰り入れていただくものでございます。

支出でございますが、給与費、7ページの真ん中ほどを見ていただくとおわかりだと思いますが、決算見込みにそれぞれよりまして給料、手当、賃金、法廷福利費をそれぞれ記載のように増減させていただくものでございます。

それから2目の材料費でございますが、薬品費、診療材料費これもそれぞれ決算見込みによりまして4,500万円、1,500万円併せて6,000万円を増額させていただくものでございます。

下の方の収益的収入及び支出でございますが、これは6月に補正をさせていただきましたへき地医療の地域拠点病院の設備整備事業補助金、国から県を経由してまいる補助金でございますが、この補助金を5,250万円いただきまして、下の方の医療機器の方の整備購入費、透析機器を更新したいということで上げていたのですが、東日本大震災の影響でこれがだめになりました。国の3次補正で復活するかというふうに推移を見守っていたのですが、復活がならず県の方も補正で落としたということをお聞きしましたので、私どももここで落とさせていただくものでございます。

最初のページに戻っていただきまして、第1条が総則、第2条は収益的収入及び支出の補正、第3条は資本的収入及び支出の補正、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、これは職員の給与費、先ほど7,000万円を減額させていただきますのでそれでその部分を引いたものでございます。

はぐっていただきまして第5条たな卸資産の購入限度額でございますが、先ほど説明させていただきましたが薬品費4,500万円、診療材料1,500万円併せて6,000万円を追加をさせていただきましたのでこちら限度額に6,000万円を追加させていただくものでございます。説明は以上でございます。

議　　長　　質疑を行います。

佐藤 剛君 2点だけちょっとお聞きしたいと思うのですが、先ほどちょっと聞きました4億円の繰り入れの関係ですが、今、説明をいただきました。この繰り入れをすることによって3億何がしの純利益が出ると。それを一時借入金の方へ回すということなので、すけれども、今回一時借入金の限度額が10億円になっていると思うのですが、22年度決算一時借入金は8億5,000万円でした。この3億何がしの補てんをしたとすると、一時借入金は大体どのくらいになるのかということですね。それで資金不足が生じないということなので細かいことはいいのですけれども、参考までにお聞きしたいということです。

というのは、病院会計の一時借入金の性質からいうと、今回24年度の企業債の借入れのために4億円入れるのですけれども、この企業債借入れは今後ともまた多分続くので、毎年この3億円ぐらいのこういう一時借入金のための繰り入れをしていかないと、不足が出るのではないかとというようなちょっと心配もあるのですよね。何しろそこら辺もあるのでちょっとお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

薬品費、診療材料費のところなのですけれども、6,000万円これは決算見込みですということなのですが、ここで補正でこの金額6,000万円を増やすということは決算見込みなのでしょうか。私が思うにそれはどうでもいいことかもしれないのですけれども、これは決算見込みではなくて貯蔵品を増やして、流動資産を増やして。そして私はその資金不足率を減らすというか、不足を減らすような手法ではないのかなというような気もするのです。そこはそれでも資金不足をなくすにはその手法が適しているのかもしれないのでいいのですけれども、その辺の考え方も参考までにお聞きしたいと思います。

大和病院事務部長 最初の一借りのことですが、4億円入れていただきますと大体残が5億円ぐらいの予定であります。ですから、新年度予算の一借りの限度額は5億円というわけにはいきませんので、今まで10億円を入れていたのですが7億円で計上をさせていただいております。

それから、いつも、いつも3億円、4億円を入れるじゃないかというご質問でございますが、前は城内病院の分でございます。2億7,000万円。入れていただいたのは今回が初めてですのでその辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、薬品費の関係でございますが、これはそういう操作を行っているものではございませんでちょっとこう詳しく説明しますと、最近、高額な薬品を特に抗がん剤 点滴の抗がん剤の使用ですとかそういった部分で高額な薬品、新薬を使うケースが多くなっております。それが結局、診療報酬の薬価にはね返ってきますので、診療報酬が膨らむわけですが、入院で見ますと入院患者が今までで4,500人ぐらい昨年度に比べて落ちているのですが単価が上がっております。今の1月末現在の数字ぐらいですと、大体まあまあ4,500人落ちますと1億5,000万円ぐらい診療部分の差が、入院収入が下がるのではないかと踏んでいたのですが、2000万円ぐらいの下がり収まっています。

そういうことで薬品につきましては、単価の高い、あるいは新薬ですとかそういう有効なものを使っているということで、ここで伸びたのだというふうにご理解をいただきたいと思

います。以上です。

佐藤剛君　　まず薬品費、診療材料費の件ですけれども、私はちょっとこの時点でこういう補正ですのでそこまで考えてしまったわけで、そうではないということであれば私はそれで結構なので、ではそれ以上お話ししませんが、一時借入金のことですけれども、私は昨年3億5,000万円、城内病院の一時借入金解消のために繰り入れた。それで今年4億円を繰り入れたということを言っているのではない。私はその繰り入れることを悪いと言っているのではない。私は地域医療を守るために、前々から委員会でも言っていますように、ある程度一般会計でそれを負担しなければならないというのは私は理解していますし、私はその方がいいと思っているのです。

だけれども、ここで4億円入れるということは、先々ですね、去年ではない、この病院会計の一時借入金の性格からすると、先々も3億円なりを繰り入れないとももちろん来年度の収入がどのくらいになるかわかりませんから、そこは難しいところなのですけれども、今までどおりの状況から推移するとすると、そのくらいずっと繰り入れていかないと企業債を借りられないというか、そういう状態になっているのではないかという心配があるのですけれども。いや、そこはそういうことはないということであればそれは結構なのですけれども、そこから辺のところをちょっと。

大和病院事務部長　　病院の会計といいますと非常にデリケートな部分がありまして、例えば幾ら予定を組んでいても医者が一人、二人、三人ぐらいいなくなりますと、もう3億円、5億円の赤字はばかばかっと出てきます。そういう部分がありますので、特に一番優先していることは医師の確保、看護師の確保これに全力を挙げているわけでございますけれども、一般的に通常の運営ができるというふうに考えた場合に、私はその医療を提供する部分と、それから不採算部門で補っていただく繰入金の関係というのが非常に大きいと思っております。

今回、新年度予算の中ではまた市長のご理解をいただきまして、3億円ぐらいの3条の繰入金をいただいているわけですが、23年度が2億5,500万円その前が1億2~3,000万円、その対策費も含めてですね、そういう部分で、一つはある程度の繰り入れを基準的な部分でいただくのかという部分と、あとで赤字補てんとしてその補てんをしていくのかという考え方の違いはあると思うのです。できれば前者の中である程度の繰り入れがいただければそれにのっとった経営はしていかなければならないと思っております。

それで、前にも申し上げているのですが、赤字補てんのための繰り入れはということではなくて、必要なものはちゃんといただきますよと。ただ、それはやっぱり経営努力ですので、そういった部分を赤字補てんのための繰り入れを恒常的にいただくというわけにはいきません。私も病院だよりには書いておきましたけれども、今年はかなり厳しくシビアにちょっと迷惑がかかる部分もあるかもわかりませんが、歳出の切り詰め等を考えまして経営の健全化を目指したいと思っています。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第10号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 これより特別会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

議長 日程第19、第12号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第12号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成24年度予算につきましては制度改正及び保険給付費の伸び等を見込んで編成をいたしました。歳入では平成23年度に引き続き、一般会計からの法定外繰り入れを行い、繰入額を前年度比5,000万円増額の1億5,000万円と算定をいたしました。保険税につきましては前年度比2,013万円減の17億3,246万円を計上したところであります。また、前期高齢者交付金につきましては前年度比7,388万円減の10億6,252万円を計上いたしました。

歳出では保険給付費において前年度比6,602万円増の40億9,444万円を計上いたしました。

歳入歳出予算の総額を平成23年度に比べまして1億6400万円、率にして2.6パーセント増の65億5,600万円としたいものであります。なお、平成24年度の国保税率につきましては23年度の繰越し見込や被保険者の総所得金額が確定する5月に、再度精査した上で決定したいと考えております。概要につきまして市民生活部長に説明させますのでご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは予算書の287ページ事項別明細で説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

最初に歳入の関係でございますが、1款国民健康保険税であります。保険給付費等の総額から国県支出金及び特定財源、それから先ほど話がありました法定外繰り入れ1億5,000万円、これを除いた税依存額といたしまして17億3,245万円ほどを計上したものでございます。前年度比2,012万円の減額となっております。予算編成時の係数からみますと、一般被保険者の一人当たりの保険税につきましては、この1億5,000万円の法定外を入れ

た関係で伸び率が5.3パーセントという計算になっております。その1億5,000万円を入れなかった場合には13パーセント程度の増額になるのではないかというふうな試算をしております。いずれにしましても先ほど市長が申し上げましたように5月の段階でもう一回精査をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから3款国庫支出金でございます。14億709万円ほどであります。療養給付費等に要する費用にかかる国の定率負担相当額及び財政調整交付金等にかかる支出金でございます。前年度比8,959万円ほどの減額となります。国の定率負担分が給付費等の今34パーセントというふうになっておりますが、これが32パーセントに減額になったというふうなことでございます。

これは財政運営を都道府県単位化にしようという動きがあるわけですが、これを円滑に進めるというふうなことから都道府県の調整交付金の率を給付費の、今は7パーセントになっているのですが、これを9パーセントに引き上げるということで2パーセント相殺するというふうなことでございます。

4款療養給付費等交付金5億3,259万円ほどであります。退職者医療にかかる被用者の保険等から拠出される金額でございます。前年度比2億1,461万円ほどの増額であります。退職者の被保険者数につきましては1,747人ということで、前年より496人増加というふうなことで見込んでいるところでございます。

それから5款前期高齢者交付金10億6,252万円でございますが、これは65歳から74歳の前期高齢者の医療費にかかる財政調整制度によって社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。前年度比7,380万円ほど減額になっておりますが、これは前期高齢者の加入率、全国と比べてどうかというふうなことで調整されてくる部分でございます。

それから6款の県支出金3億5,840万円でございますが、県の財政調整交付金にかかる県の支出金でございます。先ほど説明させていただきましたように、交付率が7パーセントから9パーセントに増加したというふうなことで、6,742万円の増額になっているところでございます。

8款の共同事業交付金8億7,602万円ほどでございますが、高額療養給付費に対する財源として1件30万円以上の医療費について県単位で調整をするというふうなことで、それから保険財政の共同安定化事業交付金、それから1件80万円以上の高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るというふうなことで、高額医療費の共同事業交付金というふうなことでございます。

それから10款の繰入金でございますが、5億3,632万円ほどですが、これにつきましては一般会計からのルール分の繰り入れと、加えて先ほどの法定外繰り入れ1億5,000万円を計上したところでございます。

歳出の方に移らせていただきます。288ページ、289ページをご覧くださいと思います。1款の総務費でございますが、1億3,322万円ほどであります。職員の給与手

当、それからレセプト点検員の専門員二人の賃金等でございます。

2 款の保険給付費 4 0 億 9,443 万円ほどでございますが、前年度比 1.6 パーセント、6,602 万円の増となっておりますが、被保険者を 1 万 7,580 人ということで前年度に比べて 1,549 人の減というふうにみておりますけれども、療養費等がかなり高騰しているというふうなことでございます。増額になっているところでございます。保険給付につきましては平成 20 年度からの一人当たりの医療実績から推計をさせていただきました。

それから 3 款の後期高齢者支援金等として 8 億 7,931 万円ほどでございますが、前年度比 6,222 万円ほどの増額でございます。後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、各保険者が全体の 40 パーセントを支援金として拠出するというふうな仕組みになっているところでございます。これにつきましては国から示された係数で計上してございます。

それから 4 款の前期高齢者納付金等 105 万円でございますが、65 歳から 74 歳の前期高齢者の加入割合によって財源調整を行うものでございます。

6 款の介護納付金 4 億 2,084 万円ありますが、40 歳から 64 歳までの者にかかる介護保険の納付金でございます。

それから、7 款共同事業拠出金といたしまして 8 億 8,616 万円ほどを計上いたしました。高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金でございます。市町村国保の拠出による共同事業で、レセプト 1 件 30 万円以上の医療費に関して医療給付費全てを対象に、県内全ての市町村が拠出する費用で調整をするものでございます。

それから 8 款保険事業費でございますが、7,482 万円これは保険者に義務付けられました特定健康診査、それから医療費の通知事業等の部分でございます。ここには人間ドックの助成事業も計上されております。以上で概要の説明を終了させていただきます。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 5 月に正式な保険料が決まるという部分でありますけれども、法廷外で 1 億 5,000 万円を含めて繰入金で 5 億 3,600 万円ほど入れて、保険料のアップを何とか抑えようという動きは評価をしたいと思います。ただ、中を見てもと予定では保険料の一人当たりのアップ率をみますと、医療費が 748 円。それから後期高齢者支援が 2,800 円、介護納付が 2,026 円ということで、後期高齢者であったり介護であったりする部分についての国保からの持ち出し分が、やはり負担を上げてきているのではないかとこの部分があります。

そうすると、この部分をどうやって抑えるかというのが、市の方の公会計で非常に大事な部分になっているような気がします。ただ、そうした中でも県単位でこれを運用していくといった場合についてみますと、例えば後期高齢者や介護についてもどうも県単位でみた場合については、そうした方が一人当たりの負担が増えそうであるという部分もあります。こういうところをどういうふうな対応を練りながら、県単位でもってこれを運営していくという方にもっていくのかなという部分についてのお考えをひとつお聞きしたい。

もう 1 点は生活習慣病対策としてコホート研究ということで特定健診事業 4,500 万円

ほどがもられておりますけれども、このコホート研究に対して国保でやっている部分がどの程度貢献をしたいというようなところの連携でありますけれども、これについてのお考えをお聞きしたい。以上2点であります。

市民生活部長　私の方から前段の部分でお話をさせていただきます。県単位で経理するというふうなメリットにつきましては、いろいろな経費の部分での削減というのが大きなものだと思います。議員ご承知のとおり南魚沼市の場合は、高齢者だけではなくて全体の医療費が県内では低い方ですので、それがトータル的に計算されるということになると負担が上がってしまうという危険性がありますので、その部分はちょっと考え方を二つに分けていけないといけないのではないかなというふうに思います。

全体の経費の削減については県全体でプールすることによってスケールメリットを出していく。医療費の抑制については別に今も取り組んでおりますが、予防だとか早期発見だとかというふうな部分を推進することによって抑えていくというふうな、二つの考え方で進めないとクリアできないのではないかなというふうに思っているところであります。

福祉保健部長　コホートにつきましては研究を始めたからといってすぐ　長い期間調査をしていって原因をいろいろ因果関係を調べていくわけですので、即それによって医療費が減るとかそういった部分はないと思いますが、今まで既に例えば塩分の取り過ぎが悪いとか分かっている部分は多いです。そういった方の健康教育の方で当面は対応をしていって、コホートの結果については徐々に、徐々に蓄積されていったことによってまた地元還元もあるわけですので、そういった長い目でみた利用になるかと思えます。

岡村雅夫君　一人当たりの国保税の伸び率といいますか上げ幅といいますか、1億5,000万円を入れなかった場合は13パーセントの増だという説明でありまして、入れた場合は5.3の増で済むということだと思っております。それを私はいつも言うのですけれども、前年度23年度は上げないで済むと、改定しなかったわけですよ。今年は改定をする環境にあるのかどうか。そういうことの判断はどこでされているのかひとつお聞きしたいのです。私はそういう状況にはないというふうにとらえていますけれどもお聞きいたします。

市民生活部長　岡村議員言われるように、なかなか被保険者の所得等の回復も難しいというふうな状況の中で医療費がどんどん伸びていくという現実があるわけでございます。私ども今この予算の考え方とすれば、22年の12月に国保の運営協議会の方から今の経済状況等を勘案した中で、上げるにしても5パーセント前後というふうなことで意見をいただいているところでございます。第1目標としてはそこを目標に取り組んでいきたいというふうなことです。ただ、市全体の財政状況等も考えなくてはいけないわけですので、5月の時点で私どもの繰越金の状況だとか、あるいは今、基金を若干積んでありますけれども、そこらの残り具合等をみながらどこまで対応できるのかという部分を、そこでもう一回精査させていただきたいと思っています。ここで数字をいじったとしても、もともとなる数字、所得だとかそういうのが確定していませんので、全くむだな仕事になりますから、その辺でもう1回皆さんにご協議させていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

岡村雅夫君 1億5,000万円で13パーセントということは、概略5,000万円のことですよね、5パーセント上げなくて済むということは。あと5,000万円出せない状況かどうかということだと私は思うのです。今の状況では私は上げるべきではないということをお願いしておきます。

そうすることによって、ああでも見放されていないなというふうに、大変な方は思います。横ばいでも大変なのですから。所得が下がっていますから。そういうことでぜひひとつ5,000万円のことで5.3パーセント上げますよ、何て話はしないようにひとつお願いをしたいと。以上です。

市民生活部長 言われることは十分わかりますし、できればそういう形になるようにしたいとは思っていますけれども、いずれにしても23年度から法定外繰り入れという部分を1億円入れていますので、それがあって24年度につながる。また、24年度に1億5,000万円というその数字があって5.3ということですので、その辺を総合的に考えていただいて、被保険者に対しても手当をしているのだよ、また一般国保以外の方からも協力いただいているのだよと、その辺のバランスもありますから、もう1回5月に協議させていただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第12号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第20、第13号議案 平成24年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第13号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成24年度の介護保険特別会計は第5期介護保険事業計画の初年度にあたりまして、新たな事業計画に基づいて、増加する介護保険ニーズに対応した給付体制の基盤強化に努めていきたいと思っております。また、特養ホーム等の施設整備を進めて待機者の解消も図ってまいりたいと思っております。

歳入では第5期計画に基づき、第32号議案でご提案させていただいております第1号被保険者の介護保険料の増額改定を行うことによりまして、歳入基盤の安定を図ったところであります。併せて介護給付費に対するそれぞれルールに基づく算定額のほか、介護給付費準備基金からの繰り入れを行いまして保険料の軽減に充てております。

歳出では平成23年度の給付実績を踏まえまして、要介護認定者の増加など自然的増加分に加えて、平成24年度中に開設される特別養護老人ホーム等に係る介護給付費の増を考慮して算定しております。

歳入歳出予算の総額を23年度に比べまして4億5,420万円、率にして8.6パーセント増の57億3,700万円としたいものであります。概要につきまして福祉保健部長に説明さ

せますのでご審議を賜り、そしてまたご決定を賜りたいと思っております。

福祉保健部長　それでは私の方から事項別明細書の総括表の方で説明をさせていただきます。333ページをご覧ください。まず1款の保険料ですが、前年度比19.8パーセント増の9億8,820万円を計上しました。被保険者数は1万5,879人で算定し、前年度比79人の増と、第5期介護保険事業計画に基づき第32号議案でご提案申し上げます介護保険料の基準額を18.1パーセントアップしたこと、それから新たに第9段階を設けたことなどが増額の大きな要因となっております。収納率は普通徴収部分は93.5パーセント、滞納繰越部分は20パーセントで見込んでおります。

2款分担金及び負担金は前年度比2.8パーセント減の606万円を計上しました。認定審査会運営費の湯沢町負担分ですが、減額要因は湯沢町分の所用額が減額されたことによるものです。

3款使用料及び手数料は督促手数料でございます。前年度と同額計上です。

4款国庫支出金は前年度比11.2パーセント増の14億5,904万円を計上しました。法定率により介護給付費の25パーセントは国の負担分となっており、このうち介護給付費国庫負担金は給付費の居宅サービスは15パーセント、施設等サービスは20パーセントが交付されます。歳出の介護給付費の伸びに連動し、前年度より7,762万円、8.6パーセントの増額で計上しました。また、調整交付金は国の負担25パーセント中の5パーセント相当額ということになっておりますが、市町村の負担能力等によって配分するもので、第5期計画の推定率に基づき給付費の7.85パーセントで見込みました。地域支援事業に対する補助金は2.7パーセントの増額で計上しました。

第5款支払基金交付金は前年度比5.4パーセント増の15億9,676万円を計上しました。40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬基金から交付される交付金ですが、高齢者人口の増加に伴い第2号被保険者の人口比率が低下したことから、本年度24年度から法定交付率が30パーセントから29パーセントに変更されました。そのため伸び率は国庫支出金の約半分の伸びにとどまっております。

6款県支出金は前年度比9.4パーセント増の8億1,304万円を計上しております。法定率が異なりますが理由等については国庫支出金と同じでございます。

7款財産収入は芽出しで1,000円を計上させていただきました。

8款繰入金は前年度比1.1パーセント減の8億6,916万円を計上しました。介護給付費に対する一般会計繰入金は法定率で12.5パーセント相当額、6億8,129万円を計上し、国、県と同じ理由で9.1パーセントの増となっております。地域支援事業に対する繰入金も県補助金と同じく2.7パーセント増の2,429万円を計上しました。人件費、事務費に対する繰入金は給与費の減、介護保険事業計画策定委託料の減などにより前年比3.3パーセント減の1億2,817万円を計上しております。また、介護給付費準備基金繰入金は介護保険料改定の初年度であることから、前年度比大幅に減りまして58.9パーセント減の3,474万円を計上しております。

9 款諸収入は前年度比 8.2 パーセント増の 4 6 5 万円を計上しております。増額要因は各事業の実費徴収金の増額によるものです。

1 0 款繰越金は昨年度まで補正予算のときに款を設けていましたが、今年度は当初から芽出しとして 1, 0 0 0 円を計上させてもらうものです。

3 3 4 ページ、3 3 5 ページをご覧ください。歳出の方ですが 1 款総務費は前年度比 3.9 パーセント減で 1 億 3, 3 6 8 万円を計上しております。職員人件費 1 0 人分、事務費、認定審査会運営費などの費用を計上しております。

2 款保険給付費は前年度比 9.1 パーセント増の 5 4 億 5, 0 3 2 万円を計上しました。全体では要介護認定者数の増加等による自然的増加分、それから前年度実績等を考慮し計上しておりますが、第 5 期計画の前倒し事業で建設しております特別養護老人ホーム雪樺の里の 7 0 床、その雪樺の里の併施設でありますデイサービス 3 0 人、短期入所 2 0 人、これらが平成 2 4 年 6 月に開設する予定でありますことから、それぞれ居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費等において給付費の増加を見込んでおります。なお地域密着型介護サービス給付費が 9 8 9 万円の減となっておりますが、2 3 年度まで地域密着型サービスで運営していました事業所 1 か所が、これは介護付き有料老人ホームなのですが、2 4 年度から広域型施設に指定変更することになっておりまして、支出科目が移ったことによる減でございます。また、介護予防サービス諸費が 3 2 2 万円の減額となっておりますが、2 2 年度及び 2 3 年度の実績比較に基づき業者数が安定していると見込んで減額としております。

3 款地域支援事業費は 4.6 パーセント増の 1 億 4, 8 4 3 万円を計上しております。団塊の世代が高齢者年齢に達し始めることから、パワーリハビリ事業等の運動機能向上事業を増額して計上しております。

4 款諸支出金は実績を考慮し計上しました。

5 款基金積立金はこれも昨年度まで補正予算において款を新設して対応しておりましたが、本年度から芽出しとして当初から 1, 0 0 0 円を計上させてもらったものです。

6 款予備費は前年度同額を計上しております。以上で概要説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 まず、保険料でありますけれども、2 3 年度に比べてまず 1 億 6, 0 0 0 万円ほど保険料アップをすると。その中でも応能負担ということで第 9 段階を設けたと。これでアップ率を当初 2 0 パーセントぐらいかと思ったら 1 8.1 に抑えたということでありますので、納めていただける方で余裕のある方から負担をしていただくという方向は、非常にいい方向かなというふうには思っています。その事業所といいますかサービスを利用できる事業所が増えましたので、当然、保険の給付費の総額が伸びていくというこれはしょうがない部分ではあります。その中でも予防サービスの部分が 2 4 年度は 2 3 年度に比べて若干下がるという、減額だという部分でありました。こういうところはその予防の部分を中心に重点的にやっていくという部分があってもよいのではないかと思うのですが、この減額をしたと

いう部分についてちょっとお聞きをします。

福祉保健部長 予防サービスにつきましてですが、今までも当初に盛っていても実績としてあがってこないということで落とした分はありますが、力を入れていかないということではなくて実績等をみて計上をしたということです。

寺口友彦君 在宅サービスを利用されている方なのですけれども、そのサービスを提供する事業所の方が、保険の枠がいっぱいで使ってはどうですかというような形での勧誘といえますか、そういう部分が見受けられるという話も聞いております。ですが、実際はそこまで必要ないだろうという部分もあるわけですね。そういうところの個々の事例を一つ一つ調べるといことは大変でありましょうけれども、そういうことの積み重ねが保険給付費の総額を抑えるということになると思うのです。そういうところのどういうことをやっていくかというお考えがあれば聞かせていただきたい。

福祉保健部長 私ども、そういう話は特に聞いておりませんし、もし、そういうその勧誘的なものがあれば、それについてはサービス調整会議等の場所でまたお話ししていきたいと思えます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 ただいま議題となっております第13号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議 長 ここで議員の皆さん方をお願いいたします。本日の会議時間は日程第25、第18号議案までとしたいと思いますのでそのようにお願いいたします。あらかじめ延長しましたのでよろしくをお願いいたします。

議 長 日程第21、第14号議案 平成24年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第14号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。後期高齢者医療保険料率につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直すこととしております。平成24年度に向けて見直しが行われましたが、剰余金の活用や財政安定化基金の取崩しによりまして平成24、25年度の保険料率を据置きをするということになりました。均等割額が3万5,300円、所得割率は7.15パーセント。これは平成20年度からずっと同額であります。

歳入では後期高齢者医療保険料一般会計繰入金、歳出では広域連合納付金、人件費を含む事務費等について広域連合から示された額を元に編成をいたしました。なお平成24年度は広域連合に職員1名を派遣することになっております。そういうことの中で歳入歳出予算の総額を平成23年度に比べ1,560万円、率にして3.4パーセント増の4億8,100万円としたいものであります。概要につきまして市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長　それでは予算書の377ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが1款保険料3億1,685万円でございますけれども、南魚沼市の被保険者9,756人に対する保険料といたしまして、広域連合から示された額で計上をさせていただきました。なお、改正がありまして課税限度額が50万円だったのですが、55万円まで増加されているというふうなことで引き上げられているということでございます。

それから3款の繰入金でございますが1億5,420万円ほどでございますが、一般会計からの繰入金でございます。低所得者に対する保険料の軽減分これに充てる保険基盤安定繰入金それから人件費等でございます。

5款の諸収入につきましては983万円ございまして、保険料の還付金、それから派遣職員一名の人件費等が入っております。

378、79ページでございます。歳出の方でございますが総務費2,820万円につきましては、職員の給与等の一般管理費でございます。

それから2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、4億5,186万円ございまして、これも連合の方から算定された額、保険料の収納分、それから保険基盤安定の負担分等を計上をさせていただきました。概要の説明は以上でございます。

議　　長　　質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　ただいま議題となっております第14号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議　　長　　日程第22、第15号議案　平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　第15号議案につきまして提案理由を申し上げます。特別会計に移行いたしまして2年目となりますので、歳入歳出とも本来の1年分の予算として編成したものでありまして、一般会計から9,951万円を繰り入れ、歳入歳出の総額を前年度比1,620万円、率にして3.5パーセント減の4億4,600万円としたいものであります。昨年12月末で医師一名が退職し厳しい状況であります。引き続き19床の有床診療所として地域の皆様へ安定した医療の提供を目指してまいります。概要につきまして福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長　それでは403ページをご覧ください。1款の診療収入ですが前年度比4.7パーセント減の3億4,439万円を計上しております。入院の方は一日当たり一般が14人、介護3.5人の計17.5人で、年間で6,387名、外来は一日当たり75人、年間291日で2万1,825人で見込んでおります。常勤医が一人になったことから前年度比、入院で201人、外来で1,855人の減となっております。

2 款の使用料及び手数料は往診時の自動車使用料、それから健康診断書等の手数料で前年度比 11.8 パーセント減の 150 万円を計上しました。

3 款財産収入は芽出で、財産貸付収入と物品売払収入をそれぞれ 1,000 円ずつの 2,000 円を計上しております。前年度は医師のアパート代の個人負担をこの款に計上していましたが、今年度からは雑入に計上したことにより 75 万円の減となっております。

4 款繰入金は歳入歳出の不足分を一般会計より補てんを受けるもので、前年度比 2.4 パーセント増の 9951 万円を計上させていただきました。

5 款繰越金は芽出しとして 1,000 円を計上しました。

6 款諸収入は前年度比 48.6 パーセント減の 59 万円を計上しました。3 款から振り替えた医師家賃収入、それから患者外給食代等を計上しております。

次に支出です。404 ページ、405 ページをご覧ください。1 款総務費は前年度比 6.3 パーセント減の 2 億 9,817 万円を計上しました。正職員 18 人のほか非常勤医師、臨時職員の人件費等、診療所の運営に必要な需用費、施設委託料等を計上しております。1,885 万円の減額につきましては、常勤臨時医師の退職による賃金の減が主たる要因でございます。

2 款医療費は前年度比 1.9 パーセント増の 1 億 4,582 万円を計上しました。医薬材料費や医療機械の管理、借り上げ、購入等に係るもので、レントゲン装置の更新が主な増加要因でございます。

3 款諸支出金は芽出で 1,000 円を、4 款の予備費は 20 万円とそれぞれ前年度額を計上いたしました。以上で概要説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 ただいま議題となっております第 15 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議 長 日程第 23、第 16 号議案 平成 24 年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第 16 号議案につきまして提案理由を申し上げます。本予算は歳入歳出総額で前年度比 5.8 パーセント増の 56 億 9,700 万円で編成し、平成 27 年度完了を目指し管渠整備等を進めてまいります。

継続事業といたしましては公共下水道整備に 2 億 1,200 万円、特定環境保全公共下水道整備に 17 億 1,900 万円、浄化槽市町村整備事業に 4,430 万円などを予定し、新規事業としては六日町市街地の浸水対策事業や農業集落排水処理施設から流域編入をするための全体計画変更認可に向けた調査業務に着手をしたいと思っております。

また、平成 26 年度までの 3 年間限定で水洗化率向上対策に取り組むため、一定の要件を

満たすものに対し社会資本整備総合交付金を活用した補助制度を創設するとともに、接続費用に対する融資制度も新たに無利子貸付けとして、水洗化による生活排水の適正処理をもって、公衆衛生環境の維持向上に努めてまいりたいと思っております。概要につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長　それでは歳入歳出予算の事項別明細の総括表で説明を申し上げます。予算書の431ページをお願いいたします。

歳入であります。歳入の1款分担金及び負担金であります。6,132万円ほどで予算計上しております。新規負荷分としましては49件分ということにプラスしまして、特環と公共の分割の部分については、それぞれ収納率を97パーセントということで見込んで予算を計上しております。滞納分につきましてはそれぞれ調定額に対しまして15パーセントから20パーセントということで見込んで予算計上をしております。

2款でございます。使用料及び手数料でございますが、10億2,543万円ほどでございます。前年比3パーセントの伸びを見込んでおります。新規負荷は非常に少ないわけですが、接続につきましては例年ですと大体500件ぐらいということですが、本年、平成24年度は接続費用のあの補助制度もします。一応800件ほどを見込んで、伸び率を3パーセント見込みまして予算計上をしたところでございます。

滞納分につきましては調定額に対しまして収納率を30パーセントから35パーセント程度ということで見込んで予算計上をしております。先ほど市長が申し上げましたように、本年度より26年度までの3年間で集中的に水洗化を進めたいということで、接続費用の一部補助制度と融資制度の無利子化などの施策で総合計画の水洗化率の目標値表値85パーセントの達成を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

3款であります。国庫支出金であります。8億9,805万円でございます。ほぼ前年並みの予算ということで見込んで、下水道事業費の方で8億5,700万円ほど、それから水洗化の接続補助分ということで3,000万円ほどを予算計上しております。また、浄化槽の整備事業では1,070万円ほどを計上しております。先ほども申し上げましたが、予算では前年並みということになりましたけれども、国の内示が82パーセントであるということで今後減額も想定をされるということでございます。

4款であります。県支出金であります。1,238万円ほどの予算でありまして、前年比11.3パーセントの減ということで見込んで、農業集落排水事業に対しまして県単の補助金ということで、本年度は六日町地域の4処理場分ということで補助事業費の0.8パーセント相当額を予算計上しているところでございます。

5款の繰入金であります。19億890万円ということで前年比11.7パーセントの伸びでございます。事業費に対しまして歳入で賄えない分ということで一般会計から繰り入れていただいているところでございます。この一般会計の繰入金18億6,890万円のうち、ルール外の分としては総額の3パーセント程度ということで、残りはルール分ということで見込んでおります。また、下水道建設基金から4,000万円を繰り入れ、事

業財源の一部としているところでございます。なお、24年度末の下水道建設基金の残高は6,000万円ほどということで見込んでいるところでございます。

それから6款の繰越金については芽出しのみであります。

7款の諸収入2,881万2,000円でありまして、前年比31パーセントほどの伸びでございますが、制度融資の預託金がこの2,800万円のうち2,000万円ほどを一応予定しているところでございますが、先日の金融機関との話合いの中で、資金預託については廃止をする予定ということで今のところ予定をしておりますので、補正予算の中で今後また減額をしていきたいというふうに考えております。その他は前年並みということで予算計上をしております。

8款の市債であります、17億6,210万円ということで、前年比6.5パーセントの伸びということで、事業費に合わせまして所要額を計上しているところでございます。前年度と比較しまして増えている分につきましては、保証金免除の借換債分が1億円ほどございますので、その分を除きますとほぼ昨年並みの市債の金額ということでございます。年度末の起債残高は328億円の見込みということになっております。なお、総額のうち元利償還金の普通交付税の参入分につきましては、32パーセント程度ということで見込んでいるところでございます。

432、433ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。1款の総務費であります、2億830万円ほどの予算でございます、昨年比3.2パーセントの減ということで職員給与費の15人分と事務費等の必要経費をそれぞれ費目別に予算計上しているところでございます。水道事業への徴収委託料、それから金融機関へ一括支払とする制度融資の利子分などを計上しているところでございます。

2款施設管理費であります、6億6,009万円ほどでございます。前年比7.2パーセントの伸びということで、流域の負担金、それから公共下水道の再処理場、それから農集の11処理場、それから浄化槽の維持管理経費などを計上しております。増額の方でございますが、大和の処理場で昨年1系統分増設をしておりますので、その分で大体1,000万円ほどの伸び、それから農業集落排水施設では施設の老朽化によりまして修繕費の増額ということで、前年比7.2パーセントの伸びということになっております。

3款でございます。下水道事業費であります、20億9,797万円の計上でございます、前年比6.4パーセントの増ということでございます。流域の関連の公共下水道それから特環下水道では、平成27年度の事業完了を目指し、前年比9.9パーセント増の事業費を計上しているところでございます。また、水洗化の接続推進補助分としましては、公共下水道それから特環を併せまして上限20万円ではありますが、上限20万円の補助を300件分ということで見込んでいるところでございます。また、農業集落排水事業では八海橋の関連の事業費、浄化槽の事業費では24基分の事業費を予算計上しております。

4款の公債費であります、27億2,665万円ほどの金額でございます、前年比5.9パーセントの増ということで、元金におきまして先ほど説明申し上げましたが、長期債の

保証金免除の分がございまして、それが1億900万円ほどございまして、そうしたことから前年比9.3パーセントの伸びとなっているところでございまして。利子につきましては、前年比2.6パーセント減ということで7億3,000万円ほどを計上をしております。

予備費につきましては397万5,000円ほどを予算計上をしております。

428ページをご覧をいただきたいと思いますが、地方債でございまして平成24年度の地方債の総額は17億6,210万円を見込んでいるところでございまして。

425ページをお開きいただきたいと思いますが、第3条であります、一借金、一時借入でございまして限度額を20億円とするものでございまして。説明は以上です。

議 長 質疑を行います。

関 昭夫君 前々から接続対策ということで何回か質問をさせてもらっていますが、24年度はその補助を出すということで非常に接続にも高額な費用がかかる、それぞれの方がいらっしゃるわけなので、補助をするということは、またいいきっかけになるのかなという気はしています。が、残念ながら法律上3年以内に接続しなくてはいけないといっても罰則規定があるわけでも何でもありませんので、いつになってもつながらない方がいる。この補助があるからといって、またそういう方が減ってくるということにはならないのかなという危惧もあります。

前々から言っているように、つながらない人たちがいるがために、つないでいる人たちが負担が多い、あるいは税の投入も多いという現実の中で、やはりくみ取りあるいは浄化槽の管理等はどんどん減ってきている、そこへの負担もある。そういう料金の見直し等を併せて考えていく必要があるんじゃないかという気がしています。供用になっていない地区の皆さんも同じようにということではありませんので、やはりつなぎこみが可能になってもう相当年数がたっているところから、やはりそういうことにも手を付けていかなければいけないんじゃないかなという気がしています。せっかくこういう補助の制度を設けて、なお努力をしていこうという中ではどうしてお考えをお持ちか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

企業部長 今ほどの接続の補助の関係でございまして、接続の補助につきましては浄化槽の設置世帯のみということで今のところ想定をしております。残りのくみ取りでございまして、その家については今の下水道法で3年以内に接続をなささいということで、それをしないと市の方から接続の命令をすることができると。その命令にも従わない場合については、罰金が確か30万円だったと思いますが、罰金も下水道法で規定をされております。そういう浄化槽以外の世帯について補助金を出すということはちょっと不適當だろうということで、今回の接続の事業については浄化槽の設置世帯のみということで規定をしているところでございまして。

なお、この事業が26年度までの3年間ということでございまして、3年間の状況を見た中で、なお水洗化が進まない。あるいはくみ取りの人たちが水洗化に規定がないということであれば、何らかのその料金の値上げだとかそういったことも内部ではちょっと話が出ております。そういったことも含めてこの3年間の動向を見た中をもって、そういったことも

含め検討をしてみたいというふうに思っております。以上です。

笠原喜一郎君　水洗化率がなかなか上がらないということの中で、3年間助成事業を入れるわけですけれども、水洗化率が上がらない原因というのは何だと思っておりますか。ちょっとお聞きをいたします。

企業部長　水洗化がなかなか進まない理由というのは、1回何年前だかちょっとわかりませんが、未接続の世帯にアンケートをしたことがございます。その際については浄化槽の設置世帯については、ほとんど不便がない、不自由がないというふうなことがほとんどの理由でございます。なお、接続をしない理由としては、資金の問題ではないというようなことも併せて理由としては上がっていたというところでもありますので、そういったことなのかなというふうに思っています。今のまま、水洗化をしてくださいという話だけではなかなか進まないわけですので、24年度から新制度ということで融資制度の無利子化と、それから接続補助というその二本立てで何とか進めていきたいというふうに考えているところでございます。

笠原喜一郎君　浄化槽設置されている方というのは、不便を感じていないんですね。それを接続してくださいということですので、そうするとやはりその料金が非常にネックであろうかというふうに思っています。この中にも多分書いてあったかと思えますけれども、浄化槽を農集だとかあるいはそういう部分がある程度集約をして、そして維持管理を少なくしてそして料金をというそういう流れがあるかと思うのです。城内の川北は五日町の流域につないであるわけですけれども、ほかの処理場でそういうふうに広域の方に接続をして、そして処理をできるだけ集約をして経費を削減していくとかという、そういう計画はほかにあるかどうかその辺をちょっとお聞きいたします。

企業部長　今ほどの話ですけれども、先ほども市長の話の中にありましたように、今、集排では11処理場がございます。その11処理場全てということで私どもは想定しているわけではありませんけれども、五日町の流域の処理場の方に、今の集排の方については処理場の処理をやめて、流域の方に編入をするようにということで、本年度24年度からその事業をちょっと模索をしていきたいということで、一部予算化をしているところでございます。実際の事業は多分2～3年後からになるかというふうに思いますが、実施設計だとかそれから基本設計だとか、そういったことから始めていこうということで今のところ考えているところでございます。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。ただいま議題となっております第16号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議　　長　　日程第24、第17号議案　平成24年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　第17号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成24年度業務予

定量は給水件数にして2万3,484件、給水人口5万9,750人、年間給水量669万立法メートルと定めて編成をいたしました。

収益的収支につきましては収入を対前年比1億7,535万円減の22億2,295万円、支出では対前年比5億312万円減の21億7,803万円を見込みました。収入減は節水志向、あるいは福祉減免これらを見込みまして、水道料金で3,751万円の減、一般会計繰入金のルール分の1億3,400万円の減、ルール外で福祉減免相当分2,500万円の皆増これらが主な内容となっております。

支出減では浄水機械設備関係の償却終了や中央遠隔監視システムの事業完了によりまして、減価償却費及び試算減耗費で5億2,717万円の減となったものであります。

資本的収入及び支出では収入を対前年比6,879万円減の6億1,109万円、支出では対前年比535万円増の21億353万円を見込み、収入が支出に不足する額14億9,244万円は、損益勘定留保資金等で補てんすることで調整いたしました。

収入の主なものは企業債で昨年並みの5億3,110万円の借入れを予定しております。支出では建設改良費で8億4,542万円を計上し、排水管布設や管路改良工事では他事業との同時施工によりまして、経費節減に努めるとともに浄水場や各配水池の設備更新事業を計画的に実施をしております。

今後の経営見通しでは16億円を年間超えております公債費が大きな負担となります。毎年、内部留保資金が減少していく傾向にあります。平成24年度予算の執行においては、予算計上事業であっても年度中に見直しを行いながら、必要な事業だけを厳選して実施することによりまして、内部留保資金の確保に努めてまいりたいと思っております。予算の概要につきましては水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

水道事業管理者 それでは17号議案についてご説明を申し上げます。実施計画で説明をいたしますので4ページをご覧くださいと思います。収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項でございます、営業収益では17億1,574万円ほどを見込んでおります。給水収益では23年度の決算見込みが17億3,000万円ほどということで見込んでおりまして、23年度の決算見込みの1パーセント減と福祉減免分を考慮しまして、前年比マイナス2.1パーセント16億9,700万円ほどと見込み、予算を計上したところでございます。2目、3目については前年同額で計上をしてございます。

1款2項でございます。営業外収益であります、5億721万円ほどの計上で、前年比21.4パーセントの減ということで、一般会計繰入金のルール分としまして高料金分、水源開発分、統合前の簡水の建設分ということで計上しました。中でも高料金分については、前年比マイナス24.2パーセントの減ということで、非常に大きな減額となっております。ルール外分としましては福祉減免分で2,500万円を計上しているところでございます。

支出であります1款1項営業費用では17億4,745万円の計上で、前年比21.3パーセントの減ということで計上しました。浄水場や配水池などの維持管理経費は放射性物質の

処分管理経費や施設の修繕費などの費用が年々増えておりまして、前年比12.6パーセント増で計上をしたところでございますが、減価償却費及び資産減耗費で前年比33パーセントの減額計上となったことにより、全体としましては21.3パーセントの減、17億4,745万円で予算計上をしたところでございます。

1款2項営業外費用であります4億1,557万円であります。前年比マイナス7.1パーセントの予算計上ということで、企業債の利息及び消費税はいずれも減額計上ということで計上をしてございます。

1款3項であります特別損失500万2,000円ということで、過年度損益修正損につきましては、本年度といたしますか23年度末に予定される不納欠損分 債権放棄分でございますが を見込んで計上したところでございます。その他の特別損失につきましては、災害復旧に要する費用ということを想定し計上したところでございます。

収益的収支では収入は前年比7.3パーセント減、22億2,295万円、支出は前年比18.8パーセント減、21億7,803万円で計上し、純利益を4,492万円として予算計上をしたところでございます。

5ページをご覧いただきたいと思っております。資本的収入及び支出であります。収入1款資本的収入であります、6億1,109万円でありまして、前年比10.1パーセントの減ということで、水道の企業債につきましては昨年並みで計上をしてございます。一般会計出資金では水源開発分及び統合前の簡水の建設費分ということで、前年比7.5パーセントの減、また補償金では下水道の關係の事業の減、補助金では中央遠隔監視システムの完了などがございまして、それぞれの費目において前年比、減額計上としたところでございます。

支出でございます。1款1項建設改良費8億4,542万円の計上でございます。10.4パーセントの伸びを見込んでいるところでございます。建設改良費では配水管の拡張の布設8,600メートル、配水管の改良の布設6,300メートルほどを予定するとともに、浄水場では2億4,900万円で塩素の注入設備の新規更新、それから配水池の増設、あるいは電気機械等の設備更新などを予定し、前年比10.4パーセントの増額計上としたところでございます。

また、公債費では年々減少しているところでございます。本年度24年度では前年比マイナス5.6パーセントの金額となっておりますが、金額的には12億5,811万円ということで非常に大きな額の元金の償還ということになります。

総括で収入が6億1,109万円、支出21億353万円を見込み、収入が支出に不足する額14億9,244万円は損益勘定留保資金等で補てんをすることで予算調整をしたところでございます。

それから6ページをご覧いただきたいと思っております。資金計画でございますが、この資金計画につきましてはあくまでも年度内の資金の流れということでございまして、この金額が年度末の留保資金と一致するというにはならないというふうに思いますが、目安にはなるものというふうに考えているところでございます。23年度では9億1,800万円で短期の

貸付金が4億円ほどありますので、13億1,800万円の資金で予算運営を執行してきたところでございます。本年度予定額でございますが、支払資金の方の建設改良費のうち2億円から3億円ほどが未払金ということで翌年度に送ることになるということでありまして、ここでは8億円ちょっとという数字になっておりますが、実質10億円以上の現金を本当は何とかできるのではないかとこのように想定をしているところでございます。いずれにしても毎年、毎年留保資金が減っていくということになりますので、建設改良事業の見直しに加え、今年度以降、料金の収納管理業務などの全面的な民間委託等を検討をし、内部経費の圧縮を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思いますが、2ページの5条でございます。企業債の限度額を定めるものということでございます。それから3ページであります。6条でございます。先ほども話をしましたが内部留保資金が毎年少なくなっていくということから、一時的な資金不足が想定されますので、一借金の限度額を2億円ということで定めたものでございます。7条及び8条ではそれぞれ予算流用について、また9条ではたな卸資産の購入限度額について定めたものでございます。説明は以上で終わります。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 予算の概要の説明の中で編成方針の中で、先ほども議論がありました放射線の問題、それから豪雨での断水の問題、これが掲げられております。私は放射線の問題についてはかなりこの新潟県にも影響はあるなというふうに思っています。これがダムからの取水ということで考えますと、本当に要するにスイハクで放射線を集めているような装置ではないかなというふうに思っています。

それから事故の問題ですね。こういった一極集中でやった場合、元で災害があった場合は要するに水が作れなくなるとこういう状況であります。私はこれらから考えると、かつて地下水あるいは湧水等でやっていた、今後は表流水の時代だというようなことでこの事業が進められてきたわけでありまして、そうした中でこれが非常にもろいものだったということが多分わかったと思うのです。

そうすると、今後どういう形をとっていくというのが一番問題だと思うのです。まだまだ既存水源でしっかりしたところがあると私は思っています。先般、大崎地区でございますが、旧大崎の水源は集水施設がきちんと 過去の簡易水道の集水施設なんですけれども、しっかりしておりまして多分30センチぐらいの塩ビ管でどンドンと流れ出ているというような形です。今、大崎ではそれを消パイに利用できないかというようなことで一部やっていますけれども、またそれを直接水源から取りたいというような要望も出ているようでもありますけれども、やっぱり過去は水道の資産であります。そうすると、そういうものを利用する、あるいは水尾地区にはかなり大きい井戸がある。大崎地区はほとんどそれで飲んでいたという時代もあるわけですが、そういったことをどう考えておられるのか。水源の問題と今後の方針をひとつお願いします。

もう1点は今回は福祉減免ということで制度を設けていただきましたが、私は市長とかな

り議論した中で、そのうちできるとき、その時代にはどんと下げてやると。こういう話でありましたが、この福祉減免の内容というものは高齢者の大変な世帯とこういうような、要援護世帯ですか、そういうことでかなり限定された中での減免であります。今後水道料をそれなりの単価にされる見通しというものはどの程度に考えておられるのかひとつお聞きいたします。

市長 放射能関係につきましては、岡村議員は何かスイハクでみんな集めてくるようにしたなんて言うけれども、今、水からは全く出ていないですね。今までに溜まった泥の中にそれはあるかもわかりません。だけれども、先ほど管理者が触れましたように今はほとんど出ていません。当初、出た部分があそこに溜まっているわけでありまして、これにつきましては東電の方での補償交渉に入るわけでありまして、いずれはきちんと片が付けれられるというふうに思っております。冒頭に触れましたように水については今は全くずっと何も検出されておられませんので、そう心配していただくことはないと思っております。

緊急時、豪雨災害のときのあの濁りでありますけれども、これはやはり濁ったときに大変な状況がありましたので、これも所信表明の中で確か触れてあると思うんですけれども、緊急水源としてどの程度の量がどこに必要かということをきちんと精査をしながら、その整備に向けて進んでいきたいと思っております。

料金につきましては「どんと」なんてことまで言ったかどうかは別にいたしまして、下げよう、下げるという方向で調整をしております。今この福祉減免につきましては低所得高齢。要は10立方までが基本料金の範囲以内でありますので、まずはそのくらいしか使わないし、しかも所得もなかなか低いし、あるいは高齢世帯ですということでありまして、該当の世帯がどのくらいになるか後で事業管理者の方でちょっとご説明申し上げます。

下げられるその見通しでありますけれども、今、見通しが立ったということではありません。ありませんが、私どもが今いろいろ進めております事業展開の中での、これは幾らどうしたって先ほど触れましたように約16億円を毎年返さなければならないという部分がありますから、これを除外して議論はできませんけれども、当面は手持ち資金が徐々に不足していきますけれども何とかそれでしのごうと。いよいよ、いよいよですね手持ち資金もない、あるいは水道料の増収分も見込めないと、そういうときにどうするかというところは、今ここで答えるべきことではありませんけれども当然考慮していかなければなりませんし、要はこの水道の使用量を増やしていただければいいわけです。

40パーセントに満たない今は使用のいわゆるお金の方でない量の方でありますから。これが6割、7割上がれば必ずこれはもう相当の黒字化も進められますし、料金も下げていけるわけです。そのことを工業用水化も含めていろいろ模索をしていこうというふうに思っております。今、時期を限定することはできませんけれども、ありとあらゆる施策を講じながらやっしていこうと。

先ほど管理者も触れましたように、内部の経費の節減もまたしかりであります。そういうことを重ね合わせながら簡単にすぐできるということではありませんけれども、未来永劫で

きないということではないというふうに思っておりますので、その辺を十分精査をして今後に取り組みたいと思っております。

水道事業管理者　　今ほどの福祉減免のお話でございますが、福祉減免については対象者を高齢者のみの世帯で、非課税世帯ということで今のところは限定をして、料金の半額程度を減免したいということで今想定をしているところでございます。件数につきましては今見込んでいる件数が大体1,600件から1,700件程度というふうに見込んでおります。高齢者のみの世帯ということで周知がなかなか難しいということだろうと思っておりますので、民生員さん等のネットワーク等を利用しまして、周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

岡村雅夫君　　ダム取水の例えが悪かったかもわかりませんが、やはりこういった原発事故あるいは放射能汚染という問題が、もっともっと広範に拡散していたというようなことがあったときには、大変なダメージだなという意味でありますのでひとつご理解いただきたいと思えます。

緊急水源についてはこれからやっぱりきちんと模索をしていくべきだと思います。そして、減免についてですが、確かに高齢者で非課税世帯の方々については多分2,400円が1,200円になるとこういうことだと思うんですけども、それなりに効果はあるかと思えます。しかし、今後の見通しという中で私が心配しているのは、今、市長は16億円の返済といいながら、じゃあ水を売って儲けている部分ですね、17億円なんです。17億円の稼ぎで16億円の借金を返していくんですから、これは大変なことはわかります。

そして、通常の決算でいきますと、減価償却で内部留保がまた新たに作れるほどあるのであればいいですが、まあまあ内部留保で補てんしたというような形でありますので。このオーバーホール等であっても多分、これからいろいろの修繕が出てくるわけであります。あるいは建て替えなんていうことも考えていかなければならないのかどうか、その辺で考えますと、これは見込みがないと。この経営では見込みがないというふうに私は思っているべきではないかな。

そうでないと下げられるという見通しは絶対に立ちません。ですから、下げるときはちゃんとさげますよと　　どんじゃなくてちゃんとと言ったかもわかりませんが、そういうもう言葉を言うのであるならば、高齢者非課税世帯のみならず、やはりそれなりの皆さんに手当をする時ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

市　　長　　まさに全ての困難の中に好機を見いだすという楽観主義者でありますから、必ず好機は見いだそうと思っております。いつも申し上げておりますように、私が今、念頭にありますのは、六日町の町長時代にそういう公約的なことを言って当選をした。このことずっと皆さんにおっしゃっていただいているわけであります。それについては大和との合併前に六日町はいったん下げたんです。で、大和と合併したときはその下げた料金でやりました。ところが、塩沢町さんは料金を上げるような格好になってその合併したわけですから、ある意味そういう恩恵に全く与らなかったということでもあります。

ですので、手を上げることは簡単です。ばんざいすることは。ばんざいすることは簡単ですけれども、ネバー、ネバーギブアップでありますね。そういうことを思いながら必ず何とかしようとそういう思いであります。そこを余りもう明日、あさってにどうこうしようということになればそれは今できませんと、それは言っているわけですから。将来に向けて何らかの方法を考えながらやっ払いこうと、こういうことを言っているわけです。具体的な方法がまたきちんと出れば、それを申し上げながら皆さん方に還元をしていくということであります。今ここで私にこの場でどうだこうだと言われれば、今は全く下げることにもなりませんし、上げることにもならないと。これだけを申し上げておくと。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。高料金対策の部分であります、これが100パーセント入られているのかどうかをまずお聞きいたします。

水道事業管理者 一般会計の繰入金でありますけれども、高料金も含めて簡水分、それから水源開発分も含めて100パーセントということでございます。

笠原喜一郎君 100パーセントということですが、多分四つぐらいの項目があったかなというふうに思っているわけですが、ちょっと今資料を持っていませんので。それで前企業局長のときに、本来ならばもう少し前に高料金としてもらえる部分ももらえないですときたのだと。本来ならばこれだけの部分ももらえるのだというような資料を見させてもらったことがあったわけです。徐々に高料金の資本費との差額が減って、高料金の繰り入れ部分が減ってきているわけですが、さかのぼってそういう繰り入れがなされるというふうにごちらで理解をしていいの。それとも、それはもう終わったことだというふうな財政との話になっているのか。その辺を確認をしたいと思ひます。

水道事業管理者 私も昔のことはちょっとよくわからない部分はありますけれども、昔の分が100パーセントでなかった時代も多分あったろうというふうに思ひます。今ここでその分をさかのぼって一般会計から入れていただくというふうな思ひは、私自身はもっておりません。

むしろそれよりも平成24年度でも一応予算時には私どもは要求したわけですが、広域化分が24年度でみますと大体8,000万円ぐらいになるかと思ひます。その分も含めていわゆるそのルール分について100パーセント入れていただくということがまず一番の先決だろうというふうに、水道事業側としてはそういうふうに思ひますが、一般会計との資金のやりくりの問題もありますので、水道事業だけが要求するというのではなくて、一般会計の方ときちんと話をしながら進めてまいりたいというふうに思ひております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。ただいま議題となっております第17号議案は、産業建設委員会に付託ますので審査をお願いいたします。

議長 日程第25、第18号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第18号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成24年度の病院事業会計予算は、医師の確保と経営の健全化に努め、市民の皆様に安定した医療を提供することを目標に編成いたしました。また、本年度は新病院事業に関する予算も資本的収支に計上しております。収益的収支では収入で医業収益と介護保険収益の合計を35億669万円に、支出で医業費用を38億1,112万円とし、医業外収益、医業外費用を加えた歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,552万円としたいものであります。

資本的収支におきましては大和病院事業関連で、医療機器等の購入及び企業債償還による支出を2億4,491万円と見積もり、収入ではこの財源として企業債及び繰入金を主体に1億8,718万円を計上いたしまして、不足する額を過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

また、新病院事業関連では支出において市の医療体制再編に対応するための費用を9,500万円計上し、収入で同額の企業債を計上しているところであります。概要につきまして大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務部長 それでは1ページ目をご覧いただきたいと思います。第1条は総則でございます。第2条業務の予定量でございますが、病床は一般161、療養38、計199床でございます。患者数でございますが入院を6万2,770人、前年度に比べまして630人少なく99.0パーセントでございます。また、外来を15万1,800人、3,200人前年度比よりも少ない97.9パーセント。外来の診療日数は282日で見込んでおります。それから1日の平均患者数でございますが、入院が172人、昨年度が174人でしたので2人マイナス。外来が538人、8人マイナスでございます。

それから第3条の収益的収支でございますが、収入の方でございます。事業収益が全体で38億4,552万4,000円、前年度比102.0パーセントでございます。その中で入院、外来それから健診、人間ドック等の医業収益ですが、34億5,411万2,000円、100.7パーセントでございます。介護保険が5,258万円。それから医業外収益3億3,883万1,000円、これは一般会計からの繰入金ですが、前年度比119.8パーセントでございます。

支出でございます。事業費用は同額でございます。医業費用これは主に給与費、それから材料費、それから経費でございますが、38億1,112万1,000円、前年度比102.2パーセントでございます。医業外費用これは支払利息、それから消費税等でございますが、140万円、前年比88.0パーセントでございます。それから特別損失予備費は前年度と同額を見積もらせていただきました。

資本的収支でございますが、収入で先ほど市長の説明の中で申し上げましたが、今年は大和病院の事業の資本的収支と、それから新病院建設に伴う収支がございますので、款で分けてございます。1款の大和病院事業資本的収入は1億8,717万5,000円、前年度比138.0パーセントでございます。内訳は企業債と繰入金でございまして、企業債が9,000万

円、これは前年度はありませんでした。繰入金が9,717万4,000円でございます。

それからめくっていただきまして2ページ目をご覧いただきたいと思いますが、これが第2款で新病院事業の資本的収入でございます。企業債が9,500万円でございます。それから支出でございますが、大和病院の方が資本的支出の方が2億4,491万2,000円でございます。前年度比108.3パーセントでございます。内訳は建設改良費、これは医療機器の購入でございますが、1億1,620万円ということで227パーセントでございます。それから企業債の償還金これが1億2,871万2,000円ということで、前年度比73.5パーセントになっております。

それから2款で新病院事業の資本的支出が建設改良費、後ほど中身を申し上げますが、起債と同額の9,500万円でございます。

それから第5条は企業債ご覧のとおりでございます。それから第6条は一借りの限度額7億円ということで、先ほどご質問がありましたが、前年度は10億円ございました。それから第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費、交際費それぞれ記載のとおりでございます。それから第8条はたな卸資産の購入限度額でございます。材料費のうち薬品費、診療材料費、それから燃料費のうち、灯油代等を計上させていただいております。

それから、3ページをご覧いただきたいと思いますが、予算に関する説明書1番の病院事業の実施計画、それから6番の24年度南魚沼市病院事業予定貸借対照表それぞれ記載のとおりでございます。後ほど委員会でこの辺は詳しくご説明をさせていただきます。

それでは20ページをご覧いただきたいと思いますが、病院事業会計予算の概要ということでここで中身をちょっと説明させていただきます。なお、本予算は2月23日に開催をされました病院事業運営委員会というのがあるのですが、ここで説明をさせていただいて了承をいただいております。まず20ページの方で収益的収支でございますが、事業収益、入院、外来、その他医業収益がございます。その他医業収益というのは先ほども申し上げましたが、差額ベッドだとかあるいは健診ドッグそういった収益でございます。では、そうしますと右の方の資本的収支の方で新病院の方の関係で申し上げますが、企業債が9,500万円歳入がございます。支出の方でございますが建設改良費ということで9,500万円、8,000万円の調査設計のお金と、それから1,500万円の既存の駐車場の整備という内訳でございます。説明は以上でございます。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 それではちょっと四つほどお伺いします。収益的収支の方で一般会計から3億1,400万円を繰り入れをするわけですから、この部分について先ほどの補正予算の中ではこういう繰り入れは赤字補てんではないと。そういうような発言があったわけなのですが、赤字補てんではなくて地域医療を担っている病院に対する当然の支援だというようなお考えだと思うのですが、3億1,400万円という部分が2億円ぐらいであればそうかなと思うんですけれども、3億円となると赤字補てんという部分があるのではないかな

と思います。そこら辺をちょっとお伺いいたします。

それから毎年言っていますけれども、医業収益34億円に対して給与費が24億円と単純割りにかえしてみれば71.6パーセントという給与費の割合になるわけなのです。この部分がやはり常勤医ではなくて非常勤医を多く抱えなければならないという宿命を背負った病院の部分かなと思いますけれども、この部分はどのような改善をしていこうと。常勤医を入れれば改善ができるという部分であろうか、毎年そういうところを聞いているわけなのですけれども、その改善の策というのをお聞きをしたい。

もう1点は新病院の事業債であります。9,500万円の収入で支出をしていくわけですが、医療対策室と病院事業の事務長である大和病院の事務の部分ですよね。この部分がどういう連携をしながらこの9,500万円の支出を考えているのか、という部分でありますよね。病院の企業会計として企業債としてどんどんこれから借金を増やしていくやつ。ただし、その使い道云々については医療対策室が主導になってやっていくというのは、私はもう終わったなど。医療対策室と病院事業会計とは一緒になってやっていかなければならない部分であると思っていますが、その3点についてお伺いいたします。

市長 3点目の件について申し上げます。医療対策室は今まだ基幹病院の問題もありますし、それからコホート関係のこともあったりとか、いろいろ病院事業の中で非常に収入も上がらないで手間ばかりかかる部分をやっているわけです。おわかりですか。これをやったから収入が上がるわけではありません。

ですので、一般の行政の方でこれをやるべきことだということで医療対策室を設置して、基幹病院と地域医療関連をどうきちんと構築するかということまでくれば、あとは病院の例えば建設とかそういうことになれば、それは病院事業の方で職員の中でやっていける分はやっていただければ結構です。けれども、まだご承知のように大和病院側とベット数の関係だとかいろいろのことで100パーセント調整がついたということではありませんから、そういうことの折衝も含めて。まだ、医療対策室が病院事業の方に一緒になってやるという体制ではありません。まだ一般の行政部分というものも相当抱えておりますので、これらを全て解消すればある意味医療対策室というのは今度はいらなくなるわけですから、わざわざ病院側の方に移す必要がないとそういうふうにご理解いただきたいと思います。

もちろん、新しい病院の設計についても、全て先生方ときちんと意思疎通を図りながら、やっぱりそこを使う先生方がこれでいい、あれでいいということにならなければだめなわけですから、それはきちんと調整をさせていただきながらやっていくということでもあります。

ですから、医療対策室がもう何年必要になるかなどということは別にいたしまして、そういう橋渡しも含めてきちんとした体制をとってやっているということですので、混同しないで考えていただきたいと思います。

大和病院事務部長 それでは私は前段の繰入金と給与費の関係のことですが、繰入金というのは一つの総務省が示している見解がございまして、その見解にのっとって、これはその部分を、例えば地方における医師不足の医師の確保に対する経費だとか、あるいは救急そ

れから緊急の医療に対する経費だとか、あるいは不採算部門、例えば小児だとか、お産の問題ですとか、あるいはそれから整形の問題ですとか医師不足がすごく不採算部門に対する意識だとか、あるいはへき地だとか、あるいは地域医療に対する経費だとか。そういったものがそれぞれの基準がありまして、それに対してかかった経費の中のこれだけが、要求しているですよという、それから認めてくださいよというのが繰入金の基準になっております。

私どもはそれにのっとって請求をしたり、あるいは査定を受けたりしているわけですが、なかなか全額認めていただけないというのが実情でございます。議員は3億円というのは多くて2億円ぐらいが妥当じゃないかというお話なのですが、例えば一つの例で申し上げますと、うちが199床です。県立六日町病院が199床です。この前、基幹病院の説明会の資料に出ておりましたが、県立六日町病院は利息を含まないで4億1,000万円入ってもらっています。ですから、それは取り方がいろいろありますけれども、そういうことを一つの基準に考えていただいて、私は今議員がおっしゃったように3億円が多すぎるということとはちょっといかがなものかなというふうに考えております。繰入金の関係に関してはそういうことでございます。

それからもう一つ給与費の問題ですが、これはやっぱり言われましたように非常勤が非常に多いです。1月ぐらいの時点で数えてみましたら、例えば1か月に1回来る先生も、それから週に1回来る先生も、ほとんど外来の支援で来てもらっているんですけども、そうじゃなくて当直を代行で来る先生もいますし、それから虎の門病院みたいに救急するときに救急だけに来てくれる先生もいますし、病理といってがんの組織を診る先生もいますし、放射線といって読影フィルムだけ見る先生もいますし、いろいろな先生を併せて82人来ています。82人。

本来ならばうちの病院の規模で20人ぐらいでいいと思います。82人来ていているということはそれに全部交通費もかかるわけですし、そうしないと求められている医療が提供できないという部分がありまして、その82人。だから、すごく今でも金かさが上がっています。そういう部分も、やっぱりそれは必要な医療を提供しなければいけない医療だと思ってやっているわけですが、その辺が非常にネックになっていると思います。

そこでもう一つは非常勤の先生のことじゃなくて、では常勤の先生はどうかと言いますと、新年度で4月から3人決まっております。あと、年度途中から1~2人おいでになるかもわかりませんが3人決まっております。1人は整形外科の先生がおいでになります。そうすると整形が今度は3人体制になりますので、かなり力が発揮できるなと思っています。1人は口腔外科の先生がチェンジになりますので実質は変わらないのですが、もう1人は精神科の先生がおいでになります。

逆に内科の先生が1人定年を迎えますし、外科の先生がご家族の都合でちょっと3月いっぱいということですので依然として、整形外科はちょっと見通しが出てきましたが、内科と外科がちょっと大変だなという気がしております。

ですから、その辺かなり縮小してするのか、あるいは外来の先生を頼んできて応援をして

いただいて、できるところはそこのその先生からやっていただいて医療を提供するのか。その辺の整理をしながら考えて、先ほどから経営のことがありますので、その辺も経営とそれから市民に対する医療提供がどちらもできればいいんですけども、どちらもできるような方策をなるべく考えながら対応をしていきたいと思っております。以上です。

中沢俊一君 市長にお伺いしますが、委託料というのが8,000万円上がっております。これは六日町病院の設計もろもろにかかるものだと思っておりますが、これについてどこまでのどういう費用なのかちょっと教えてください。

市長 これは病院事業会計で起債を起こしてお金を作って、それを今度は市の方へ出していただいて、今、一般会計の方に入れていただいてそこから支出をしようということですけども、委託料というのは新六日町病院の設計、監理、監督まで含めた費用になるかと思えます。設計、監理、監督。当面120床ということをおっしゃっておりますけれども、その病院の建築、周辺も含めてですけども、それからそういう設計ですね、それから監理、監督まで含めた部分でその程度の予定をしているということでもあります。実際どのくらいの額かはわかりません。入札してみないとですね、そういうお金です。

中沢俊一君 さて、その中でありますが、所信表明の中でも病院事業債を、当然工事になれば起こさなければならぬということが書いてありました。どの程度を見込むか私はその工事費並びに土地からでありますでしょうか、私はわかりませんが、市長はかつて六日町病院を引き取る際に、市が多額な負担をしなければならぬようだったら私は引き取りませんよとおっしゃいました。私はこれについての見解をもう一回聞いてみたいと思えます。

市長 当然そういうつもりでいますから。ただ、病院事業債を起こして建設を進めるといふ、これはもし、県との調整がまだつかなければ、それはそれで進めていかなければなりませんからそういうお話も申し上げております。ですから、24年度の中で県とどう調整がきちんできていくのか、今もずっと県の方には要請をしているわけでありませぬ。県が負担する部分、あるいはそれを超えて非常によくなる部分やそういう部分はそれは当然市が市というか病院の方で負担するわけですね。その辺の区分けも含めてできれば私は24年度中にはもう決着をしたいというふうにおっしゃっております。今、そういう状況です。

監督は失礼、実施設計のみだそうであります。監督は建設が始まってから計上するそうです。さっきのやつをですね。いわゆる私が常々申し上げていたことは、一般会計の中で持ち出しをしながら病院を引き受けなければならないなどということではできませんと、それはずっと言っています。新しい部分を作るわけですから、さっき言ったように事業債を突っ込む部分と、県がいわゆる補償的な部分で出してもらおう部分といろいろ出てきましようけれども、それは24年度の中で何とかきちんとしていきたいということでもあります。

中沢俊一君 これはかつての議会答弁、議場答弁の中で議事録にも残っておりますし、エフエムでも流れたと思っておりますから。あのね、本当にそういう形で県と交渉をして、高額な市の負担がないように、これはもう全力を挙げてやってもらわなければなりません。なりませぬが、本当にこれが万一、とんでも受けられないという負担金が出てきた場合、こ

れはもう県立六日町病院を市の方で引き取るなり、ほかの事業者に任せるなりして県の手から離すということで、基幹病院の設置が決められているわけであります。地域医療の維持充実、それからこの基幹病院の行方、本当に私はこの辺を踏まえて市長から県に強力な交渉をお願いしてってもらいたいと思っております。そういうことを踏まえた中での言動であってほしいと思っております。以上です。

市長 当然そういうことを踏まえて、自分の気持ちとしてはお話をさせていただいたわけであります。ただ、まだ今、福祉保健部の部分で止まっておりますので、知事との直接交渉にはまだ至っておりません。この中できちんと決着をつけていかなければならないと思っております。

関 昭夫君 事務部長にお伺いをしたいと思います。補正予算の中でもありましたし、補正予算の質疑の中の答弁でも話を聞きましたし、先ほどの答弁も伺いましたが、何年来同じような答弁を聞いていると私は思っています。24年度のこの予算、繰入金については部長が思う方向にそれは100パーセントではなかったという話もありますが、思う方向に動き出したということであれば、なおさら結果として赤字で資金不足が発生して、また赤字補てんの繰り入れをしなければ、企業債の発行ができないような形にいかないように、やはりここは覚悟をもってやっていただかなければいけないと思っております。

私、認識がどうかちょっとはっきりしたことはわかりませんが、恐らくこのこれからの新年度が人事異動がなければ集大成の分かなという気がしていますけれど、せっかく何年来言ってきたことが実現しないまま終わるようなことがないように。ましてや結果として赤字が続くようであれば、やはり地域医療にとっては非常に打撃が大きい、あるいは病院再編にも大きく影響する分だと思っておりますので、せっかく頑張ってきた分がきちんと実現できるように決意をお願いしたいと思います。

大和病院事務部長 ありがとうございます。本当にそのとおり集大成でカウントダウンを迎えようとしております。とにかく、何があるかはわかりませんが、なんといたっても病院というのは医師がいなければ何もできませんし、それから新しい、何と申しますか、今、市長とこうキャッチボールをしているいろいろ懇談をさせてもらっていますけれども、非常にそういう部分でも尊重してもらっています。やはり医師が残って医師がやれる。やりたい環境、それからやれる環境、そういうものを作ることが一番です。そういう医師が残って頑張れる環境を作って、それで、今ご指摘のようにやっぱり一つは形として、数字として表れないとできない部分もありますので、いろいろなご迷惑をかける部分もあるかもわかりませんが、結果を残せるように集大成ですので頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

樋口和人君 1点、私も社厚の委員ですのでまあまあ思っていたんですけども。実はこの間からちょっと気にはなっていたんですけども、今、病院事業会計の予算ということでやっているわけですが、病院の方の最高責任者の事業管理者というのが、この予算のところにはいないというのが、私はどういうものかなと思うんです。その辺の市長の見解を伺い

たいと思います。

市長 これは就任の際にも皆さん方に申し上げてご就任を依頼したわけですが、病院の先生で医者でありますので、なかなかこの議会にずっと勤めるわけにはいきませんと。ただ、予算のきちんとした、これはやっぱり今、付託案件になりますので、当然そちらの方で必要であればまた呼んでいただくということでもありますし、事務部長でこの部分については十分対応ができるという判断のもとに、議長から今日もご許可いただいたわけがあります。それはずっとご出席いただけるのが一番いいわけですが、特殊事情に鑑みてひとつご理解をいただきたいと思っております。

樋口和人君 私もずっともちろん公務ということでそれはいいんですけども、多分この大綱質疑のところでも私もそれぞれそれなりに病院のことを、進むべき道を非常に心配をしながらいろいろな議論をしているわけです。本当にどのぐらいの状況でこの時間を作れるのかどうかちょっとわかりませんが、できれば、やはりどういった方向でいくとか、我々が心配しているその大綱の質疑のところといたしますか、この辺はぜひ何とか時間がつくようであればというふうに思っています。ほかのときにこの議場にいてくださいとは私は思いませんけれども、そこら辺はまた事情が許す限りはといたしますか、許せるようであればいただければいいなというふうに要望をしておきます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第18号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思いますのご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

議長 次の本会議は3月8日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後5時50分)